

第四次川越市総合計画 (基本構想、前期基本計画)



人がつながり、魅力があふれ、
だれもが住み続けたいまち 川越



川 越 市

第四次川越市総合計画

(基本構想、前期基本計画)

川 越 市

川越市民憲章

昭和 57（1982）年 12 月 1 日制定

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
（明治 45 年制定）



■市の花 山吹（やまぶき）
（昭和 57 年制定）



■市の木 かし
（昭和 57 年制定）



■市の鳥 雁（かり）
（平成 4 年制定）



ごあいさつ



平成 28 年度から 10 年間のまちづくりの指針となる第四次川越市総合計画を策定いたしました。

策定過程においては、本市が未来に向け傾注すべき取組について、様々な手法を用い、多くの市民の皆様に御意見を伺ってまいりました。

全国的に人口減少や少子高齢化の進行といった大きな課題に直面する中、第四次川越市総合計画では「子ども・子育て」を新たな柱として位置付け、少子化対策や子育て支援に取り組むこととしております。

人口 35 万人を有する本市は、江戸時代に城下町として栄えた歴史を持つとともに、都心に近い立地でありながら、豊かな自然環境にも恵まれた都市です。農業、商業、工業のバランスが取れた産業構造を有し、近年では多くの観光客にお越しいただいている観光都市でもあります。

こうした本市の多彩な魅力をさらに高め、将来都市像として掲げた「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」の実現を図るべく、計画を着実に推進してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、熱心に御議論いただきました、川越市総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただいた多くの皆様に対し、心からお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

川越市長 川合善明

策定にあたって

だれもが住み続けたいまちを目指して

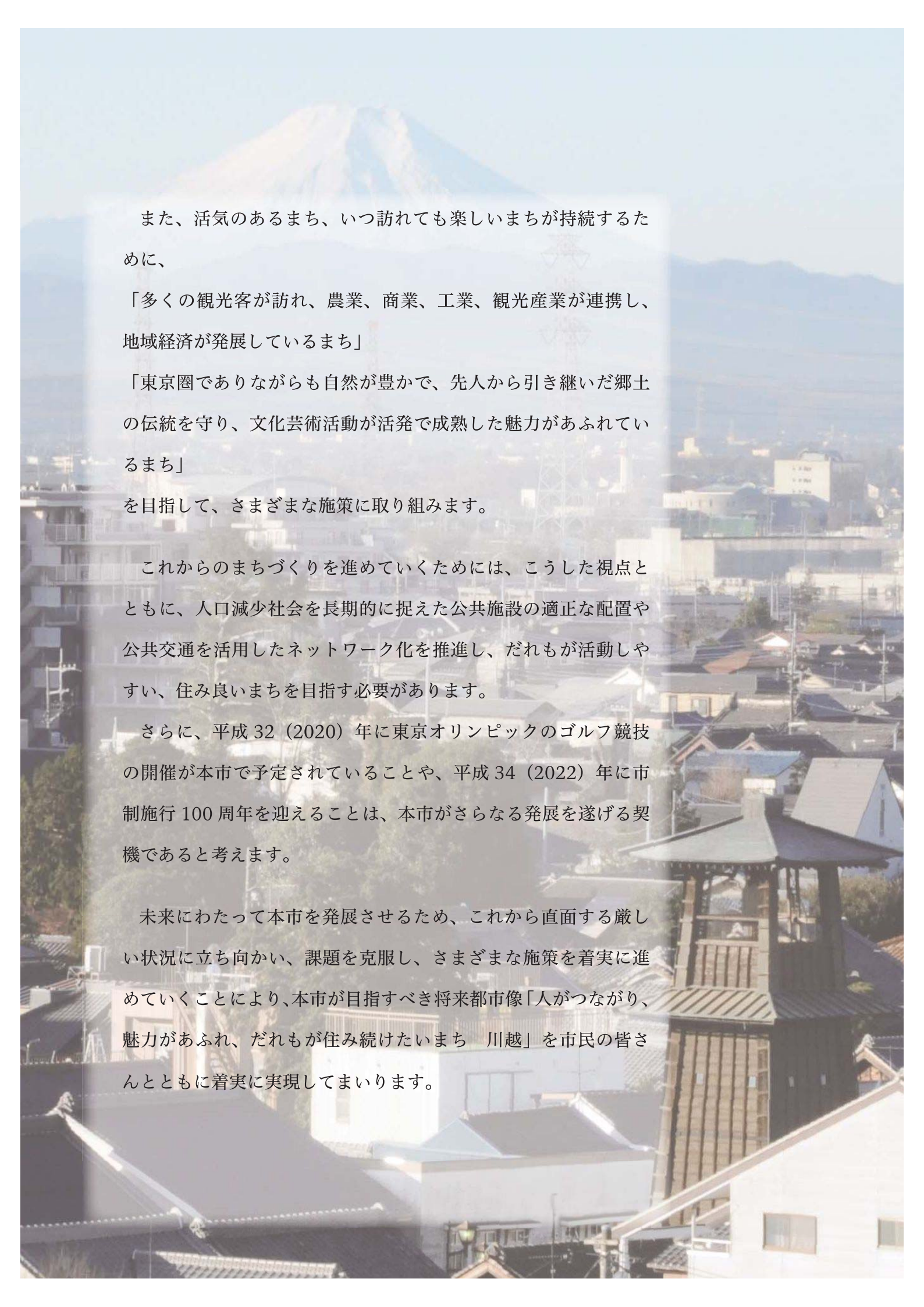
第四次川越市総合計画は、日本が初めて直面する少子高齢化にともなう人口減少社会に、市としていかに対処し持続ある社会を形成するかに主眼を置きました。

こうした課題や市民ニーズを認識した上で、これまでの施策を検証し、活力と魅力に満ちた都市として発展するよう、さまざまな観点から検討を行ってまいりました。

平成 27（2015）年 8 月、本市の人口は 35 万人に達しました。人口の増加は、にぎわいの創出や経済の活性化など、まちに活気をもたらすだけではなく、本市が住みたいまちとして評価を受けている証でもあり、自治体として望むところです。

しかしながら、本市においても第四次川越市総合計画の期間中である平成 30（2018）年には人口のピークを迎え、その後は減少していくことが推計されています。そのため、本市の活力を未来につなぐ少子化対策、進行が顕著である高齢化に向けた対策をそれぞれ喫緊の課題と捉え、具体的な施策を講ずる必要があります。

第四次川越市総合計画では、川越の近未来を、
「子育てにやさしい、地域社会で子どもたちを健やかに育ているまち」
「高齢者が生きがいを持ち、安心して元気に暮らしているまち」
「地域の課題を地域で解決する、市民がまちづくりに積極的に取り組んでいるまち」として描き、これらの実現に向けて取り組むことが重要と考えています。

A scenic view of a town with a large mountain in the background. The town is built on a hillside, and the mountain is visible in the distance. The sky is clear and blue.

また、活気のあるまち、いつ訪れても楽しいまちが持続するために、

「多くの観光客が訪れ、農業、商業、工業、観光産業が連携し、地域経済が発展しているまち」

「東京圏でありながらも自然が豊かで、先人から引き継いだ郷土の伝統を守り、文化芸術活動が活発で成熟した魅力があふれているまち」

を目指して、さまざまな施策に取り組めます。

これからのまちづくりを進めていくためには、こうした視点とともに、人口減少社会を長期的に捉えた公共施設の適正な配置や公共交通を活用したネットワーク化を推進し、だれもが活動しやすい、住み良いまちを目指す必要があります。

さらに、平成 32（2020）年に東京オリンピックのゴルフ競技の開催が本市で予定されていることや、平成 34（2022）年に市制施行 100 周年を迎えることは、本市がさらなる発展を遂げる契機であると考えます。

未来にわたって本市を発展させるため、これから直面する厳しい状況に立ち向かい、課題を克服し、さまざまな施策を着実に進めていくことにより、本市が目指すべき将来都市像「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を市民の皆さんとともに着実に実現してまいります。

目 次

【はじめに】	1
1 総合計画とは	2
2 総合計画の名称、構成、期間	2
（1）計画の名称	2
（2）計画の構成	2
（3）計画の期間	3
3 第四次川越市総合計画の前提となる社会状況	3
（1）本市を取り巻く社会状況	3
（2）本市において今後想定される出来事等	7
【基本構想】	9
1 基本構想の理念	10
2 都市づくりの目標	11
（1）将来都市像	11
（2）基本目標	11
（3）将来人口	12
（4）土地利用構想	12
3 施策の大綱	16
（1）分野別の方向性	16
【前期基本計画】	25
第1 本市の状況と見通し	27
1 人口推計	28
（1）本市の人口	28
（2）年齢別構成	29
（3）世帯の状況	30
2 土地利用	31
（1）現状と課題	31
（2）基本的な考え方	31
（3）土地利用の方向性	31
（4）機能連携の強化	32
3 産業	34
（1）本市産業の現状	34
（2）就業者数	38
（3）市内総生産額	39

4	財政状況見通し	40
(1)	川越市の財政状況	40
(2)	今後の財政収支	44
5	市民意識の現状	46
(1)	市民満足度調査	46
(2)	市民参加結果	48
第2	分野別計画	51
	施策の体系	52
第1章	子ども・子育て	
	子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち	55
第2章	福祉・保健・医療	
	住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	65
第3章	教育・文化・スポーツ	
	歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち	79
第4章	都市基盤・生活基盤	
	安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち	95
第5章	産業・観光	
	地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち	117
第6章	環境	
	地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち	131
第7章	地域社会・市民生活	
	地域で支え合う、安全で安心なまち	143
第8章	住民自治・行財政運営	
	つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進	161
[資料編]		
1	第四次川越市総合計画策定経過	176
2	川越市総合計画審議会	178
3	市民参加の取組概要	181
4	庁内体制	184
5	第四次川越市総合計画 指標一覧	187
6	個別計画一覧	192

はじめに

はじめに

1 総合計画とは

総合計画は、市民と行政にとって、まちづくりを進める指針となるもので、目指すべき都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めたものです。

「第四次川越市総合計画」は、「川越市総合計画策定条例*」に基づき策定した計画で、平成 28（2016）年度以降 10 年間のまちづくりを進める新たな指針となるものです。行政は、この計画に沿って、社会の動向に即応し、自らの在り方を考え、市民とともにまちと暮らしを築くという重要な役割を担うことになります。

2 総合計画の名称、構成、期間

（1）計画の名称

計画の名称は、「第四次川越市総合計画」とします。

（2）計画の構成

計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されます。

ア 基本構想は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想です。

イ 基本計画は、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画です。

ウ 実施計画は、基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画です。

*川越市総合計画策定条例：平成 23（2011）年の「地方自治法」の改正により、市町村に対する基本構想策定の義務付けはなくなったが、本市は、長期的視点から総合的かつ計画的に行政運営を行うための計画を策定する根拠として、平成 26（2014）年に「川越市総合計画策定条例」を制定した。

(3) 計画の期間

計画の期間は、次のとおりとします。

- ア 基本構想は、平成 28（2016）年度を初年度とし、期間を 10 年間とします。
- イ 基本計画は、平成 28（2016）年度を初年度とし、前期の期間を 5 年間、後期の期間を 5 年間とします。
- ウ 実施計画は、計画期間を 3 年間とし、毎年度改定します。

年度	平成 西暦	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022	35 2023	36 2024	37 2025
基本構想	基本構想（10 年間）										
基本計画	前期基本計画（5 年間）						後期基本計画（5 年間）				
実施計画	実施計画（3 年間）（毎年度改定）										

3 第四次川越市総合計画の前提となる社会状況

(1) 本市を取り巻く社会状況

ア 人口減少と少子高齢化の進行

平成 24（2012）年 1 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位推計*）によれば、我が国の人口は、平成 38（2026）年に 1 億 2,000 万人を、平成 60（2048）年には 1 億人を下回ると推計されています。

本市においては、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の減少が始まっています。総人口については平成 30（2018）年、また、世帯数は平成 37（2025）年にピークを迎え、その後は減少に転じると推計しています。

14 歳以下の年少人口は、平成 27（2015）年の 45,537 人が平成 37（2025）年には 40,409 人へと減少しますが、65 歳以上の高齢者人口は、平成 27（2015）年の 84,779 人が平成 37（2025）年には 95,682 人へと増加すると推計しています。

本市においては、人口減少と少子高齢化の進行に対応した取組を進めていくことが求められています。

*出生中位・死亡中位推計：人口の将来推計は、将来の出生数、死亡数などを推計することで得られる。推計に当たり、出生率や死亡率などが将来どのような値になるか不確定要素が大きいため、出生及び死亡の推移がそれぞれ中くらいの場合、高い場合、低い場合の仮定を設けて推計し、それらをそれぞれ中位推計、高位推計、低位推計と呼ぶ。

イ 市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化

三大都市圏の抱える課題として、平成 25（2013）年に第 30 次地方制度調査会が行った「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」では、高齢化対策について極めて短期間のうちに講じる必要性があるとし、「高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増することへの対応や、独居老人や老老介護の問題など、家族やコミュニティの機能の低下への対応も必要になる。」と指摘しています。

本市においても、人口減少と少子高齢化の進行が市民生活や市政運営に与える影響を避けることはできません。このような中、引き続き安心して市民生活を送ることができるよう、公共的活動を担う市民活動の活性化と地域コミュニティの機能の強化に向けた取組が求められています。

ウ 住民自治の推進

住民自治について、平成 26（2014）年に地方分権改革有識者会議がとりまとめた「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」では、今後、住民の政策形成過程への参画や、住民と行政の協働など、住民自治のしくみを取り入れていくべきであるとしています。

本市においても、市民ニーズを捉えた個性あるまちづくりを進めていくため、これまで以上に市政への市民参加を進めるとともに、地域の課題解決に市民自らが関わるしくみづくりを進めていくことが求められています。

エ 持続可能なまち（財政、社会資本、環境）

少子高齢化など大きな社会状況の変化が生じている中、以下に示す財政の観点、社会資本の観点、環境の観点等から、持続可能なまちを目指すことが求められています。

（財政の観点）

少子高齢化の進行や、経済成長の大きな伸びが期待できないことなどから、市税をはじめとする収入は中長期的には横ばいまたは減少が見込まれる一方で、社会保障費は増大するという傾向は今後も続いていくと予想されます。このことから、本市の財政状況はますます厳しさを増していくものと考えられます。

今後、積極的に行政改革に取り組み、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくことが求められています。

（社会資本の観点）

少子高齢化が進行し、人口が減少していく中、今後、公共施設やインフラ施設といった社会資本が一斉に更新時期を迎えます。

本市においては、昭和 47（1972）年から 10 年ほどの間に、多くの公共施設を整備しました。これらの施設は、しゅん工後 50 年を迎える平成 34（2022）年頃から、更新需要のピークを迎えると予想しています。道路や橋りょう、上下水道等のインフラ施設とともに、需要を適切に捉えて更新や統廃合、長寿命化などを行っていくことが求められています。

（環境の観点）

世界規模での人口の増加や経済活動に伴うエネルギー消費量の増加等を背景として、地球環境に対する負荷が増大しています。特に、温室効果ガス排出量の増加に伴う地球温暖化は、平均気温や海面水位の上昇を引き起こすほか、大規模な洪水や異常気象の発生に影響を及ぼすといわれています。

本市においても、市民、民間団体、事業者、行政が環境問題について共通の認識を持つとともに、経済発展や生活の質を維持向上させながら、環境への負荷を軽減するための具体的な行動を各主体が実践していくことが求められています。

オ 産業の振興

国では脱デフレ社会に向けて成長戦略を推進し、近年では、株価の回復や雇用環境の改善など、景気回復に向けた兆しが見えるようになってきました。さらに、地方創生というテーマを掲げ、地方経済の改善を支援するための取組も進められています。

本市の活力を維持し、創出していくために、持続的な経済活動が重要であり、恵まれた交通利便性をはじめ、歴史や文化、東京近郊の観光地といった強みを生かしながら、産業の活性化に取り組むことが必要です。また、地産地消や付加価値の高い農産物の栽培など、東京圏にふさわしい農業施策に取り組んでいく必要があります。さらに、今後の人口減少と少子高齢化の進行を見据え、高齢者や女性を含め、労働力の確保も必要です。

カ 安全・安心な暮らし

平成 23（2011）年に発生した東日本大震災や、近年頻発する自然災害の影響で市民の防災意識が高まっています。

また、近年、振り込め詐欺など、市民の日常生活を脅かす犯罪は後を絶ちません。さらに、高齢化の進行に伴う空き家の増加は、不審火や老朽化による倒壊、犯罪の温床となる不法侵入、景観の悪化などの要因になることが懸念されます。

本市では、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを行うことや、犯罪や災害に対する危機管理体制の強化を図る必要があります。また、市民自らも防災・防犯意識を高める取組が求められています。

キ 情報通信技術の発達

インターネットやスマートフォンをはじめとする近年の ICT*の飛躍的な発展は、生活の利便性を向上させ、産業の生産性や効率性を高めるなど、社会生活や経済活動に変化をもたらしました。

近年では、情報発信者と受信者同士がコミュニケーションを図ることができるソーシャルメディアの普及や、大量のデータを分析の対象とするビッグデータの活用が始まっています。

本市においても、市民と行政等、ICT を活用した双方向のコミュニケーションを充実させていくとともに、行政情報のオープンデータ化の取組を進めることが求められています。

ク 地方分権改革の進展

地方分権改革の起点となった平成 5（1993）年の衆議院及び参議院両院の「地方分権の推進に関する決議」から 20 年が経過し、この間、第 1 次・第 2 次地方分権改革が進められてきました。

第 1 次地方分権改革においては、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に変え、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールの確立などによる制度の整備が図られてきました。

また、第 2 次地方分権改革においては、地方に対する規制緩和や都道府県から市町村への権限移譲、国と地方の協議の場の法制化などが行われてきました。

本市においても、必要な権限の移譲と財源の確保をしつつ、地方の発意に根ざした取組を進めることが求められています。

* ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

（２）本市において今後想定される出来事等

ア 東京オリンピックのゴルフ競技の開催

本市で開催が予定されている、2020（平成 32）年の東京オリンピックのゴルフ競技について、大会の円滑な運営に向けた準備を進めるとともに、大会の開催を契機とした観光客の誘致や市全体の活性化につなげるため、国内外へ向けて本市の魅力を積極的に発信する必要があります。

イ 市制施行 100 周年の節目

平成 34（2022）年に、本市は市制施行 100 周年を迎えます。「第四次川越市総合計画」の計画期間内に、この大きな節目を迎えることを生かし、各分野において効果的に施策を推進していく必要があります。

ウ 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通

横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡する圏央道は、平成 32（2020）年までには、東名高速道路や中央、関越、東北、常磐等の各自動車道とつながり、全ての区間が開通する予定となっています。

今後は交通利便性の向上を生かし、産業や観光などの面において、本市の発展につながるような施策に取り組む必要があります。

基本構想

平成 28（2016）年度～平成 37（2025）年度

基本構想

1 基本構想の理念

基本構想の理念とは、基本構想を定めるに当たっての市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したものです。「第四次川越市総合計画」においても、「川越市民憲章」の考え方を尊重し、本市を取り巻く社会状況の変化を認識して、基本構想の理念を以下のとおり定めます。

人と人とのつながりから広がるまちづくり

さまざまな主体との協働を進めるとともに、人と人、人と地域などの連携や協力によって、結びつきを広げながら、みんなでまちをつくれます。

魅力を高め、活力を生み出すまちづくり

先人から受け継いだ歴史や文化、豊かな自然を大切にしながら、新たな価値を創造し、訪れたい、しごとをしたい、住み続けたいまちをつくれます。

持続可能なまちづくり

人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、環境問題などに対応しながら、未来に向けて、平和で安全に、安心して過ごせるまちをつくれます。

2 都市づくりの目標

(1) 将来都市像

基本構想の理念に基づき、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、将来都市像を以下のとおり定めます。

人がつながり、魅力があふれ、 だれもが住み続けたいまち 川越

(2) 基本目標

将来都市像を実現するために、8つの分野別の基本目標を定めます。

分野別の基本目標

- | | |
|-------------------------------------|------------|
| ① 子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち | 子ども・子育て |
| ② 住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち | 福祉・保健・医療 |
| ③ 歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち | 教育・文化・スポーツ |
| ④ 安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち | 都市基盤・生活基盤 |
| ⑤ 地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち | 産業・観光 |
| ⑥ 地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち | 環境 |
| ⑦ 地域で支え合う、安全で安心なまち | 地域社会・市民生活 |
| ⑧ つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進 | 住民自治・行財政運営 |

（３）将来人口

本市の人口は、平成 37（2025）年に約 34 万 7 千人と推計していますが、「第四次川越市総合計画」の施策を確実に行うことにより、人口 35 万人を目指します。

（４）土地利用構想

ア 基本的な考え方

土地は、全ての市民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動等を展開する基盤となるものです。

このような認識のもと、自然環境の保全、育成等に努め、歴史や自然と調和のとれた魅力ある都市を目指します。

また、本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進行など、時代の潮流を的確に捉え、安全性、利便性、快適性、そして地域の特性を考慮し、総合的かつ計画的な土地利用を進めていきます。

特に土地の用途を転換する際には、自然や公共の福祉等に十分配慮し、全体として調和のとれた土地利用を図ります。

イ 都市構造の構築

県南西部地域の拠点都市として、広域的に求心力のある、魅力にあふれ、活力に満ちた都市を目指します。

そのため、本市を取り巻くさまざまな課題に効率的かつ効果的に対応し、社会資本の有効活用を図りながら、都市機能の集約化とネットワーク化を促進することによって、誰もが自由、快適に移動できる質の高い都市として、持続可能な多極ネットワーク型の都市構造*の構築を進めます。

*多極ネットワーク型の都市構造：市の中心的な拠点だけではなく、それ以外にも鉄道駅の周辺などに、人口、産業、行政機能、医療施設等が集約した拠点があり、市の中心的な拠点とそれ以外の拠点及び各拠点間が互いに公共交通等でアクセスできる都市構造のこと。

①集約化の促進

歴史的な文化遺産と近代的な都市機能が集約されている地域を「都心核」に、交通条件等によって地域生活の中心として構成されている地域を「地域核」と位置付け、市民生活や都市活動を支えるため、望ましい土地利用の誘導と地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指します。

また、産業の集約している既存工業団地などを「産業拠点」に、市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑を「緑・アメニティ*拠点」と位置付け、それぞれの役割に応じた活性化を図ります。

（都心核の形成）

本市の中央部に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区から北部市街地地区に至る中心市街地を「都心核」と位置付けます。

このうち、三駅周辺地区は「都市的活動核」と位置付け、商業や業務などの機能の充実を図ります。また、歴史的な建造物のある北部市街地地区は「歴史・水・緑核」と位置付け、商業、文化、観光等の機能を高めた魅力ある都市空間の形成を図ります。

（地域核の形成）

霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺地域を「地域核」と位置付け、地域社会の経済活動など市民活動の基盤として、個々の特性を生かした市街地の形成を図ります。

（産業拠点の形成）

川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地及び的場地区の工場集約地を「産業拠点」と位置付け、企業の誘致、工場の集約化などにより、産業拠点の形成を図ります。

（緑・アメニティ拠点の形成）

自然豊かな入間川や新河岸川の周辺、大規模な樹林地、伊佐沼周辺などを「緑・アメニティ拠点」と位置付け、潤いある市民生活を支える拠点として活用するため、保全や整備を図ります。

*アメニティ：快適な環境のこと。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況をいう。

②ネットワーク化の促進

市民生活の質や利便性の向上のため、都心核、地域核、各拠点の連携とともに、他都市との広域的な連携を図るなど、ネットワーク化を促進します。

（都心核・地域核・各拠点の連携）

都心核は地域核や各拠点と、地域核は都心核、他の地域核、各拠点との機能の連携を図ります。そのために都市計画道路等の幹線道路整備や公共交通の適正な配置に努め、総合的な交通体系の構築を目指します。

（他都市との連携）

他都市との連携を強化し、広域的な都市活動を円滑にするために、放射状・環状に幹線道路を整備するとともに、公共交通の充実を図ります。

ウ 土地利用の方向性

都市機能の集約化とネットワーク化を基本に「都市的土地利用」及び「自然環境的土地利用」により、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。

また、無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の向上を図るための諸施策を実施することにより、適切な土地利用を推進します。

①都市的土地利用

住宅地については、市民生活の質の向上を図るため、誰もが暮らしやすい住環境の整備に努めます。

商業・業務地については、地域の活性化や都市機能の向上を図るため、都心核は広域的、中核的な商業・業務地として、また、地域核は地域特性を踏まえた商業・業務地として、育成や誘導に努めます。

工業地については、生産環境と周辺環境の調和のもと、地域経済の活性化を図り、既存産業の振興や新たな産業の育成に努めます。

公園・緑地等については、人に潤いと安らぎを与えるとともに、生物の貴重な生育空間であることに配慮し、緑やオープンスペースの確保を図ります。

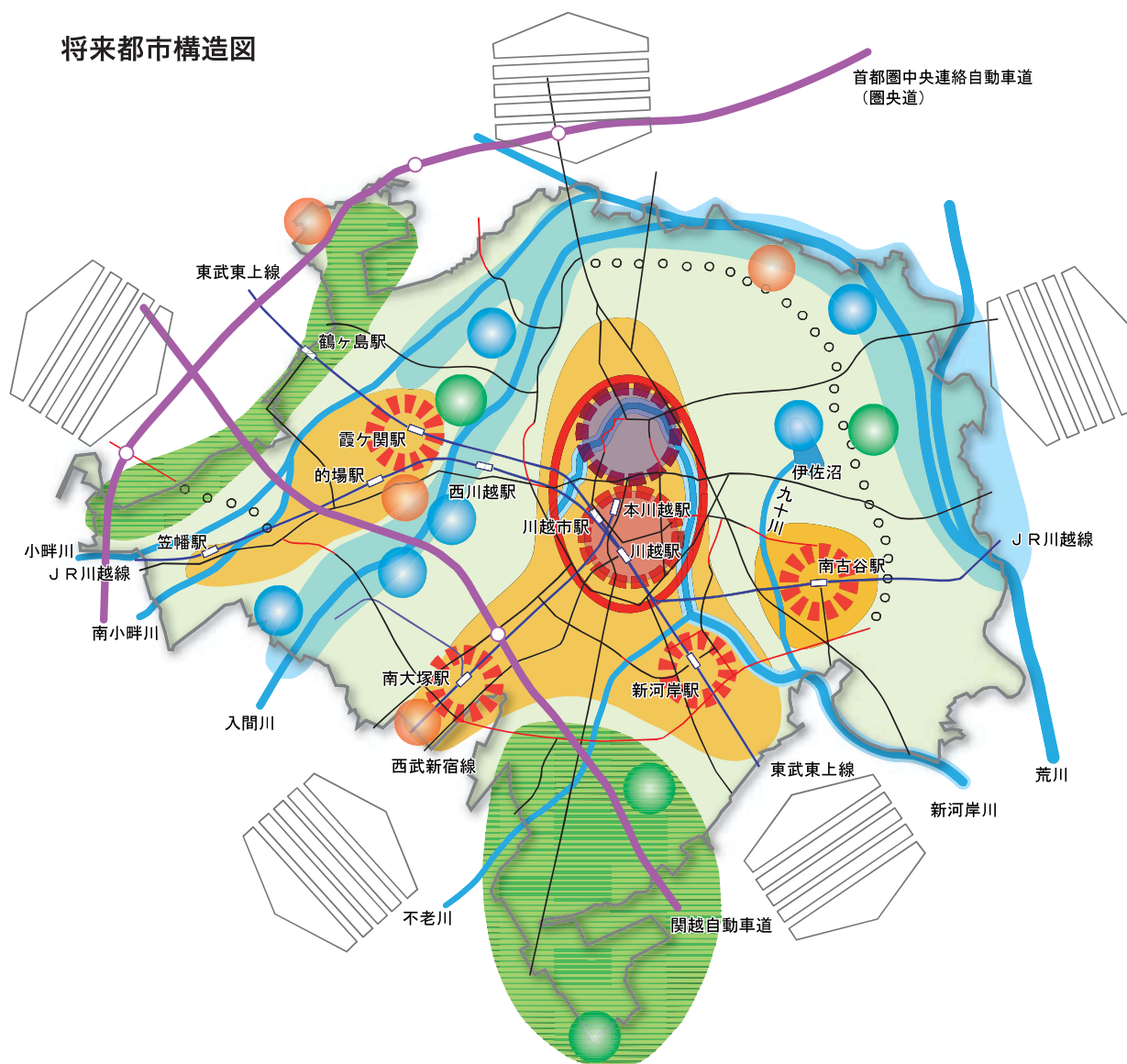
②自然環境的土地利用

農地や周辺の樹林地などについては、無秩序な市街化を防止するとともに、自然環境の保全を図るため計画的な整備を行い、適切に維持管理します。

水辺環境や周辺の樹林地などについては、自然環境を保全し、育む観点から、人と自然とのふれあいの場として、その整備、創出に努めます。

市民生活や都市活動などにより、新たな土地利用を進める場合は、農地や樹林地などの自然環境と生態系を十分考慮し、計画的な土地利用を図ります。

将来都市構造図



ネットワーク軸

凡	例
	高速道路・インターチェンジ
	鉄道・駅
	主要幹線道路
	(赤線は整備中または未整備の路線)
	主要幹線構想道路
	他都市との連携
	河川・沼

都心核・地域核形成

凡	例
	都心核
	都市的活動核
	歴史・水・緑核
	地域核
	地域活動ゾーン*

産業拠点形成

凡	例
	産業拠点

緑・アメニティ拠点形成

凡	例
	水・緑拠点
	緑拠点
	水・緑ゾーン
	緑ゾーン

*地域活動ゾーン：快適な都市活動を図るため、鉄道駅を中心とした活動的な市街地を位置付けたもの。

3 施策の大綱

(1) 分野別の方向性

①子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち

－子ども・子育て－

(少子化対策の推進)

若者がパートナーに出会い、川越で家庭を築きたいと思える環境づくりや、安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進します。

(児童福祉の推進)

子どもの権利を擁護し、子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、親が子育ての喜びを実感できるよう、地域や社会全体で子育てをする環境の整備を推進します。

(幼児期の教育・保育と学童保育の充実)

幼児教育の支援を行うとともに、乳幼児期の保育ニーズに応えるよう保育の量の拡大や質の向上を図ります。また、放課後等の子どもの居場所の確保を図り、学童の保育環境の充実に努めます。

(青少年健全育成の推進)

青少年の社会参加を促進し、地域社会と協力して非行防止活動等を行うことにより、青少年の健全育成を推進します。

②住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

－福祉・保健・医療－

（高齢者福祉の推進）

医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供できる体制の構築を推進するとともに、高齢者の生きがいのづくりの支援に努めます。

（障害者福祉の推進）

障害や障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人の社会参加や在宅生活への支援等を推進します。

（地域福祉の推進）

地域での助け合いにつながる意識づくりを進めるとともに、地域福祉*を担う人材育成や地域のネットワークの充実を図ります。

（社会保障の適正運営）

社会保障制度の充実を国に働きかけるとともに、適正かつ効果的な制度の運営に努めます。

（健康づくりの推進）

市民の自主的な健康づくりや、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりの支援を推進します。また、がん検診等の受診を奨励します。

（保健衛生・医療体制の充実）

精神保健対策、感染症予防、食の安全・安心の確保等を推進します。また、かかりつけ医の定着や病診連携等、地域医療体制の充実に努めます。

*地域福祉：障害の有無や年齢などに関係なく、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、市民、民間団体、事業者、行政が協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

③歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち

－教育・文化・スポーツ－

(生涯学習活動の推進)

市民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学び続けられる生涯学習の環境づくりを推進します。また、学びを通じて地域や世代間のつながりを広げます。

(生きる力を育む教育の推進)

児童生徒一人ひとりに確かな学力や豊かな心等が身に付く取組を推進します。また、幼児期の教育や保育と小学校の連携、小学校と中学校などの連携を図るとともに、きめ細かな生徒指導を充実させます。

(教育環境の整備・充実)

社会状況の変化に応じた学校施設等の整備、小学校や中学校の適正規模化、通学区の弾力化を図ります。また、学校給食の充実を図ります。

(文化芸術活動の充実)

市民の文化芸術活動の支援や文化芸術に触れる機会づくりを推進し、成熟したまちにふさわしい文化芸術活動の充実に努めます。

(文化財の保存・活用)

本市が誇る文化財を保護し、次世代に継承します。また、伝統的建造物群保存地区等について、歴史的風致の維持、向上に努めます。

(多文化共生と国際交流・協力の推進)

国際化の進展に伴い、多くの市民に国際交流・協力の機会を提供することに努め、外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。

(生涯スポーツの推進)

スポーツ・レクリエーション大会の充実を図るとともに、地域の誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境整備に努めます。

④安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち

－都市基盤・生活基盤－

（協働による計画的なまちづくりの推進）

県南西部地域の拠点都市として、計画的な土地利用のもと、都市機能を効率的に集約し、持続可能な都市構造の構築を目指します。また、市民、民間団体、事業者等との協働により、魅力と活力があるまちづくりを推進します。

（市街地整備の推進）

川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅とその周辺の整備を推進し、魅力あふれる中心市街地を形成するとともに、各鉄道駅周辺地区は、それぞれの地域の特性に合った生活拠点の整備を推進します。

（景観まちづくりの推進）

豊かな自然、歴史、文化を生かした、魅力ある都市景観の形成を推進します。

（道路交通体系の整備）

計画的な幹線道路等の整備により、交通需要等を踏まえた道路ネットワークの拡充を図ります。また、通学路等の安全を確保した道路環境の整備に努めます。

（交通ネットワークの充実）

ニーズに応じた適切な公共交通網の充実に努め、円滑な交通ネットワークの構築を総合的に推進します。

（治水事業の推進）

河川の改修等による浸水対策や、雨水管きよの整備等による内水対策を推進します。

（水道水の安定供給）

計画的かつ効率的な水道事業を推進します。また、安全な水道水の供給を行うとともに、老朽化した水道施設の計画的な更新と配水管路等の耐震化を推進します。

(公共下水道事業の充実)

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図り、計画的かつ効率的な公共下水道事業を推進します。また、下水道施設の計画的な長寿命化や耐震化を推進します。

(公園・緑地の充実)

豊かな自然や歴史を生かしながら、公園や緑地の整備や活用を推進し、市民ニーズを捉えた快適な都市環境の充実に努めます。

(良好な住環境の創出)

住宅の安全性の向上や空き家対策などの住宅政策を推進し、安心して暮らせる地域づくりを図り、良好な住宅や住環境の創出に努めます。

⑤地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち

－産業・観光－

（産業間の連携と中小企業支援）

農業、商業、工業、観光の相互連携を図るとともに、中小企業や創業の支援等、地域経済の活性化に向けた取組を推進します。

（就労の支援と労働環境の改善）

年齢や性別にかかわらずライフスタイルに応じた就労の支援を図るとともに、いきいきと安心して働ける労働環境の改善を促進します。

（農業の振興）

地産地消の推進、農産物の付加価値の向上、多様な担い手の育成等により農業の活性化を図るとともに、農業への理解を深め、農業にふれあう機会の創出等に努めます。

（商業の振興）

さまざまな催しやPR等により、にぎわいの創出を図るとともに、後継者の育成や商店街の空洞化対策等による支援を行い、それぞれの特性に応じた魅力ある商業環境の形成に努めます。

（工業の振興）

工業製品の付加価値の向上や販路の拡大に向けた取組など、事業者のニーズに応じた支援に努め、ものづくりを支えます。また、優遇助成制度や情報発信等により新たな企業誘致に努めます。

（観光の振興）

歴史や文化などの地域特性を生かし、戦略的に観光事業を推進し、観光客数のさらなる増加や観光客の滞在時間の延長等を図ります。また、外国人観光客に向けた情報発信や受入環境の整備に努めます。

⑥地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち

－環境－

(環境活動の推進)

環境に対する知識と理解を高めるとともに、市と協働して環境保全を進めていくための行動を実践できるような、地域づくり・人づくりを推進します。

(地球温暖化対策の推進)

市民や事業者等に対する啓発等により、省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギー*の導入を促進します。また、国、県、他市町村等と連携を図りながら、地球温暖化対策を推進します。

(循環型社会の構築)

ごみの発生や排出を抑制し、再利用や再資源化を進めるとともに、環境への負荷を可能な限り低減し、持続可能な循環型社会*の構築を図ります。

(自然共生の推進)

地域や生活に調和した水と緑の自然環境を保全・創出し、生物多様性*の保全を推進します。

(生活環境の保全)

監視や発生源への指導、啓発等により、大気環境、水・土壌環境、騒音・振動・悪臭などへの対策を図り、市民の生活環境の保全を推進します。

*再生可能エネルギー：一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。

*循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

⑦地域で支え合う、安全で安心なまち

－地域社会・市民生活－

（地域コミュニティ活動の推進）

住み慣れた地域での地域活動の基盤である地域コミュニティの活性化を図るとともに、市民、民間団体、事業者、行政が互いに協力し、地域づくりを推進します。

（平和で思いやりのある社会づくり）

市民参加によるさまざまな平和施策の充実を図ります。また、人権啓発活動を推進し、思いやりのある社会の構築を図ります。

（男女共同参画の推進）

仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。また、政策や方針の決定過程における女性の参画や性別による役割意識の解消等を図ります。

（防災体制の整備）

避難支援体制の構築や災害応急対策の強化を図ることにより、地域の防災体制の充実に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

（消防・救急体制の充実）

自然災害や事件、事故などさまざまな状況に対応できるよう、消防・救急体制の整備を推進します。

（防犯対策の推進）

市民の防犯意識の啓発を図るとともに、自治会や商店街など関係機関が連携し、安心して生活ができるよう防犯対策を推進します。

（交通安全対策の推進）

地域や関係機関と連携して交通マナーや安全意識の向上を図ります。また、交通安全施設の整備や通学路の安全対策を推進します。

（市民生活の支援）

多様化する市民生活に対応した相談体制の充実を図るなど、安全で安心な市民生活を支援します。

⑧つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進

－住民自治・行財政運営－

(住民自治の推進)

市政への市民参加や住民主体の地域づくりと、市民、民間団体、事業者、行政による協働を推進するとともに、多様な主体間のネットワークの充実を図ります。また、地方分権を推進し、権限の移譲と財源の確保に努め、住民自治に資するしくみの充実を図ります。

(行政経営マネジメントの推進)

PDCA サイクル*による計画の進行管理を行い、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、事業の立案、改善、廃止を行います。また、財源の確保に取り組み、健全な財政運営を推進します。

(社会資本マネジメントの推進)

公共施設や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設は、まちづくりの在り方と需要を踏まえ、更新、統廃合、長寿命化等を推進します。

(情報化施策の推進)

ICT を活用して市民と市の双方向によるコミュニケーションや業務の効率化を推進するとともに、データの収集、分析、活用を図ります。

(広域的な連携の推進)

行政区域を越えた共通課題や単独の自治体で対応することが困難な課題に対して、他自治体等との連携によって、効率的かつ効果的に行政施策を推進します。

(時勢に応じた施策の推進)

東京オリンピックのゴルフ競技の開催、市制施行 100 周年、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の開通など、本市をめぐる時勢に応じた施策を推進します。また、シティセールス*を推進し、市の魅力を高め、その魅力をたゆみなく、効果的に発信します。

* PDCA サイクル：計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結び付け、継続的に改善していく手法のこと。

*シティセールス：地域資源の積極的・戦略的な「売り込み活動」を通じて、地域住民等周囲の人を巻き込みながら地域全体のイメージ向上を図る活動のこと。

前期基本計画

平成 28（2016）年度～平成 32（2020）年度

第1

本市の状況と見通し

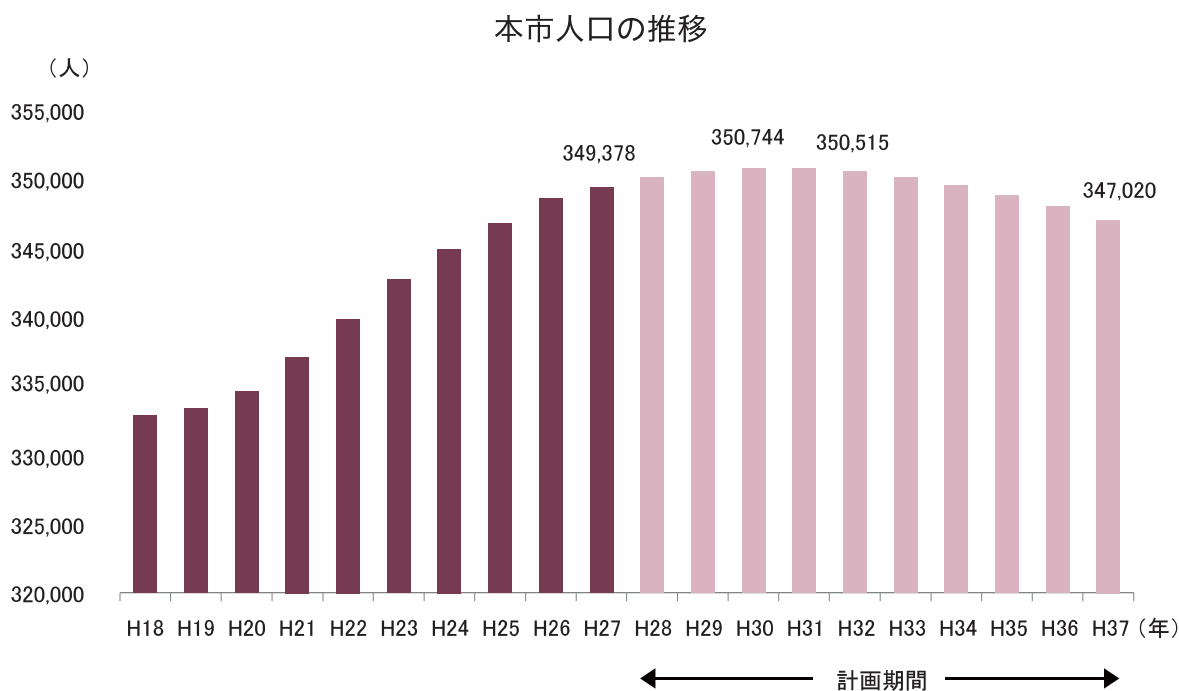
1 人口推計

(1) 本市の人口

川越市住民基本台帳における男女別人口、近年の人口動態及びコーホート要因法に基づく人口推計によると、本市の人口は、これまでのような増加傾向から今後は減少局面に向かうものと見込まれます。

川越市住民基本台帳（各年1月1日現在）に基づく人口の推移をみると、これまで緩やかに増加してきており、平成27（2015）年8月には35万人に達しました。

平成28（2016）年から平成30（2018）年までにかけては、ほぼ横ばいで推移しますが、その後は人口が徐々に減少していくものと見込まれます。



出典：川越市住民基本台帳（各年1月1日）
平成28年以降は市推計

(2) 年齢別構成

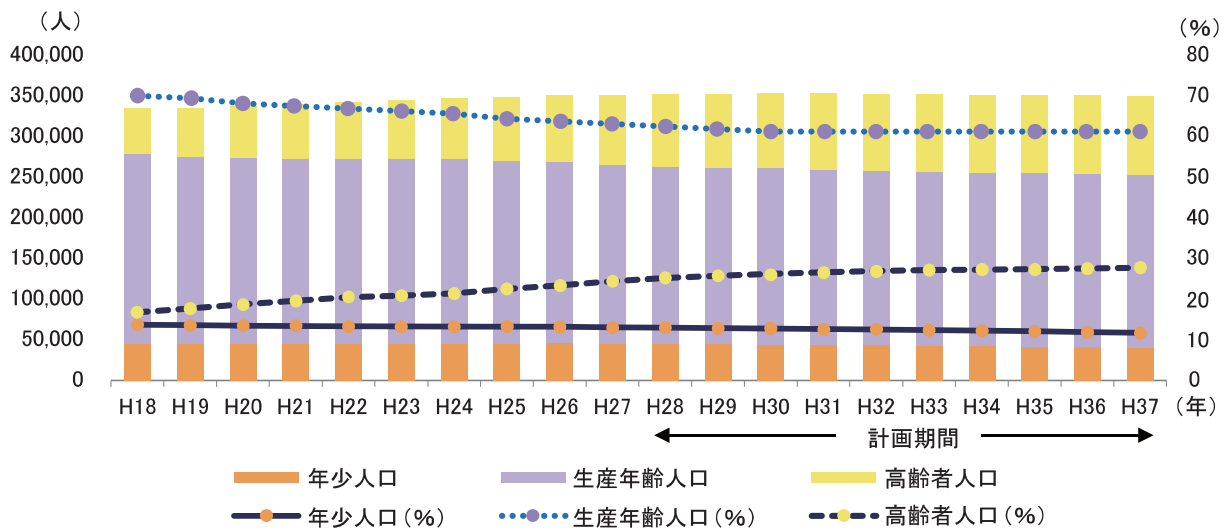
本市の人口の年齢別構成は、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の割合が徐々に減少する一方、高齢者人口（65歳以上）の割合は増加することが見込まれます。

年少人口の構成比は、平成27（2015）年には13.0%でしたが、出生数の減少などにより、平成32（2020）年には12.5%、平成37（2025）年には11.6%と減少傾向が続くものと見込まれます。

生産年齢人口の構成比は、平成27（2015）年には62.7%でしたが、平成32（2020）年には60.8%まで減少し、その後は横ばいで推移するものと見込まれます。

高齢者人口の構成比は、平成27（2015）年には24.3%と約4人に1人が65歳以上で、今後も増加傾向が続くものと見込まれます。特に75歳以上の構成比は、平成27（2015）年の9.9%が、平成32（2020）年には13.3%、平成37（2025）年には16.4%と急激な増加が見込まれます。

年齢3区分別人口の推移



単位：人

	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		高齢者人口			
						(65歳以上)		(うち75歳以上)	
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成23年	342,671	45,366	13.2%	226,202	66.0%	71,103	20.7%	27,565	8.0%
平成24年	344,900	45,381	13.2%	226,001	65.5%	73,518	21.3%	29,235	8.5%
平成25年	346,739	45,646	13.2%	223,626	64.5%	77,467	22.3%	31,053	9.0%
平成26年	348,595	45,810	13.1%	221,571	63.6%	81,214	23.3%	32,664	9.4%
平成27年	349,378	45,537	13.0%	219,062	62.7%	84,779	24.3%	34,538	9.9%
平成32年	350,515	43,702	12.5%	213,111	60.8%	93,702	26.7%	46,570	13.3%
平成37年	347,020	40,409	11.6%	210,929	60.8%	95,682	27.6%	56,892	16.4%

出典：川越市住民基本台帳（各年1月1日）
平成28年以降は市推計

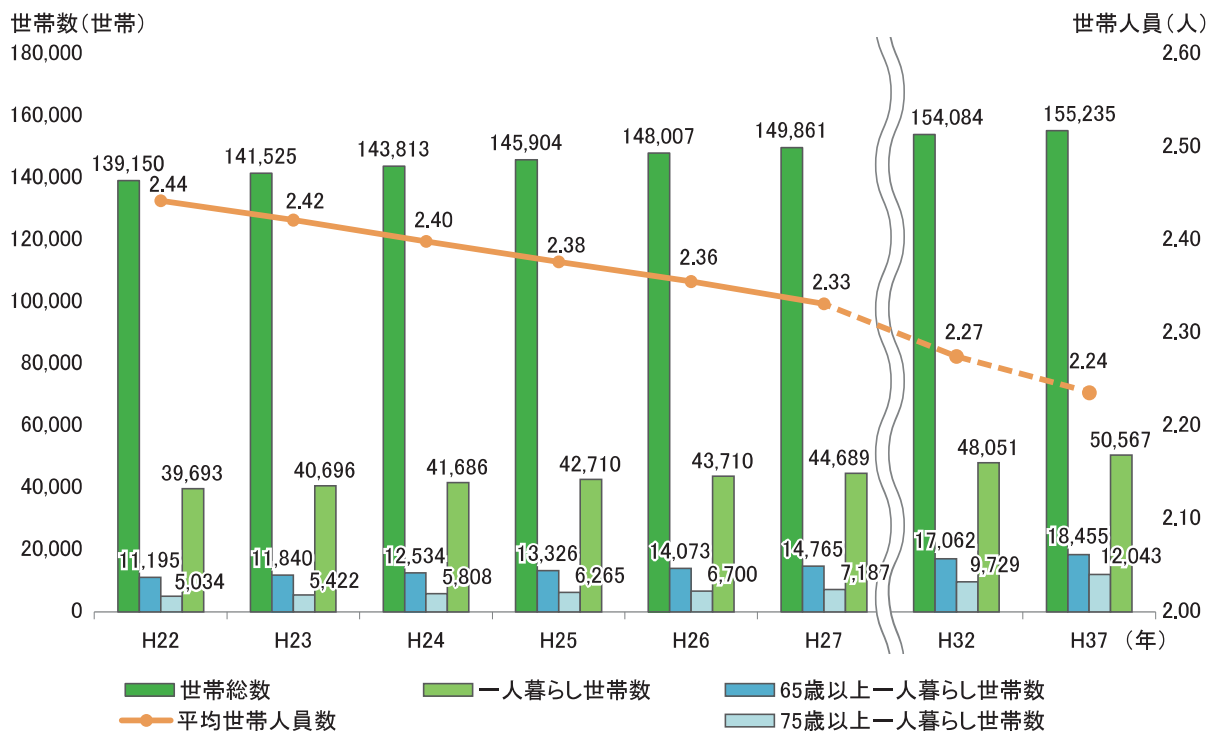
(3) 世帯の状況

本市の世帯数は、当面緩やかに増加していくものの、一世帯当たりの平均人員数は減少していくものと見込まれます。

平成27(2015)年の川越市住民基本台帳では、149,861世帯で、平均世帯人員は2.33人でしたが、平成37(2025)年には155,235世帯へと緩やかに増加するものの、平均世帯人員は2.24人へと減少することが見込まれます。

この間、平成27(2015)年に44,689世帯であった一人暮らし世帯は、平成37(2025)年には約13%増の50,567世帯へと増加するものと見込まれます。特に65歳以上の一人暮らし世帯は、平成27(2015)年の14,765世帯から18,455世帯へと、また75歳以上の一人暮らし世帯は、平成27(2015)年の7,187世帯から12,043世帯へと増加するものと見込まれます。

世帯総数、一人暮らし世帯数及び平均世帯人員数の推移



川越市政策企画課調べ

※世帯総数及び平均世帯人員数については、平成22年から平成27年までは川越市住民基本台帳(各年1月1日)、平成32年、平成37年は市推計による。
 ※平成22年以降の一人暮らし世帯数等は、国立社会保障・人口問題研究所が算出した世帯主割合の将来見通しを用いた推計による。

2 土地利用

(1) 現状と課題

土地は、限られた資源であり、市民生活や経済活動等のあらゆる活動を展開する基盤となるものであることから、有効に利用していくことが必要です。

現在、市域面積 109.13km²のうち、32.18km² (29.5%) が市街化区域となっており、そのうち住居系が 77.8%、商業系が 6.0%、工業系が 16.2%となっています。

このような中、無秩序な開発を抑制するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催や首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備などを背景とした交流人口の増加や企業誘致等による雇用創出など、地域産業の振興も視野に入れた計画的な土地利用が求められています。

(2) 基本的な考え方

基本構想で示した、都市機能が集約された拠点を公共交通などでつなぐ、多極ネットワーク型の都市構造を構築するとともに、自然環境の保全と活用を図り、都市機能と自然環境が共生する土地利用を目指します。

既成市街地内は、防災機能を有する公園等のオープンスペースの確保を図るとともに、商業機能と住宅機能が調和した複合的な土地利用を目指します。

駅前等の交通結節点で有効・高度利用が期待される土地については、商業・業務系などの土地利用を促進します。

市街化区域内の農地については、生産緑地を除き、住居系等の土地利用を促進するとともに、市街化調整区域内の優良な農地や樹林地等は、原則として保全します。

また、国・県道、都市計画道路等の整備や更新等が進むことにより、有効利用が期待される土地については、周辺環境との調和を図りながら、地域の実情を視野に入れ、土地利用の方向性を検討します。

(3) 土地利用の方向性

市内全域を「住宅地」、「歴史環境複合住宅地」、「商業・業務地」、「歴史環境複合商業地」、「工業地」、「沿道型利用地」、「農地・樹林地・集落地」、「公園・緑地」の用途に区分し、それぞれ適切な土地利用を図り、人と自然にやさしい調和のとれた都市を目指します。

ア 住宅地は、市民生活の質の向上を図るため、防災上安全で、誰にとってもやさしい、緑豊かな潤いある環境の整備に努めるとともに、空き家等の対策を進め、そこに住む人々が支え合う、安全で安心な住環境の形成を目指します。

イ 歴史環境複合住宅地は、地域生活に密着した小規模な商業地と、歴史的な環境が調和する、魅力ある住宅地として整備されるよう誘導に努めます。

ウ 商業・業務地は、にぎわいの創出や活性化、都市機能の向上を図ります。

川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅周辺地区は、広域的な集客力を持つ中核的な商業・業務地として都市基盤の整備を進めます。特に川越駅西口地区については、多様な都市機能の誘導に努めます。

霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺地域は、地域における社会的・経済的活動等、市民活動の基盤として、個々の特性を生かした整備がされるよう誘導に努めます。

エ 歴史環境複合商業地は、歴史的な町並みが残る市街地として、商業、文化、観光が調和する、魅力ある都市空間の形成に努めます。

オ 工業地は、周辺の環境との調和を重視した整備がされるよう誘導に努め、良好な産業空間の形成を図ります。また、新たな工業用地の確保に努め、企業の誘致や工場の集約化を進めます。

カ 沿道型利用地は、流通・業務施設など、それぞれの地域特性に合った施設整備がされるよう誘導に努めます。

キ 農地・樹林地・集落地は、市街地周辺の豊かな田園環境を形成していることから、農地や樹林地の保全に努め、営農の環境や集落の生活環境の向上に努めます。

ク 公園・緑地は、潤いと安らぎを与えるオープンスペースとして確保を図ります。また、新たな公園や緑地、水辺等の創出に努め、市民が自然とふれあうことのできる環境整備に努めます。

（４）機能連携の強化

都市機能が高度に集約する都心核、地域核となる各駅周辺、産業機能が集約する産業拠点、豊かな自然環境が残る緑・アメニティ拠点について、都市計画道路等の整備や、公共交通の適切な配置による利便性の向上を図ることにより、ネットワーク化を促進し、それぞれの機能間の連携強化に努めます。

また、広域的な都市活動を円滑にするため、放射状・環状に都市計画道路等の幹線道路整備を行うとともに、公共交通の充実を図り、他都市との交流・連携の強化を図ります。

土地利用計画図



凡 例	
	高速道路・インターチェンジ
	鉄道・駅
	主要幹線道路
	(赤線は整備中または未整備の路線)
	主要幹線構想道路
	土地利用想定箇所 [*]

凡 例	
	住宅地
	歴史環境複合住宅地
	商業・業務地
	歴史環境複合商業地
	工業地
	沿道型利用地
	農地・樹林地・集落地
	公園・緑地

*土地利用想定箇所：周辺環境との調和を図りながら、地区の特性に応じた土地利用に努めようとする箇所。

3 産業

(1) 本市産業の現状

ア 農業

本市では、市街化調整区域を中心に、水稻、野菜、果樹、畜産、花きなどが生産されています。これらの農産物は、主に首都圏各地に出荷され、ほうれん草、小松菜、里芋などの野菜は高い市場評価を得ているとともに、地産地消の取組として市内の直売所やスーパーの地場産コーナー、農家の庭先販売などを通じ市民に提供されています。

また、さつまいもは、いもほり観光として定着し、市民や観光客に親しまれています。

しかし、本市の農地や農業就業人口は年々減少傾向にあり、農業従事者の高齢化と担い手不足による遊休農地の増加が課題となっています。

農業就業人口の動向

農業就業人口	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	人口	平均年齢	人口	平均年齢	人口	平均年齢
	5,719 人	59.9 歳	4,678 人	62.1 歳	3,819 人	64.0 歳

経営耕地面積の推移

単位：ha

	昭和 40 年	昭和 50 年	昭和 60 年	平成 7 年	平成 17 年	平成 22 年
田	2,958	2,739	2,474	2,199	1,681	1,674
畑	2,313	1,529	1,330	1,287	918	974
樹園地	575	468	263	120	55	45
合 計	5,846	4,736	4,067	3,606	2,654	2,693

出典：農林水産省「農林業センサス」

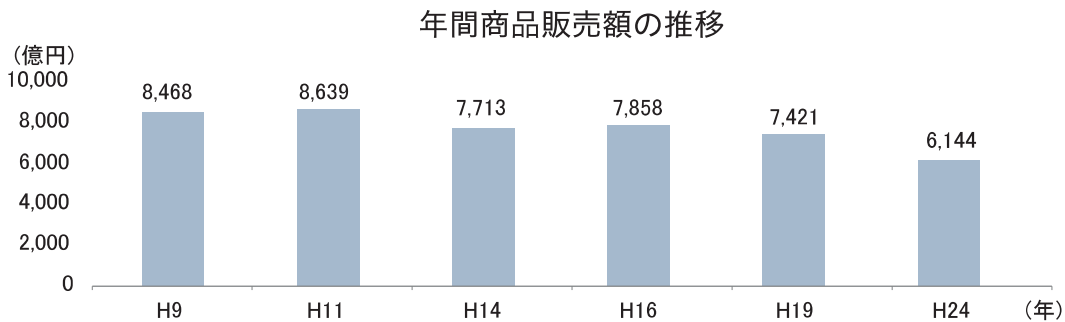
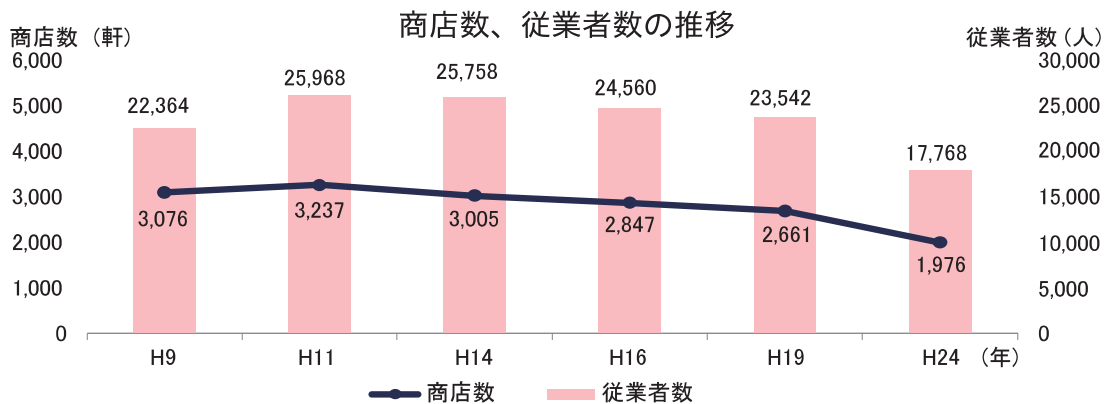
イ 商業

本市の商業（卸売業・小売業）は、平成 24（2012）年の年間商品販売額が 6,144 億円で、さいたま市（4 兆 6,436 億円）、川口市（9,999 億円）、越谷市（7,155 億円）に次いで県内第 4 位となっています。

このうち、卸売業は 3,258 億円で、機械器具卸売業（837 億円）、医薬品・化粧品等卸売業（830 億円）、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（647 億円）、飲食料品卸売業（575 億円）などが上位を占めています。また、小売業は 2,885 億円で、百貨店、総合スーパーのほか、飲食料品小売業（824 億円）、織物・衣服・身の回り品小売業（439 億円）、機械器具小売業（438 億円）などが上位を占めています。

圏央道の延伸や周辺道路網の整備による交通利便性の向上、周辺市町での大規模店舗の出店などが、流通構造の変化や川越商圈の縮小などといった影響をもたらしています。

今後は、少子高齢化を踏まえた公共交通の利便性の向上、歩行者空間の整備、高齢者をターゲットとしたサービスの提供など、特色ある商業地域づくりや地産地消をはじめとする地域に密着した商業地域づくりが重要になってきます。また、戦略的な観光事業と連携した商業環境づくりも求められます。



出典：経済産業省「商業統計調査」（H9～19）、
総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス活動調査」

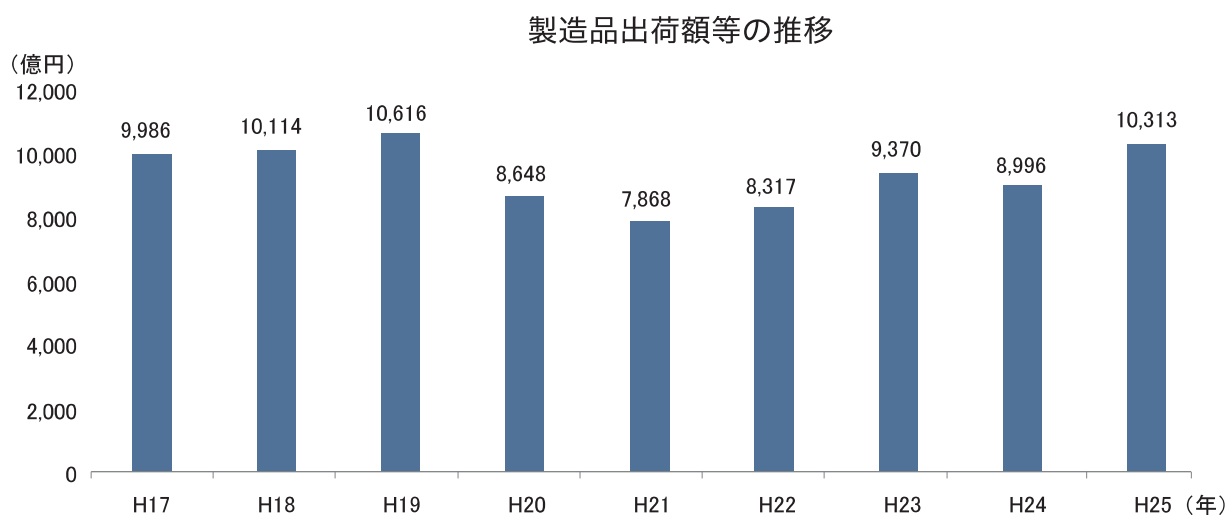
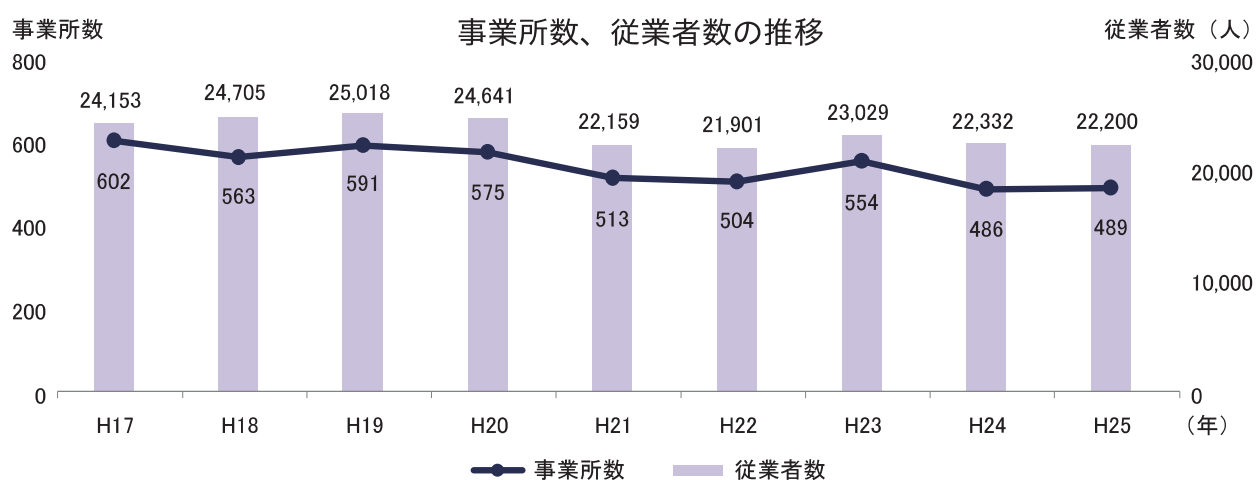
※商業統計と経済センサスでは調査方法等が異なる。平成 24 年の数値は、年間商品販売額について集計できた事業所に限られる。

ウ 工業

本市の工業は、関越道と圏央道が交差する交通利便性の優れた立地を背景として、平成25(2013)年の製造品出荷額等が1兆313億円で、県内第1位となっています。

業種別では、化学工業製品(3,414億円)、業務用機械器具(2,150億円)などが上位を占めています。

一方で、市内の事業所の約70%は従業員30人未満の中小企業であり、経営の安定化や人材の確保が求められています。生産年齢人口の減少とともに市内就業者数の減少が見込まれます。特に、就業者数に占める第二次産業の構成比も減少が見込まれるため、今後、技術開発や設備投資によって労働生産性を高めることが重要です。



出典：経済産業省「工業統計調査」

エ 観光

平成 26（2014）年に川越を訪れた観光客数は 657 万 9 千人（外国人観光客を含む。）で、前年に比べ 27 万 7 千人の増加（4.4％増）となりました。

平成 26（2014）年 4 月から平成 27（2015）年 3 月までに川越を訪れた観光客に対する聞き取りアンケート調査（6,364 件）によると、川越を訪れた観光客の 8 割以上が関東地方から来訪しているという結果でした。

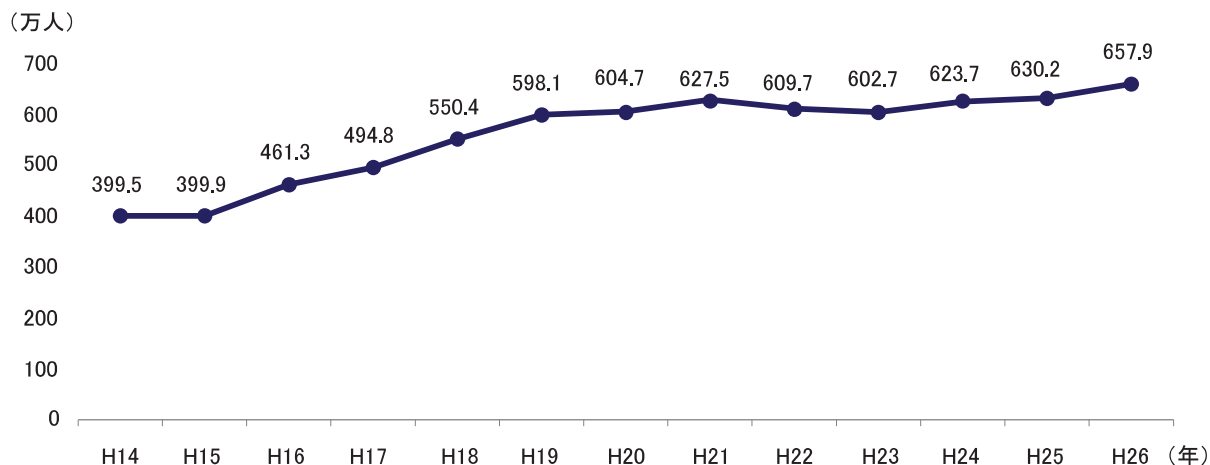
特に、埼玉県内及び東京都を出発地とする観光客の割合が 56％であり、全体の過半数を占めています。性別は女性が約 6 割、年代別では 50 歳代以上の中高年層が約 6 割をそれぞれ占めています。

滞在期間は日帰りが 97.2％で、そのうち 3 時間程度から半日までの観光客が大半を占め、宿泊を伴う観光客の割合は、2.8％となっています。

川越を初めて訪れた観光客は 53.6％で、2 回以上訪れているリピーターは 46.3％でした。

外国人観光客数は、7 万 7 千人と、平成 25（2013）年に比べ、3 万 2 千人の増加（71.1％増）となりました。主な要因としては、ビザの発給要件の大幅緩和、消費税免税制度の拡充のほか、アジア地域の経済成長に伴う海外渡航需要の拡大などにより、訪日観光客数が増加したことが考えられます。

観光客数の推移



川越市観光課調べ

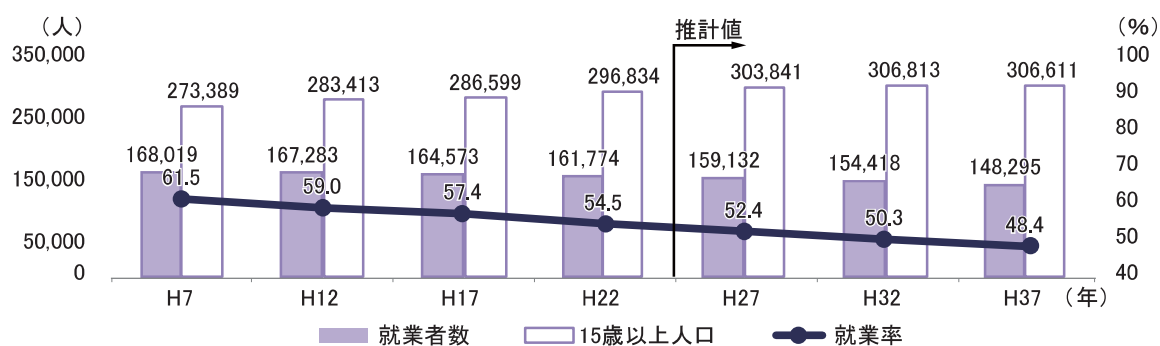
(2) 就業者数

ア 就業者数

市内に常住する就業者の推移をみると、平成 22（2010）年の 15 歳以上の就業者数は 161,774 人であり、平成 32（2020）年には 154,418 人となる見込みで、7,356 人減少（4.5%減）し、その後も減少していくものと見込まれます。

15 歳以上人口は、平成 22（2010）年に 296,834 人で、平成 32（2020）年には 306,813 人、平成 37（2025）年には 306,611 人となるものと見込まれますが、15 歳以上人口に占める就業者の割合である就業率は、高齢化などにより減少傾向にあるため、就業者数は減少していくものと見込まれます。

就業者数、15 歳以上人口、就業率の推移

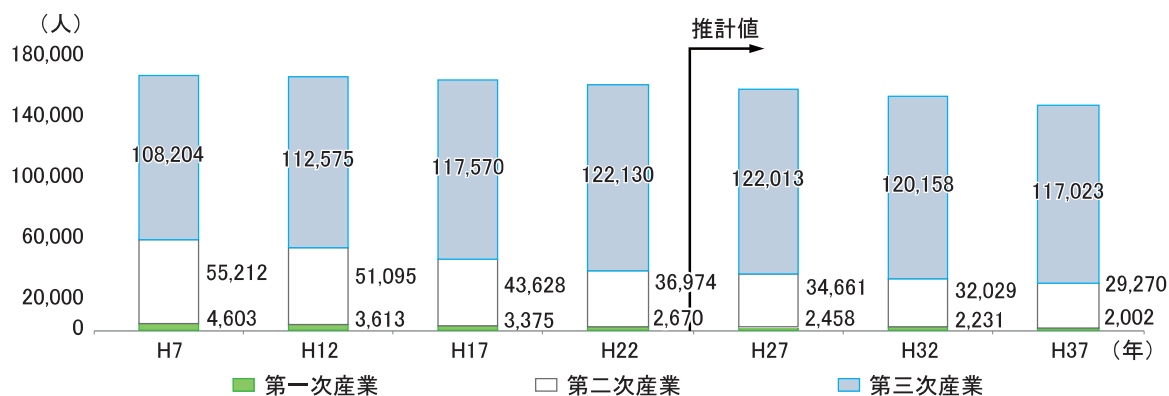


イ 産業別の就業者数

産業別の就業者は、第一次産業（農林漁業）及び第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は、今後も緩やかに減少するものと見込まれます。

第三次産業（卸売・小売業、サービス業など）は、これまで増加傾向にありましたが、今後は緩やかに減少するものと見込まれます。

産業別就業者数の推移



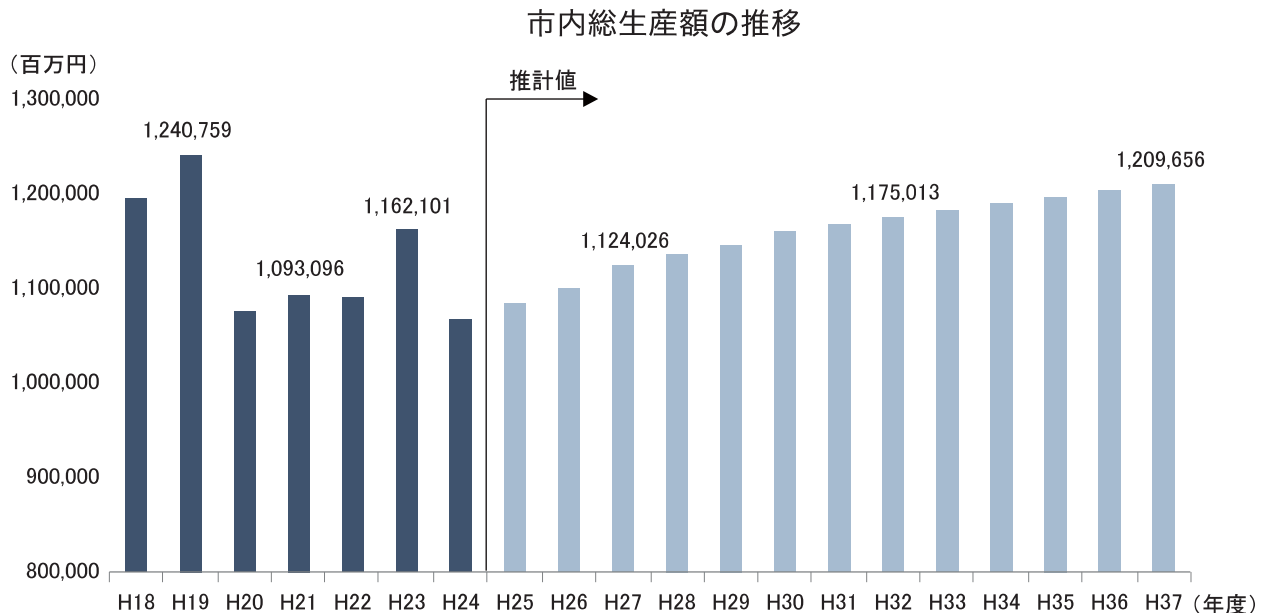
出典：総務省「国勢調査」
平成 27 年以降は市推計

(3) 市内総生産額

産業の動向は、本市の財政にも大きく影響します。市内総生産額*の推移をみると、平成 19（2007）年度には約 1 兆 2,400 億円に達しましたが、平成 20（2008）年秋の世界的な金融危機をきっかけとして、我が国の経済悪化とともに、本市の市内総生産額は約 1 兆 750 億円まで落ち込みました。

国で進めている成長戦略により、近年、株価の回復や雇用環境の改善など、全国的には景気回復の兆しが見えてきており、今後本市においても、産業の活性化や雇用情勢の回復などが期待されます。

平成 24（2012）年度に約 1 兆 670 億円まで減少した市内総生産額は、平成 32（2020）年度には約 1 兆 1,750 億円、平成 37（2025）年度には約 1 兆 2,100 億円まで回復するものと見込まれます。



出典：埼玉県「埼玉の市町村民経済計算」
平成 25 年度以降は市推計

*市内総生産額：市内で 1 年間に生み出された付加価値の総額。生産活動に対する各経済活動部門の寄与を表すものであって、産出額から中間投入（原材料、光熱費等の経費）を控除したもの。

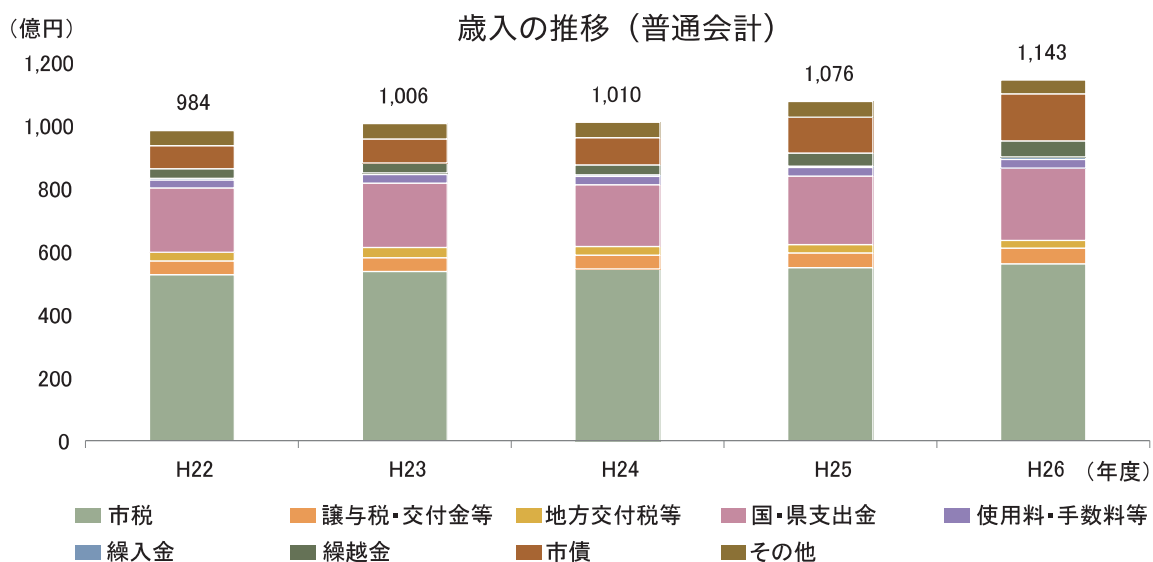
4 財政状況見通し

(1) 川越市の財政状況

ア 歳入と歳出の推移

普通会計*に基づく本市財政の歳入と歳出をみると、歳入規模は平成 22（2010）年度に 984 億円となって以降、市税収入の増加や施設建設に伴う市債の発行額増などにより、平成 26（2014）年度には 1,143 億円まで増加しています。

歳出規模は、平成 22（2010）年度に 953 億円となって以降、社会保障などの経費である扶助費や施設建設などの経費である投資的経費が増加したことなどにより、平成 26（2014）年度には 1,085 億円となりました。



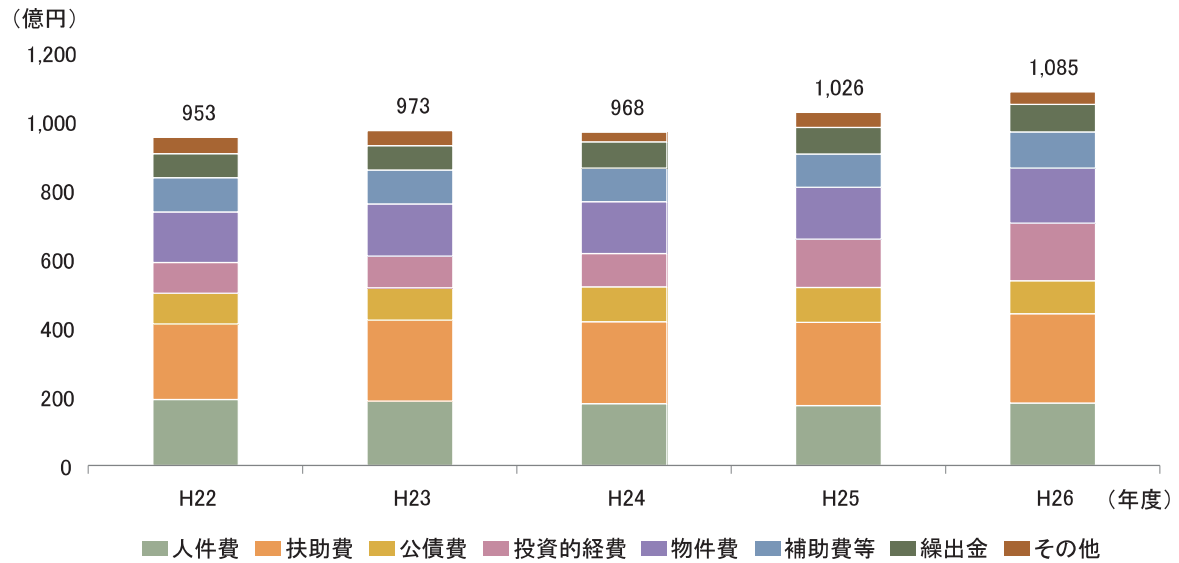
川越市財政課調べ

【グラフの用語説明】

市 税：市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税等。
 譲与税・交付金等：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金。
 地 方 交 付 税 等：地方特例交付金、地方交付税。
 国 庫 支 出 金：国から支出される原則的に用途が特定されている国庫負担金、国庫補助金、委託金等。
 県 支 出 金：県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、委託金に分類される。
 使用料・手数料等：分担金及び負担金、使用料及び手数料。
 繰 入 金：一般会計と特別会計との間や、特別会計間で収入される経費。基金から収入される経費を含む。
 繰 越 金：一会計年度から次の会計年度へ持ち越した金額。
 市 債：市が発行する地方債で、いわゆる市の借金。
 そ の 他：財産収入、寄附金、諸収入。

*普通会計：地方自治体間の財政比較等を行うため、一般会計を中心に特別会計の一部を加えた会計区分。川越市の普通会計は、一般会計、歯科診療事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の3つが対象である。

歳出の推移（普通会計）



川越市財政課調べ

【グラフの用語説明】

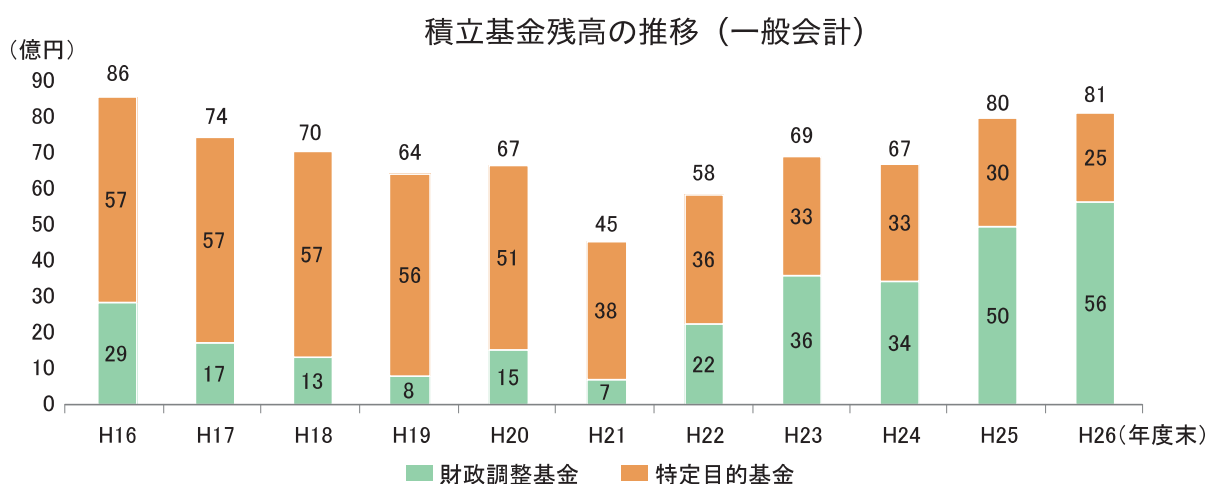
- 人 件 費：職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費。
- 扶 助 費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害のある人等に対して行っているさまざまな支援に要する経費。
- 公 債 費：市が借り入れた借金の元利償還金等。
- 投 資 的 経 費：道路、橋りょう、学校、公園等、各種社会資本の新增設事業を行う際の経費等。
- 物 件 費：市が業務を遂行する際に支出する消費的な経費（賃金、旅費、交際費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、備品購入費、委託料、使用料及び貸借料、原材料費等）。
- 補 助 費 等：各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金等。
- 繰 出 金：一般会計から他の特別会計に対して繰出基準等に基づく支出など、異なる会計間において支出される経費。
- そ の 他：維持補修費、積立金、貸付金等。

イ 積立基金の状況

本市で設置している積立基金には、特定の事業費に使う目的で積み立てる特定目的基金と、年度間の財源の不均衡を調整する目的で積み立てる財政調整基金があります。

特定目的基金の残高は、平成 16(2004)年度以降 50 億円台で推移していましたが、職員退職手当基金の取崩し等により、平成 26 (2014) 年度末には 25 億円となっています。

財政調整基金は、平成 21 (2009) 年度末に 7 億円まで減少しましたが、平成 26 (2014) 年度末には 56 億円となっています。



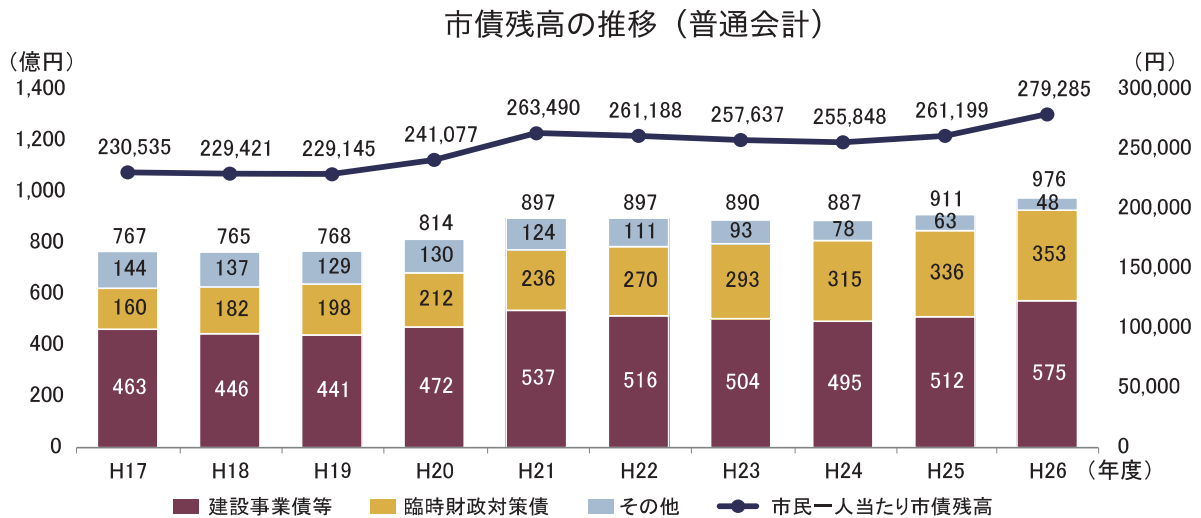
※項目ごとに単位未満をそれぞれ四捨五入により端数処理しているため、合計と指標が一致しない場合がある。

ウ 市債残高の状況

市が資金を調達するため、金融機関等から借り入れる市債の残高は、平成 20 (2008) 年度と平成 21 (2009) 年度は新清掃センターの建設などにより増加しました。その後は、横ばいで推移しましたが、平成 25 (2013) 年度と平成 26 (2014) 年度は地域振興ふれあい拠点施設整備などにより再び増加しており、臨時財政対策債と合わせて全体として増加傾向で推移しています。

市債には、主に公共施設や道路などの整備に充てるための市債と、財源不足の補てん措置として経常経費に充てることのできる市債（臨時財政対策債、減税補てん債等）に分けることができます。このうち、公共施設や道路などの整備に充てられる市債は、平成 26 (2014) 年度で全体の約 6 割を占めています。

市債残高を市民一人当たりでみた場合には、平成 17 (2005) 年度は 230,535 円であったのが、平成 26 (2014) 年度には 279,285 円と、10 年間で約 21%増加しています。

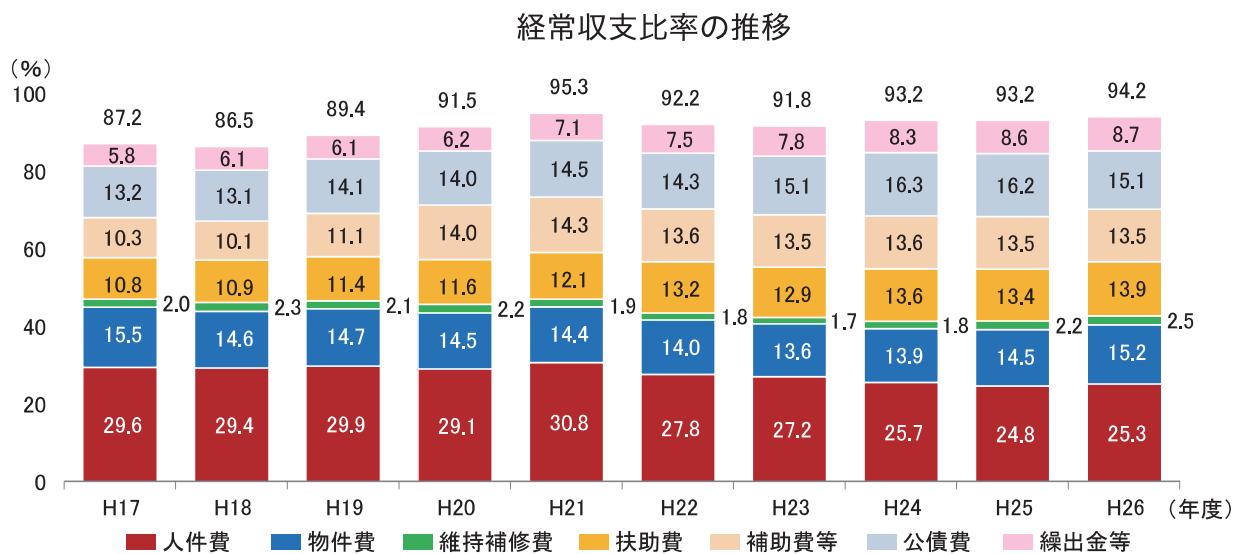


川越市財政課調べ

エ 指標が示す本市の財政状況

財政評価に用いられる指標から本市の財政状況をみると、経常収支比率*は年々上昇する傾向にあります。このことから、歳出に占める義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）などの割合が増加し、新たな施策の実施や臨時的な経費に充てる財源が減少しつつあるといえます。

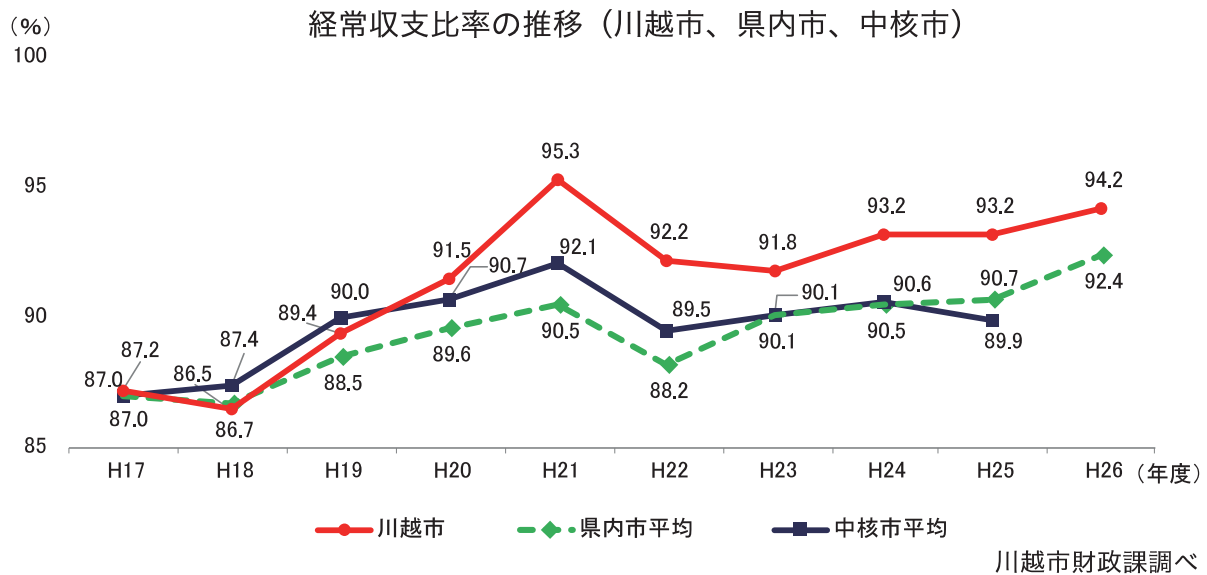
また、県内市や中核市と比較しても本市の経常収支比率は高位で推移していることから、財政構造の弾力性の確保が求められています。



川越市財政課調べ

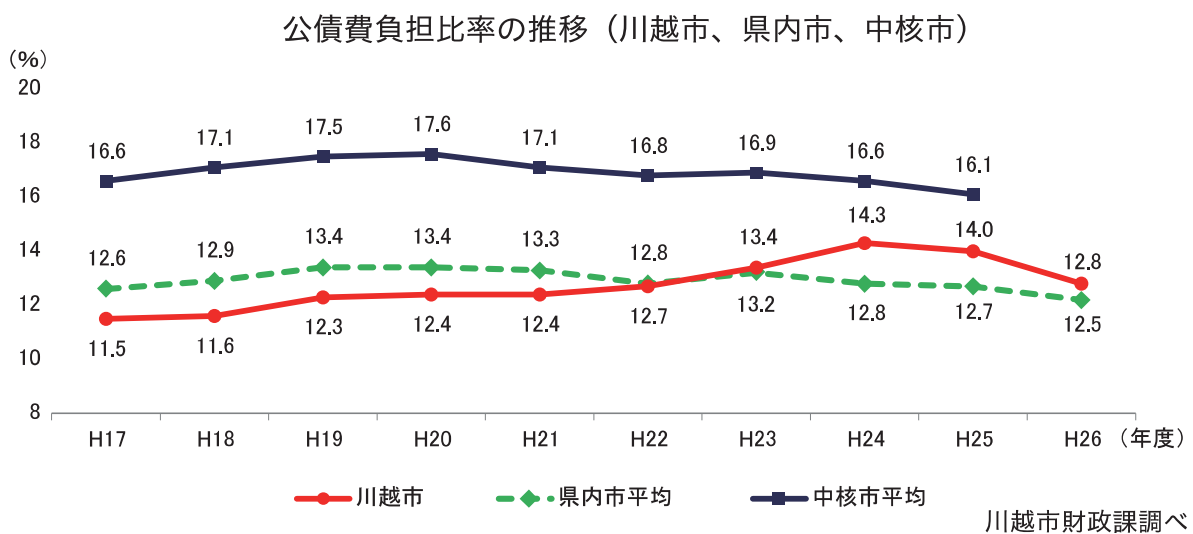
※各比率は単位未満をそれぞれ四捨五入により端数処理しているため、性質ごとの数値の合計と指標が一致しない場合がある。

*経常収支比率：地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。75～80%未満は妥当、80%以上は弾力性を失いつつあるとされる。



公債費負担比率*は、財政構造の硬直性において警戒ラインとされる15%を現状では下回っているものの、公共施設の整備等による市債残高の増加により、当該比率は増加に転じるものと見込まれます。

今後も税収の伸びが期待できない状況のもとでは、こうした財政構造の硬直化などにより、引き続き厳しい財政状況が続くものと考えられます。



（2）今後の財政収支

これまでの財政状況や社会状況の動向を踏まえ、一定条件に基づく今後5年間ににおける一般会計の財政収支は、次の表のように推計されます。

*公債費負担比率：公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことで、15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされている。

今後5年間の財政収支の試算（一般会計）

単位：百万円

	平成27年度 (当初予算)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
歳入	市税	55,421	55,262	55,298	54,435	54,481
	国・県支出金	23,144	22,567	24,561	24,219	25,424
	市債	10,908	9,345	12,761	10,382	9,250
	その他	20,957	17,690	18,094	18,903	18,822
	歳入合計	110,430	104,864	110,714	107,939	107,896
歳出	人件費	21,693	21,648	21,609	21,563	21,601
	扶助費	27,034	28,168	29,412	30,541	31,658
	公債費	9,212	9,554	10,523	11,053	11,546
	投資的経費	15,090	11,120	16,169	12,454	10,164
	物件費	16,133	15,780	15,933	15,933	15,933
	繰出金	12,790	12,930	13,255	13,604	14,042
	その他	8,478	7,895	7,922	7,980	8,124
	歳出合計	110,430	107,095	114,823	113,128	113,055
	収支差額	0	△ 2,231	△ 4,109	△ 5,189	△ 6,576

出典：平成27年度川越市中期財政計画

歳入のうち、根幹をなす「市税」は、景気の回復基調はあるものの、法人市民税の税率引下げ等の要因からほぼ横ばいで推移するものと見込まれますが、生産年齢人口の減少による市税への影響に注視していく必要があります。

「国・県支出金」は、扶助費に係る負担金や補助金の増加に伴い、増加傾向で推移するものと見込まれます。

道路等の社会資本整備などの資金調達として借り入れる「市債」は、新学校給食センターをはじめとした大規模施設の整備・更新・改修やオリンピック関連整備事業などの実施に伴い、平成29（2017）年度から平成30（2018）年度までにかけて100億円を超えるものと見込まれます。

歳出のうち、職員給料や退職金などの「人件費」は、ほぼ横ばいでの推移が見込まれます。

高齢者、児童、障害のある人への福祉サービスや生活保護に係る「扶助費」は、少子高齢化や生活保護への対応などにより、引き続き増加が見込まれます。

市債の償還に充てる「公債費」は、地域振興ふれあい拠点施設整備などの大規模事業に係る市債の償還により、平成29（2017）年度以降100億円を超えるものと見込まれます。

道路、学校、公園などの社会資本整備に必要な「投資的経費」は、新学校給食センター整備などで、平成29（2017）年度に161億円に達するものと見込まれます。

このような歳入と歳出の見通しから、上の表のような収支の差額が発生し、本市の財政は今後も厳しい状況が続くものと見込まれます。

5 市民意識の現状

(1) 市民満足度調査

本市が取り組む施策に対する市民にとっての重要度及び満足度を把握するため、平成26（2014）年7月から9月までにかけて、満18歳以上の市民3千人を対象とした市民満足度調査を実施しました。

調査は、「第三次川越市総合計画」に位置付けられた59の施策に関して、施策の重要度と施策の満足度について、各回答者が5段階で評価をすることにより行いました。その集計結果から、「第四次川越市総合計画」で市が取り組むべき施策について次のような傾向がうかがえます。

ア 施策の重要度に関する評価

市の取組のうち重要度が高いと評価する施策としては、年代や性別を問わず「社会保障の推進」、「高齢者福祉の推進」、「児童福祉の推進」、「消防・救急体制の整備」などが挙げられています。市民生活に直接関わる社会保障や福祉、消防・救急の分野に対し、市の取組の充実を求める傾向にあるといえます。

一方、市の取組のうち重要度が低いと評価する施策としては、年代や性別を問わず「芸術文化活動の充実」、「広域行政の推進」などが挙げられています。

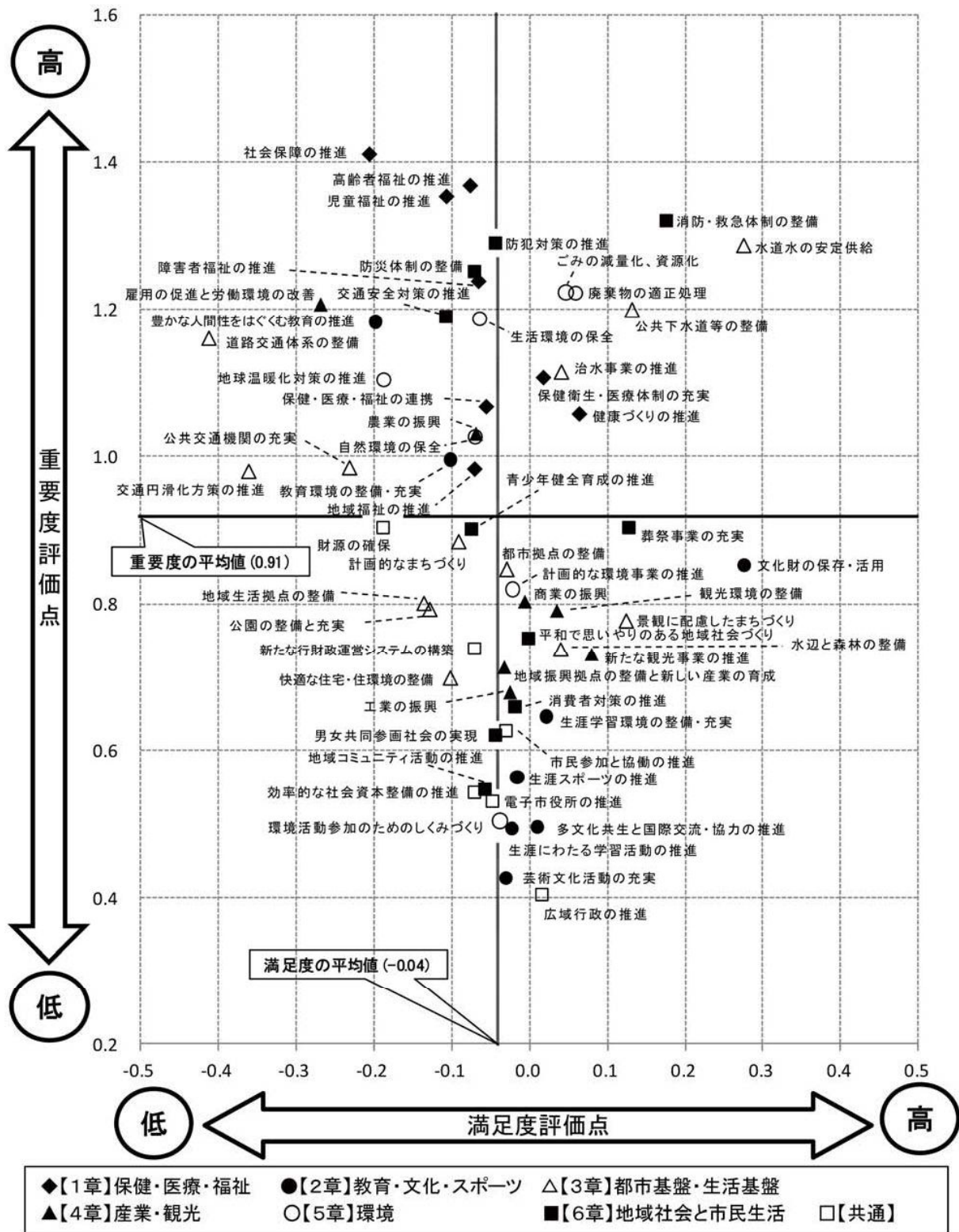
イ 施策の満足度に関する評価

市の取組の結果に対し満足度が高いと評価する施策としては、年代や性別を問わず「水道水の安定供給」、「文化財の保存・活用」などが挙げられています。市民生活との関わりが深い分野や、本市の貴重な財産である文化財の保護に対する取組に対し、高い評価となっています。

一方、市の取組の結果に対し満足度が低いと評価する施策としては、年代や性別を問わず「道路交通体系の整備」、「交通円滑化方策の推進」などが挙げられています。

重要度評価点＝（「重要である」×2点＋「まあ重要である」×1点＋「あまり重要でない」×▲1点＋「重要でない」×▲2点）÷回答者数 満足度評価点＝（「満足である」×2点＋「やや満足である」×1点＋「やや不満である」×▲1点＋「不満である」×▲2点）÷回答者数 ※最高2.0点～最低－2.0点

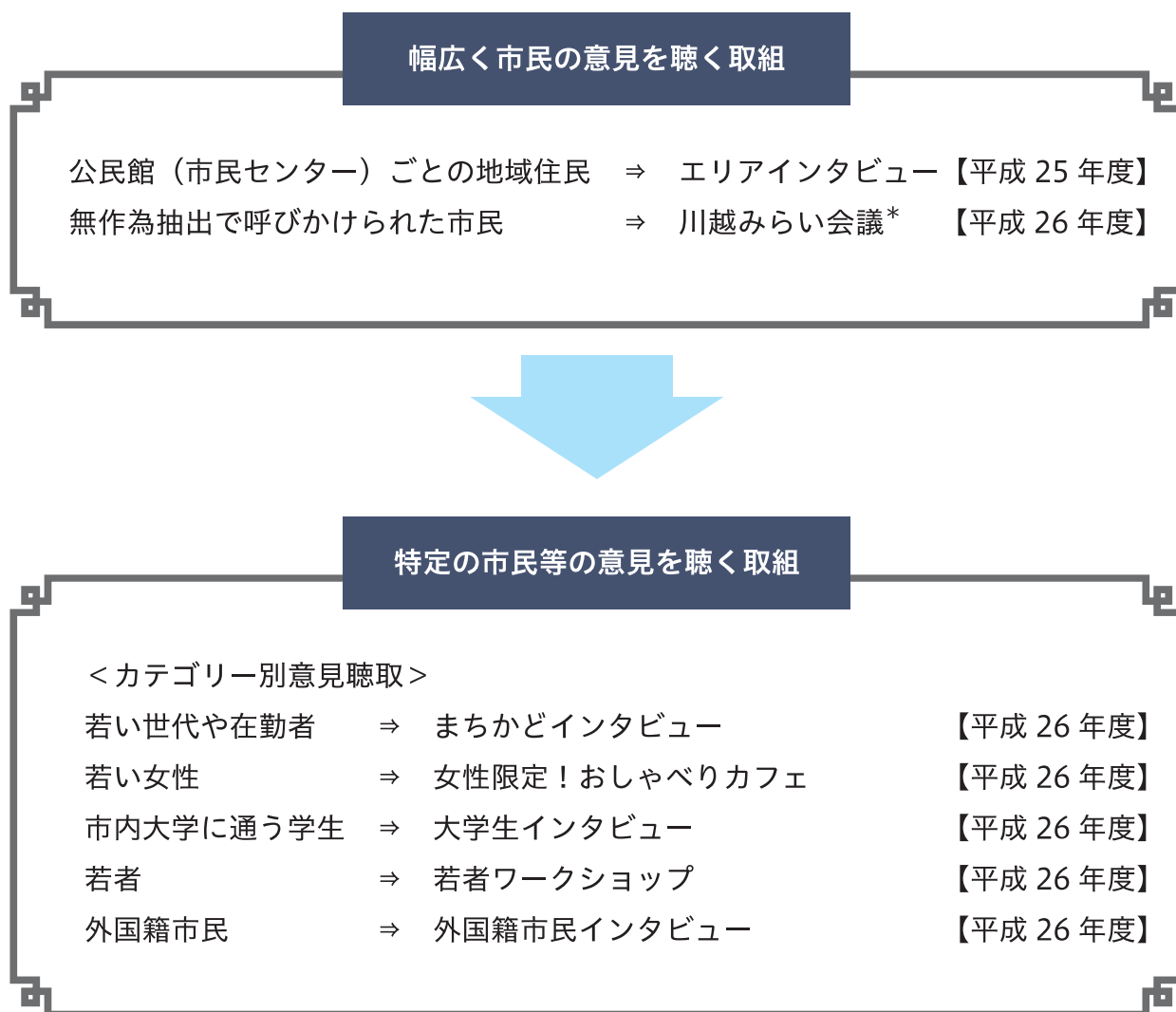
「施策の重要度」と「施策の満足度」の評価分布図



(2) 市民参加結果

本市では、平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度までにかけて、「第四次川越市総合計画」の策定に係る市民意見の聴取を実施しました。

意見聴取の取組は、幅広く市民の意見を聴く取組と、埋もれてしまいがちな市民の声を聴けるよう、特定の市民等を対象としたカテゴリー別で意見を聴く取組に分けて実施しました。



*川越みらい会議：「第四次川越市総合計画」の策定の参考とするため、18 歳以上の市民の中から無作為で抽出された市民に参加を呼びかけた。呼びかけに応じ参加した市民が 6 日間にわたって、川越市が今後、力を入れるべき取組等について、グループに分かれて話し合いを行った取組。

平成26（2014）年度に実施した、川越みらい会議及びカテゴリー別意見聴取（若者ワークショップを除く。）において、本市が今後「力を入れるべき取組」として多く出された意見結果を、「第三次川越市総合計画」の分野別にまとめると次のとおりとなりました。

	川越みらい 会議 無作為抽出 による市民	まちかど インタビュー 若い世代や 在勤者	女性限定！ おしゃべり カフェ 若い女性	大学生 インタビュー 市内大学に 通う学生	外国籍市民 インタビュー 外国籍市民
共通施策	○市民参加と 協働の推進				
保健 医療 福祉		○児童福祉の 推進 ○高齢者福祉の 推進	○児童福祉の 推進 ○高齢者福祉の 推進		
教育 文化 スポーツ		○生涯スポーツ の推進			○多文化共生と 国際交流・ 協力の推進 ○生涯スポーツ の推進
都市基盤 生活基盤			○公共交通機関 の充実 ○公園の整備と 充実	○道路交通体系 の整備 ○交通円滑化 方策の推進	○道路交通体系 の整備 ○公共交通機関 の充実
産業 観光	○商業の振興 ○新たな観光 事業の推進 ○観光環境の 整備	○商業の振興 ○観光環境の 整備		○商業の振興 ○新たな観光 事業の推進 ○観光環境の 整備	
環境		○ごみの減量化、 資源化			
地域社会 と 市民生活	○地域コミュニティ 活動の推進		○地域コミュニティ 活動の推進 ○防犯対策の 推進		○地域コミュニティ 活動の推進

第2

分野別計画

施策の体系

基本構想

理念

- 人と人とのつながりから広がるまちづくり
- 魅力を高め、活力を生み出すまちづくり
- 持続可能なまちづくり

第1章

子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち

【子ども・子育て】

第2章

住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

【福祉・保健・医療】

第3章

歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち

【教育・文化・スポーツ】

第4章

安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち

【都市基盤・生活基盤】

1	少子化対策の推進	9,10,29,41
2	児童福祉の推進	6,7,8,12,29,39,40,41
3	幼児期の教育・保育と学童保育の充実	29
4	青少年健全育成の推進	11,12,26,39

11	生涯学習活動の推進	4,33,39,41,50,51
12	生きる力を育む教育の推進	2,3,4,6,29
13	教育環境の整備・充実	9,18,30
14	文化芸術活動の充実	
15	文化財の保存・活用	20,33,42
16	多文化共生と国際交流・協力の推進	29,51,52
17	生涯スポーツの推進	9,26

5	高齢者福祉の推進	11,18,27,29,40
6	障害者福祉の推進	2,11,12,14,17,18,29,40
7	地域福祉の推進	2,39
8	社会保障の適正運営	29
9	健康づくりの推進	1,13,17
10	保健衛生・医療体制の充実	43

18	協働による計画的なまちづくりの推進	30,31,32,47,49
19	市街地整備の推進	31
20	景観まちづくりの推進	15,31,33,37
21	道路交通体系の整備	45
22	交通ネットワークの充実	31,33,35,45
23	治水事業の推進	42
24	水道水の安定供給	42,48
25	公共下水道事業の充実	38,42,48
26	公園・緑地の充実	4,17,37,39,42
27	良好な住環境の創出	1,2,5,6,39,42,44

将来
都市像

人がつながり、魅力があふれ、
だれもが住み続けたいまち 川越

第5章

地域資源を
いかした、にぎわい
と活力にあふれる
まち

【産業・観光】

第6章

地球環境に
やさしい、豊かな
自然とともに
生きるまち

【環境】

第7章

地域で支え合う、
安全で安心なまち

【地域社会・市民生活】

第8章

つながりによる
まちづくりと持続
可能な行財政運営
の推進

【住民自治・行財政運営】

28	産業間の連携と 中小企業支援	52
29	就労の支援と 労働環境の改善	1,5,41
30	農業の振興	13,38
31	商業の振興	18,19,20,39, 44
32	工業の振興	18
33	観光の振興	15,22,39,51, 52

39	地域コミュニティ活動 の推進	7,34,47
40	平和で思いやりのある 社会づくり	2,5,6,16
41	男女共同参画の推進	1,2,11,29
42	防災体制の整備	
43	消防・救急体制の充実	10,18
44	防犯対策の推進	5,12,31
45	交通安全対策の推進	21,22
46	市民生活の支援	5

34	環境活動の推進	11,39,47
35	地球温暖化対策の推進	10,22,42
36	循環型社会の構築	
37	自然共生の推進	20,21,26,42
38	生活環境の保全	25,30

47	住民自治の推進	※全体に共通して関連する施策
48	行政経営マネジメントの推進	
49	社会資本マネジメントの推進	
50	情報化施策の推進	
51	広域的な連携の推進	
52	時勢に応じた施策の推進	

基本
目標

施
策

凡 例

施策番号

施策名

関連施策番号

1	少子化対策の推進	
---	----------	--

第1章 子ども・子育て

子どもが健やかに成長でき、
子育ての楽しさを感じられるまち

- 1 少子化対策の推進
- 2 児童福祉の推進
- 3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実
- 4 青少年健全育成の推進

施策	NO.1	少子化対策の推進
	目的	少子化の傾向に歯止めをかけること。

施策を取り巻く状況

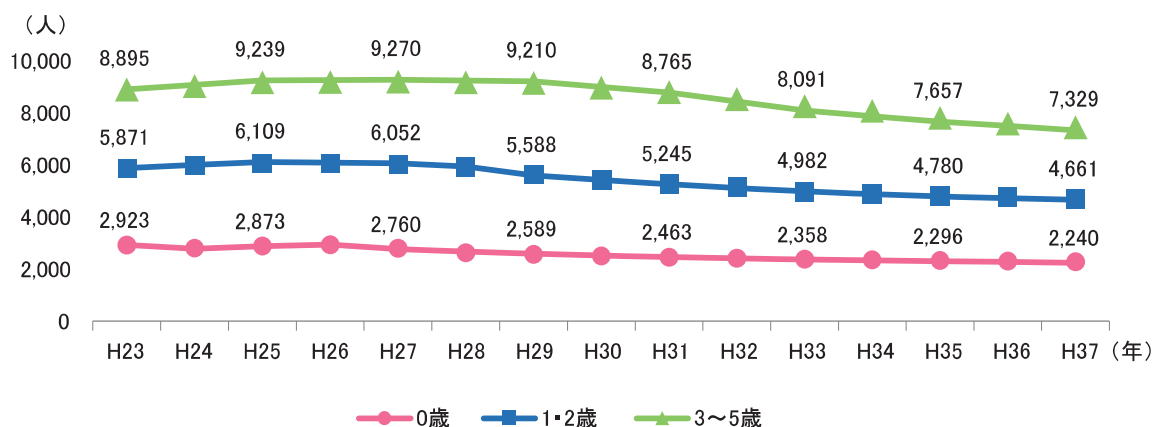
現 状

- ・ 国の人口は、既に減少局面に入っており、平成 38（2026）年に 1 億 2 千万人を下回り、平成 60（2048）年には 1 億人を下回ると推計されています。
- ・ 平成 27（2015）年の川越市の年齢 3 区分（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）別人口構成は、年少人口（14 歳以下の人口）の構成比は 13.0%ですが、今後少子化が進み、中でも 0 歳から 5 歳までの就学前児童の著しい減少が予想されています。
- ・ 平成 22（2010）年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」によると、独身男女の約 9 割が結婚の意思を持ち、希望する子どもの数も 2 人以上ですが、平成 25（2013）年の合計特殊出生率*は 1.43 となっています。
- ・ 全国的に未婚化・非婚化が進み、25 歳から 39 歳までの未婚率の上昇が続いています。また、生涯未婚率も男女ともに上昇しています。
- ・ 人口減少克服と地方創生を実現するため、平成 26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、国は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めました。また、本市では同法に基づく「川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 27（2015）年度に定めています。

課 題

- ・ 社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがすおそれがある、急速な少子化が全国的に課題となっており、具体的な取組が求められています。
- ・ 結婚、出産、子育てについての希望と現実のかい離を解消するよう、総合的な施策を推進する必要があります。

就学前児童人口の推移



出典：川越市住民基本台帳（各年 1 月 1 日）
平成 28 年以降は市推計

*合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 総合的な少子化対策の推進（政策企画課、地域創生課）

- ① 結婚、妊娠、出産、子育てに温かい地域社会を目指す取組を推進します。

2 結婚に対する取組支援（政策企画課、地域創生課）

- ① 若者がパートナーに出会い、家庭を築けるよう、結婚の支援を行います。

3 母子保健・小児医療等の充実（こども政策課、健康管理課、健康づくり支援課）

- ① 関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、妊娠、出産、子育て期にわたる母子保健の充実を図ります。

●関連 [No. 9 健康づくりの推進]

- ② 小児医療に係る事業や助成制度の充実を図ります。

●関連 [No. 10 保健衛生・医療体制の充実]

- ③ 妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を包括的に行い、切れ目なく支援する取組を推進します。

- ④ 若者に対し、妊娠、出産についての知識の普及・啓発に努めます。

4 多子世帯への支援（こども政策課、こども家庭課、保育課）

- ① 多子世帯や多胎児を出産する家庭を支援する取組を進めます。

- ② 幼稚園、保育園等に入所する第三子以降の保育料を助成し、多子世帯における経済的負担の軽減を図ります。

5 若者や女性のしごと支援（雇用支援課）

- ① 若者の職業的自立に必要な能力を育むよう、職業教育等の充実を図ります。

●関連 [No. 29 就労の支援と労働環境の改善]

- ② 子育て等により離職した女性に対して再就職の支援を行います。

●関連 [No. 29 就労の支援と労働環境の改善、No. 41 男女共同参画の推進]

指標		実績値	目標値	
		(H26)	H32	H37
出生数（人／年）		2,824	2,500	2,500
乳幼児健診受診率（％）	4 か 月 児	94.0	96.0	97.0
	1 歳 6 か月児	96.4	97.0	98.0
	3 歳 児	93.4	95.0	97.0

施策	NO.2	児童福祉の推進
	目的	安心して子育てができ、子どもが地域で健やかに成長できること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 国のひとり親家庭への支援が強化され、父子家庭への支援の拡大などが行われました。
- ・ 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を定めました。
- ・ 全国の児童相談所での児童虐待相談は年々増加しており、平成 26（2014）年度には過去最多となりました。本市では児童虐待に関する相談に対応するため、児童虐待防止 SOS センターを開設しています。
- ・ 子育て支援センターを中心に、つどいの広場等を展開し、地域における子育て支援に取り組んでいます。
- ・ 保護者等からの相談に応じるため、児童福祉に関する専門知識を有する家庭児童相談員を配置しています。

課 題

- ・ 子育て支援センターを中心として、各地域の特性や地域の力を生かした支援体制の整備を図るとともに、利用者支援を充実させる取組が必要です。
- ・ 育児の悩みを解消し、地域の中で子育ての支え合いを推進する取組が必要です。
- ・ 児童虐待やひとり親家庭など、支援を要する子どもや障害のある子どもとその家庭に対する支援が必要です。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 子育て支援の推進（こども政策課）

- ① 子育て支援を総合的、計画的に推進します。また、子育て中の家庭が必要な情報を容易に入手できるよう、情報提供の充実を図ります。

2 子育て家庭への支援体制の充実（こども育成課）

- ① 育児の悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親同士の交流の機会の充実を図ります。
- ② 育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域における会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。
- ③ 教育、保育施設や地域の子育て支援事業等の利用に関する情報提供や連絡調整の充実を図ります。

3 地域の支援体制の充実（こども育成課）

- ① 子育て中の親子の交流の場を提供し、子育てについての相談や情報の提供等の支援を行います。
- ② 地域の子育てに関するネットワークづくりや子育てサークル等への支援の充実を図ります。

●関連 [No. 7 地域福祉の推進、No. 39 地域コミュニティ活動の推進]

4 養育環境に配慮した取組の推進（こども家庭課）

- ① 子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や被虐待児童を保護する体制を整備し、虐待防止対策の充実に努めます。
- ② 養育に不安を抱える家庭に対し、相談や養育に関する支援の充実に努めます。
- ③ ひとり親家庭が自立して生活できるよう、相談体制の充実を図るとともに、日常生活支援や経済的な支援を推進します。
- ④ 子どもの貧困対策を総合的に推進します。

●関連 [No. 40 平和で思いやりのある社会づくり]

●関連 [No. 29 就労の支援と労働環境の改善]

●関連 [No. 8 社会保障の適正運営、No. 12 生きる力を育む教育の推進]

- ⑤ 経済的に困窮している人や DV*による被害者など、保護が必要な親子に対する体制を整えるとともに、自立のための生活支援を行います。

●関連 [No. 8 社会保障の適正運営、No. 41 男女共同参画の推進]

5 障害児施策の充実（障害者福祉課、保育課）

- ① 障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう、障害児施策の充実に努めます。

●関連 [No. 6 障害者福祉の推進、No. 12 生きる力を育む教育の推進]

- ② 児童発達支援センター*として、あけぼの・ひかり児童園の移転建替え事業を推進します。

●関連 [No. 6 障害者福祉の推進]



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
子育て支援拠点の設置数（か所）	18	25	25
ファミリー・サポート・センター依頼会員実利用者数（人／年）	247	300	350
ひとり親家庭の就業実績（人） ※目標値は H28 からの累計	43	250	500

* DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者、恋人など親密な関係にある、またはあった者の間に起こる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

*児童発達支援センター：障害のある児童に日常生活における基本的動作や集団生活を送るための支援を行う施設。

施策	NO.3	幼児期の教育・保育と学童保育の充実
	目的	仕事をする親を支援するとともに、安心して子どもを育てることができる環境をつくること。

施策を取り巻く状況

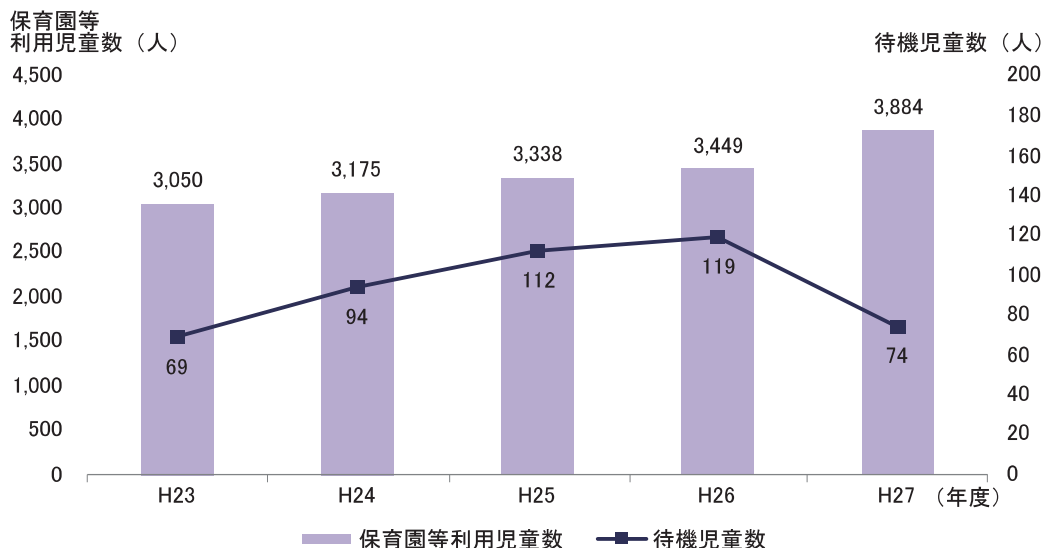
現 状

- ・ 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供することなどを目的とした、子ども・子育て支援新制度が平成 27（2015）年度から始まりました。
- ・ 平成 27（2015）年 4 月現在、市内には、市立保育園が 20 園（定員 1,830 人）、民間保育園が 26 園（定員 1,946 人）、小規模保育施設が 10 施設（定員 174 人）、私立幼稚園が 32 園（定員 7,365 人）あります。
- ・ 保育園等に入所する児童は平成 21（2009）年度から年々増加しています。また、平成 27（2015）年 4 月の待機児童数は 74 人になりました。
- ・ 市立小学校全 32 校で学童保育室を運営し、児童の放課後等の安全・安心の確保を図っています。

課 題

- ・ 子ども・子育て支援新制度に対応した幼児期の教育・保育の支援を行う必要があります。
- ・ 保育の量の拡大が望まれる中、今後は就学前児童の著しい減少が見込まれ、保育の量については適切なマネジメントが必要です。
- ・ 学童保育について、保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応するなど、利用者のニーズに応じた運営や、一部施設の狭あい化への対応が必要です。

保育園等利用児童数*、待機児童数の推移



川越市保育課調べ（各年 4 月 1 日）

*保育園等利用児童数：市外への委託児童は含み、市外からの受託児童は除く。「保育園等」には保育園、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業等）、認定こども園（保育認定）が含まれる。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 幼児教育の支援（こども政策課）

- ① 子ども・子育て支援新制度に対応する幼稚園または認定こども園への移行を支援するとともに、多子世帯やひとり親世帯等に配慮した利用者負担額を設定するなど、教育環境の充実を図ります。
- ② 子ども・子育て支援新制度に対応していない幼稚園について、国の基準に基づいて幼稚園就園奨励費の補助を行います。

2 保育の充実（こども育成課、保育課）

- ① 通常保育、延長保育等の拡充に努めるとともに、保育の量の拡大や質の向上により、子育てしやすい環境づくりを図ります。 ●関連 [No. 29 就労の支援と労働環境の改善]
- ② 入所児童に対して快適な保育環境を提供するとともに、保育ニーズに応じた市立保育園の建物や設備の改修を行います。
- ③ 病気により自宅での保育が困難な児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労等の両立を支援します。

3 学童保育の充実（こども育成課、教育財務課）

- ① 就労等により保護者が常時留守になっている児童の放課後等の安全・安心を確保し、健全な育成を図ります。 ●関連 [No. 29 就労の支援と労働環境の改善]
- ② 学童保育室の整備、改修等を行い、保育環境の改善を図ります。
- ③ 社会状況の変化や保護者の就労形態の多様化等に対応した、放課後及び休日等の子どもの居場所の確保を図ります。



子どもたちの笑顔があふれる市内保育園の様子

指標	実績値	目標値	
	(H27)	H32	H37
保育園待機児童数（人）	74	0	0
認定こども園の累計数（園）	—	5	7

施策	NO.4	青少年健全育成の推進
	目的	社会性を身に付けた自立した青少年を育てること。

施策を取り巻く状況

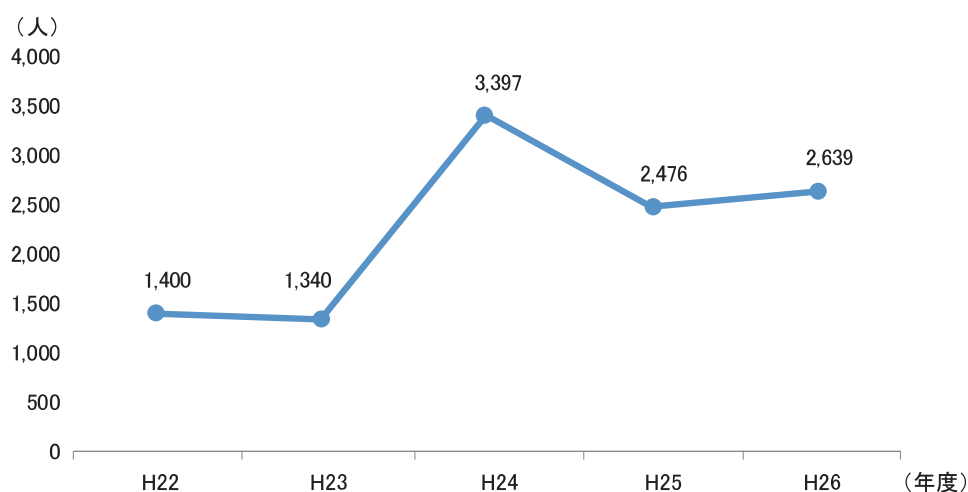
現 状

- ・急速な少子化の進行や就労形態の多様化、情報化社会の進展やそれに伴う健全な育成を阻害するおそれのある情報のはん濫など、青少年を取り巻く環境は変化しています。
- ・いじめや社会への不適応などの原因による不登校やひきこもりの若者がみられます。
- ・少年補導員による街頭補導活動のほか、青少年相談などを通じて、非行の未然防止等に取り組んでいます。
- ・児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館の3か所の児童館利用者は、平成26（2014）年度は159,773人でした。
- ・自治会と市の協同管理のもと、平成26（2014）年度までに150か所の児童遊園を設置しています。

課 題

- ・青少年が豊かな社会性を身に付け、社会や地域の一員として成長していくことを促進する取組が必要です。
- ・青少年の悩みやいじめなどの解消を図る取組や、非行の防止や低年齢化に対応する取組が必要です。
- ・子どもの遊び場や、青少年の健全な育成に資するような居場所や活動場所の充実が必要です。

青少年の社会参加人数*の推移



川越市こども育成課調べ

*青少年の社会参加人数：川越市青少年団体連絡協議会に加盟する団体によるボランティア活動等への参加人数。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 社会参加の促進（こども育成課）

- ① ボランティア活動等への参加の支援や青少年団体の育成に努め、自主的に活動する青少年の意欲の向上を図ります。 ●関連 [No. 39 地域コミュニティ活動の推進]
- ② 子どもたちが心豊かに成長できるように、さまざまな体験活動や交流を促進します。
- ③ 川越市青少年を育てる市民会議*等の関係機関と連携し、人材育成事業や地域活動の活性化を図ります。
- ④ 中学生等が地域活動に関わる機会の充実を促進します。 ●関連 [No. 11 生涯学習活動の推進、No. 39 地域コミュニティ活動の推進]

2 命を尊ぶ意識の醸成（こども育成課）

- ① 中学生等を対象に子育て体験を実施し、乳幼児とのふれあいの機会を提供するなど、命の大切さを学ぶ取組を実施します。

3 非行防止活動の推進及び青少年相談の普及（こども育成課）

- ① 少年補導員による街頭補導等を通じて、非行防止活動を推進します。 ●関連 [No. 12 生きる力を育む教育の推進]
- ② 青少年相談を実施し、青少年の不安や心配ごとに対応します。

4 青少年施設の充実（こども育成課）

- ① 地域におけるニーズの把握や、地域を通じた PR 等を実施し、幼児及び児童がより安全かつ楽しく利用できる児童遊園づくりを図ります。 ●関連 [No. 26 公園・緑地の充実]
- ② ボランティアや市民団体等と連携し、世代間交流を図りながら豊かな感性や情緒を育む事業を児童館において展開します。



子育て体験学習
市内中学校で行われている赤ちゃんとのふれあい体験

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
青少年団体が行う活動事業回数（回／年）	52	60	70

*川越市青少年を育てる市民会議：青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するために、関係機関・団体により構成された組織。

第2章 福祉・保健・医療

住み慣れた地域で、一人ひとりが健康で
いきいきと安心して暮らせるまち

- 5 高齢者福祉の推進
- 6 障害者福祉の推進
- 7 地域福祉の推進
- 8 社会保障の適正運営
- 9 健康づくりの推進
- 10 保健衛生・医療体制の充実

施策	NO.5	高齢者福祉の推進
	目的	高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・平成27（2015）年1月の本市における65歳以上の高齢者は、総人口の24.3%を占めています。また、今後はさらに高齢者人口が増加し、特に75歳以上の人口の割合が急速に大きくなると見込まれます。
- ・世帯構成では、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が、ますます増加することが見込まれます。
- ・急速な高齢者人口の増加に伴い、支援や介護が必要な高齢者の増加が見込まれます。

課 題

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、体制を整えることが必要です。
- ・元気な高齢者が希望に応じて就労できる機会、地域における居場所や活躍の場づくりなど、高齢者の社会参加の促進を図っていくことが必要です。
- ・認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らすことができるための福祉・医療等のサービスの充実、また介護者など家族の支援体制の充実が必要です。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 地域包括ケアシステムの構築（地域包括ケア推進課）

- ①医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。 ●関連 [No.18 協働による計画的なまちづくりの推進]
- ②地域包括ケアシステム構築の中核的機関である、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- ③医療団体等の関係機関と連携し、在宅医療・介護連携を推進します。

2 生きがいづくりの充実（高齢者いきがい課）

- ①高齢者のふれあいや交流の機会を増やし、生きがいづくりを支援します。
- ②高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労支援の充実、世代間交流の活動などを促進します。
●関連 [No.11 生涯学習活動の推進、No.29 就労の支援と労働環境の改善]
- ③元気な高齢者が、地域において支える側となり、楽しみながら活躍できるよう、ボランティア活動などの社会参加を支援します。

3 介護予防・生活支援の推進（地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課、健康づくり支援課）

- ① 高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、健康でいきいきした生活が送れるよう、また、介護が必要となった場合でも、状態の改善や悪化の防止を目的とした施策を推進します。
- ② 介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。

4 権利擁護・認知症支援施策の推進（地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課）

- ① 高齢者の権利擁護を図ります。また、関係機関と連携して高齢者虐待の防止や早期発見、適切な対応に努めます。 ●関連 [No. 40 平和で思いやりのある社会づくり]
- ② 認知症への理解を深めるための取組を推進するとともに、適切なサービスの提供や相談支援体制の充実に努めます。
- ③ 認知症の人やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、地域ぐるみで支え合う体制づくりを推進します。

5 介護サービスの充実（地域包括ケア推進課、介護保険課）

- ① 住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、計画的な介護サービスの整備を促進します。
- ② 利用者が良質な介護サービスの選択ができるよう、介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上に努めます。
- ③ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域におけるサービスの担い手の確保や育成に努めます。

6 居住環境の整備・充実（高齢者いきがい課、介護保険課）

- ① 住宅改善等に対する支援の充実に努めます。 ●関連 [No. 27 良好な住環境の創出]
- ② 特別養護老人ホーム等の各種施設の整備・充実に努めます。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
介護支援ボランティア事業登録者の累計数（人）	—	500	1,000
介護予防事業延べ参加者数*（人／年）	2,340	3,000	3,800
認知症サポーター養成講座の受講者数（人／年）	2,036	2,680	3,420

*介護予防事業延べ参加者数：介護予防事業として実施しているいもっこ体操教室の延べ参加者数。

施策

No.6

障害者福祉の推進

目的

自立と共生の考えのもと、障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らせること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・平成26（2014）年1月に、国は障害者の権利を実現するための措置等が規定された「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、平成28（2016）年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。
- ・本市における障害のある人は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、それぞれ年々増加傾向にあります。
- ・平成26（2014）年9月現在、市内の特別支援学校に通う市民の児童生徒数は270人です。また、平成26（2014）年5月現在、特別支援学級に通う児童生徒数は小学校174人、中学校101人です。

課 題

- ・障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止を進めることが必要です。
- ・医療や学習、就労等の面における総合的な支援や、社会参加に向けたさまざまな支援が必要です。
- ・障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるように、多様なニーズに応えられる福祉サービスの量と質の充実が必要です。

障害者手帳所持者等の推移

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障害者	9,635	9,763	9,896	10,049	10,093
知的障害者	1,926	1,996	2,037	2,103	2,168
精神障害者	1,349	1,514	1,684	1,875	2,020
難病患者	2,115	2,238	2,374	2,179	2,273

川越市障害者福祉課調べ（年度末）

※難病患者は特定疾患医療給付対象者の数。平成24年度から平成25年度の難病患者の減少については、一部特定疾患の認定基準の変更によるもの。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 差別解消及び権利擁護の推進（障害者福祉課）

- ① 障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るとともに、障害のある人となない人との相互理解と交流の促進に努めます。

●関連 [No. 40 平和で思いやりのある社会づくり]

- ② 障害のある人に対する虐待の防止及び早期発見と適切な対応に努めます。

2 保健・医療サービスの充実（障害者福祉課、高齢・障害医療課、健康づくり支援課）

- ① 障害のある人が乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、適切な医療サービスを受けられるよう環境の整備に努めます。
- ② 障害の早期発見、早期療育事業の充実に努めます。 ●関連 [No. 2 児童福祉の推進]
- ③ 重度心身障害者医療費支給制度の安定的な運営を行い、重度心身障害者の福祉の増進を図ります。

3 早期療育の充実及び生涯にわたる学習機会の充実（こども家庭課、中央公民館、教育センター）

- ① 相談・支援の充実により、障害のある子どもの乳幼児期における成長を支援します。 ●関連 [No. 2 児童福祉の推進]
- ② 学校教育における特別支援学級等の充実に努めます。 ●関連 [No. 12 生きる力を育む教育の推進]
- ③ 障害のある人のための社会教育事業の充実に努めます。 ●関連 [No. 11 生涯学習活動の推進]

4 雇用・就労の促進（障害者福祉課）

- ① 障害のある人が、適性に応じて働く場を確保できるよう、川越市障害者就労支援センターや関係機関の活用・連携に努めます。 ●関連 [No. 29 就労の支援と労働環境の改善]
- ② 一般就労が困難な障害のある人の働く場を確保できるよう、就労継続支援事業所*など多様な就労の場の確保を推進します。 ●関連 [No. 29 就労の支援と労働環境の改善]

5 社会参加の拡充（障害者福祉課）

- ① 障害のある人の社会参加に向けて、さまざまな情報を取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシビリティ*の向上、情報提供の充実などを推進します。
- ② 障害のある人が地域において、文化芸術やスポーツに親しむことができる環境の整備に努めます。 ●関連 [No. 14 文化芸術活動の充実、No. 17 生涯スポーツの推進]
- ③ 障害のある人が気軽に外出することができるよう、外出支援等の充実に努めます。

6 福祉サービスの充実（障害者福祉課）

- ① 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実に努めるとともに、障害者相談支援事業等の充実に努めます。
- ② 意思疎通を図ることに支障がある人に対して、コミュニケーション支援事業の充実に努めます。
- ③ 住宅及び施設の整備を支援し、障害のある人の住まいの充実に努めます。 ●関連 [No. 18 協働による計画的なまちづくりの推進]

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
障害者施策の満足度* (%)	37.4 (H25)	40	42
福祉施設から一般就労への移行者数 (人/年)	44	50	55

*就労継続支援事業所：就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う障害福祉サービス事業所。

*情報アクセシビリティ：パソコンやウェブページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障害のある人を含む多くの利用者が不自由なく利用できること。

*障害者施策の満足度：「川越市障害者支援計画」策定のためのアンケート調査において、「満足している」及び「少し満足している」と回答した人の割合。

施策	NO.7	地域福祉の推進
	目的	市民一人ひとりが、安心していきいきと暮らせる地域社会をつくること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・平成27（2015）年1月における本市の高齢化率は24.3%となり、約4人に1人が65歳以上となる一方で、年少人口は減少し、少子高齢化が進行しています。
- ・単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化が進んでいます。
- ・平成27（2015）年3月現在、市内22地区の社会福祉協議会において、地域福祉*を推進する具体的な方法や目標を定める地区別福祉プランの策定に向けた取組が行われています。

課 題

- ・年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、市民が社会から孤立することなく、地域でいきいきと安心して暮らせるよう支える体制の整備が必要です。
- ・地域福祉の担い手の育成や担い手のネットワークづくりが必要です。
- ・福祉制度の対象とならない事案や、複合的な問題を抱えた世帯など、既存の福祉サービスでは対応が困難な地域課題を、関係機関との連携や地域におけるふれあい・支え合い・助け合いの活動により解決するためのしくみの構築が必要です。



地域の高齢者と中学生とのふれあいの様子（南古谷中学校）

*地域福祉：障害の有無や年齢などに関係なく、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、市民、民間団体、事業者、行政が協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 地域福祉の意識づくり（福祉推進課、教育指導課）

- ① 地域における具体的な助け合い活動につながるような意識啓発を行うとともに、さまざまな機会や方法で情報発信を行います。
- ② さまざまな場面で、学校における福祉に関する教育の充実を図ります。
- ③ 市民、団体等が地域福祉活動に取り組むことができるよう、情報提供を行います。

2 地域福祉を担う人材の育成（福祉推進課）

- ① ボランティア体験の機会や福祉講座の充実により、地域福祉の担い手の育成を図ります。
●関連 [No. 2 児童福祉の推進]
- ② 民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。
- ③ コミュニティソーシャルワーク*実践者養成研修を実施し、地域における福祉課題を解決できる体制の充実を図ります。
- ④ 川越市社会福祉協議会のボランティア活動事業に対する支援を通じ、ボランティア活動の充実を図ります。

3 ふれあい・支え合い・助け合いのしくみの構築（福祉推進課）

- ① 地域にふさわしいふれあい・支え合い・助け合いの活動が展開されるよう支援します。
- ② 各地区社会福祉協議会において、住民や関係団体等の具体的な取組や役割などを定めた地区別福祉プランの推進が図られるよう支援します。

4 地域のネットワークの充実（福祉推進課）

- ① 川越市社会福祉協議会との連携の充実を図ります。
- ② 地域の活動主体が、地域の課題解決に向けて協力し合えるよう、地域のネットワークの基盤づくりを推進します。
●関連 [No. 39 地域コミュニティ活動の推進]
- ③ 地域における見守りのしくみづくりを推進します。
●関連 [No. 39 地域コミュニティ活動の推進]

5 安心して生活できる地域づくり（福祉推進課）

- ① 福祉サービスの充実に努めるとともに、相談機能の充実を図ります。
- ② 地域福祉の総合的な支援体制である地域福祉サポートシステムの構築を図ります。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修の受講者累計数（人）	153	330	480

*コミュニティソーシャルワーク：どこに相談したらよいかわからない困りごとや、既存の公的な制度では対応しにくい問題などの福祉に関する相談に応じ、関係機関と連携しながら、生活環境の調整や、近隣住民による支え合いのしくみやサービスの構築を行い、課題解決に取り組むこと。

施策	NO.8	社会保障の適正運営
	目的	社会保障制度を適正に運用すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 国民健康保険の財政運営は、高齢化等に伴う医療費の増加や経済状況の影響等により厳しい状況となっています。また、平成 30（2018）年度から、国民健康保険の財政運営の責任主体が県となります。
- ・ 後期高齢者医療制度の被保険者は、制度開始の平成 20（2008）年 4 月 1 日には 23,190 人で本市の総人口の 6.9%でしたが、平成 27（2015）年 4 月 1 日には 34,741 人で本市の総人口の 9.9%と急増しています。
- ・ 要介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者のさらなる増加が見込まれます。
- ・ 生活保護の受給世帯数が増加傾向にあります。また、今後、高齢化の進行等により、要保護世帯のさらなる増加が見込まれます。
- ・ 安定した雇用の減少や世帯構造の変化によって、複合的な問題を抱える生活困窮者が増加しています。

課 題

- ・ 増え続ける医療費の適正化を図る取組が必要です。
- ・ 国民健康保険の財政運営の責任主体を県へ円滑に移行する必要があります。
- ・ 後期高齢者医療制度について、運営主体である埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携を強化する必要があります。
- ・ 利用者が真に必要とするサービスを介護サービス事業者が適切に提供する必要があります。
- ・ 生活困窮者の早期発見、寄り添い型の支援*を実施するため、地域ネットワークの強化と関係機関との連携を図る必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 国民健康保険制度の健全な運営（国民健康保険課）

- ① 医療費適正化に向けた取組を進め、国民健康保険事業の安定的な運営を図ります。
- ② 国民健康保険税の適正な賦課に努め、収入の確保を図ります。

2 後期高齢者医療制度の円滑な運用（高齢・障害医療課）

- ① 後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運用に努めます。

*寄り添い型の支援：本人の意欲や幸福追求に向けた想いに寄り添い、本人が自分の意思で主体的に自立に向けた行動をとれるようにサポートすること。

3 国民年金制度の啓発（市民課）

- ① 広報紙等により国民年金制度の周知を行うとともに、国民年金相談業務の充実を図ります。

4 介護保険制度の健全な運営（指導監査課、介護保険課）

- ① 介護給付適正化の取組を進め、介護保険の適正なサービス利用を図ります。
② 介護サービス事業者に対し実地指導等を行い、介護サービス事業者の適正な事業運営を促進します。

5 生活保護制度の適正な運営（生活福祉課）

- ① 保護の受給要件の的確な把握等による制度の適正な運用を図ります。
② 就労支援相談員等を活用した早期就労による自立を支援します。
●関連 [No. 29 就労の支援と労働環境の改善]
③ 民生委員・児童委員など地域関係機関との連携強化を図ります。

6 生活困窮者自立支援制度の適正な運営（生活福祉課）

- ① 生活困窮者自立支援制度*の周知を図り、自立に向けた寄り添い型の支援を行います。
② 生活困窮者支援のためのネットワークの構築を図ります。

国民健康保険加入者、医療費等の推移

被保険者数は年度平均

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
被保険者数（人）	98,485	99,219	98,896	98,089	96,438
医療給付費（千円）	23,296,414	24,039,905	24,287,857	24,807,445	25,249,347

川越市国民健康保険課調べ

要介護認定者数、介護保険給付費の推移

要介護認定者数は年度末現在

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護認定者数（人）	10,014	10,385	10,996	11,539	12,207
保険給付費（千円）	13,691,050	14,419,356	15,481,490	16,222,387	17,024,260

川越市介護保険課調べ

生活保護被保護世帯数と保護率*の推移

被保護世帯数は年度平均

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
被保護世帯数	2,738	2,925	3,055	3,143	3,242
保護率（%）	1.15	1.21	1.24	1.27	1.29

川越市生活福祉課調べ

*生活困窮者自立支援制度：さまざまな困難の中で生活に困窮している人に対し、仕事や住まい、家計相談など包括的な支援を行う制度。

*保護率：人口 100 人当たりの被保護人員数の割合を表す。

施策	NO.9	健康づくりの推進
	目的	健康への意識や生活習慣の改善を促進し、健康寿命の延伸を図ること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・本市の死因別死亡者数の上位をみると、悪性新生物（がん）が約3割、心疾患（高血圧症を除く）が約2割、脳血管疾患が約1割となっており、三大生活習慣病が全体の約6割を占めています。
- ・平成25（2013）年の本市における65歳からの健康寿命*は、男性が16.80年、女性が19.55年となっています。
- ・平成25（2013）年度から健康寿命を延ばすことを目的とした「ときも健康プロジェクト いきいき川越大作戦」が始まり、市民が主役の健康づくりに取り組んでいます。
- ・口腔の健康は、市民が健康な生活を営む上で重要な役割を果たすことから、平成25（2013）年に「川越市歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定し、生涯にわたる健康づくりや食育の取組と一体的かつ総合的に口腔の健康への取組を推進しています。

課 題

- ・ライフステージの各時期に応じて、よりよい生活習慣をつくることや生活習慣病の早期発見と重症化の予防が必要です。
- ・誰もが参加できる健康づくりのために活用できる事業や、施設、地域環境などが必要です。
- ・がんの早期発見、治療のため、市民のがん及び検診への意識を高め、定期的ながん検診を受けることが必要です。



ときも健康プロジェクトとして
取り組んでいるラジオ体操



胃部エックス線
撮影装置



乳房エックス線撮影装置
（マンモグラフィ）

保健所に備え付けてあるがん検診設備

*健康寿命:65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間のことで、具体的には介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けずに生活できる期間のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 健康づくりの支援（健康管理課、健康づくり支援課）

- ① 関係機関・団体とのネットワークを構築し、相互に連携し、健康づくりの基盤の充実に図ります。
- ② 地域で活動する保健推進員等の団体の育成や活動を支援し、協働して健康講座等を行います。
- ③ 一人ひとりが食育に関心を持ち、実践できるよう食育に関する取組の充実に図ります。
●関連 [No. 13 教育環境の整備・充実]
- ④ 生涯にわたり歯と口の健康を維持できるよう、歯科口腔保健の充実に図ります。
- ⑤ 乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援します。
●関連 [No. 1 少子化対策の推進、No. 17 生涯スポーツの推進]
- ⑥ 健康の視点から地域の特性に合わせた健康づくりの活動や地域づくりを推進します。
- ⑦ 疾病の早期発見、早期治療を目的とした健康診査や、健康づくり等のための相談や教育を実施するとともに、関係機関と連携して健康情報の発信と意識の啓発を図ります。

2 特定健康診査等の実施（国民健康保険課）

- ① 特定健康診査の受診率向上の取組を進めるとともに、受診者に占めるメタボリックシンドローム*該当者及び予備群の割合の減少を図ります。

3 がん検診等の実施と受診勧奨（健康管理課）

- ① がん検診、骨密度検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診、無保険者健康診査を実施し、受診を勧奨します。
- ② 検診により要精密検査と判定された市民に対し受診を勧奨します。
- ③ 特定健康診査の対象以前の年齢（若年者）を対象にした健康診査を実施し、受診を勧奨します。

指標	実績値	目標値	
		H32	H37
健康寿命（年）	男 16.80 女 19.55 (H25)	男 17.43 女 20.18	男 18.06 女 20.81
かかりつけ歯科医を持つ市民（％）	76.8 (H26)	85.0	87.0
三大生活習慣病死亡数の比率（％）	58.01 (H23-25 平均)	57.0 (H28-30 平均)	56.0 (H33-35 平均)

*メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せもった状態。

施策	NO.10	保健衛生・医療体制の充実
	目的	保健衛生と医療体制の充実を図り、市民の健康が保持、増進されること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 仕事や生活等に関するストレスから、不安や悩みを強く感じる人が増加しています。
- ・ 地球温暖化等の影響により、従来亜熱帯で発生していたデング熱等の国内での発生事例が報告されています。海外では、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、エボラ出血熱などの危険な感染症が流行している地域があります。
- ・ 夜間、休日の初期救急医療を確保するため、川越市医師会夜間休日診療所を支援するとともに、在宅当番医制事業及び休日歯科診療所運営事業を実施しています。また、夜間、休日の二次救急医療を確保するため、病院群輪番制参加病院及び埼玉医科大学総合医療センターを支援しています。
- ・ 食の安全・安心を揺るがすことにつながる、食品への異物混入や偽装表示などが起こっています。

課 題

- ・ 精神保健に対する理解の醸成と精神障害者への継続的な支援が必要です。
- ・ 感染症の予防とまん延防止の取組が必要です。
- ・ 地域での適切な医療提供体制の確保を図る必要があります。
- ・ 食の安全・安心を確保するための取組が必要です。



川越市保健所

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 精神保健対策の推進（保健予防課）

- ① 関係機関と連携を図りながら、精神保健相談や訪問指導を充実し、市民の心の健康づくりを推進します。
- ② 精神障害者の社会復帰と自立を支援し、社会経済活動への参加を促進します。
- ③ 精神保健に関する正しい理解と知識の普及・啓発や関係団体等の育成に努めます。

2 感染症予防対策の推進（保健予防課）

- ① 結核やエイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及・啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。
- ② 関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。

3 地域医療体制の整備・充実（保健医療推進課、保健総務課）

- ① 医療団体等と連携して、かかりつけ医の定着、かかりつけ薬局の普及、病診連携の推進、救急医療体制の整備、在宅医療の充実などを図ります。
●関連 [No. 43 消防・救急体制の充実]
- ② 保健・医療の関係団体等と協力し、介護・福祉との連携を進めます。
- ③ 医療機関や薬局等に対する監視・指導を行います。
- ④ 関係機関等との連携を強化しながら、薬物乱用防止の啓発等を推進します。

4 食の安全・衛生的な住環境の確保（食品・環境衛生課）

- ① 食品営業施設、給食施設等への監視・指導を行います。
- ② 公衆浴場や理容所など生活に密着した生活衛生施設への監視・指導を行い、衛生水準の維持向上を図ります。
- ③ 特定建築物*の衛生的な維持管理の指導に努めます。
- ④ 犬や猫等の適正飼養*や動物愛護の普及・啓発に努めます。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
結核り患率（人口 10 万対）	13.8	10	10
かかりつけ医を持つ世帯（％）	63.7 (H27)	68	73
在宅療養支援診療所*の累計数（か所）	14	22	33

*特定建築物：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上、特に配慮が必要な 3,000㎡以上の面積を有する建物。

*適正飼養：人と動物が共生できるよう、適正なルールのもと飼育すること。

*在宅療養支援診療所：24 時間必要に応じて、往診や訪問看護などを行う診療所。

第3章 教育・文化・スポーツ

歴史と文化を感じながら学びあい、
豊かな心を育むまち

- 11 生涯学習活動の推進
- 12 生きる力を育む教育の推進
- 13 教育環境の整備・充実
- 14 文化芸術活動の充実
- 15 文化財の保存・活用
- 16 多文化共生と国際交流・協力の推進
- 17 生涯スポーツの推進

施策	NO.11	生涯学習活動の推進
	目的	市民一人ひとりが生涯を通じて学習することができ、その成果を生かすことができる社会の実現を図ること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 公民館、図書館、博物館などの施設を活用した、市民の学習機会の創出や活動の場の提供に努めています。また、ウェスタ川越*内に開設された市民活動・生涯学習施設が、生涯学習活動の場として活用されています。
- ・ 平成 25（2013）年度に行われた「生涯学習に係る市民意識調査」や、平成 24（2012）年度に行われた国の「生涯学習に関する世論調査」によると、過去一年間に生涯学習を行った人の割合は前回調査より増加しています。
- ・ 公民館等の公共施設を利用した団体での活動がみられる一方、民間の講座や自宅での活動、インターネット等を通じた個人での活動が増加するなど、本市における学習活動は多様化しています。

課 題

- ・ 多様な学習機会の提供を充実させることや、その学習成果を活用し社会参画につなげていくしくみが必要です。
- ・ 学校・家庭・地域が連携し、家庭や地域の教育力を向上させる取組が必要です。
- ・ 市民のニーズや利便性を考慮した図書館、博物館の運営が求められています。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 生涯学習を推進する体制の充実（文化芸術振興課）

- ① 生涯学習に関する市民ニーズの把握及び市民への情報提供の充実に努めます。
- ② 大学などの高等教育機関との連携を推進し、高度で体系的な生涯学習の機会を創出するほか、まちづくりなど幅広い分野でその知見を活用します。
- ③ 生涯学習を通じて、地域の中に学びの場をつくり、世代間交流や地域活動の機会の充実を図ります。 ●関連 [No. 39 地域コミュニティ活動の推進]
- ④ 市民が学習した成果や職業人として培ってきた知識、技術、経験を地域で生かすことができるしくみの充実を図ります。 ●関連 [No. 41 男女共同参画の推進]

2 家庭や地域の教育力向上（地域教育支援課、中央公民館）

- ① 学校・家庭・地域の連携・協働により、地域ぐるみの教育を支援します。 ●関連 [No. 4 青少年健全育成の推進、No. 39 地域コミュニティ活動の推進]
- ② 地域や学校など、身近で豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう支援します。
- ③ 地域の社会教育関係団体を支援します。 ●関連 [No. 4 青少年健全育成の推進]
- ④ 地域住民が主体となる社会教育事業を支援します。

*ウェスタ川越：市、県、民間事業者により整備され、平成 27（2015）年春に川越駅西口にオープンした複合拠点施設。市の施設として、大ホールや市民活動・生涯学習施設、男女共同参画推進施設などのほか、南公民館、証明センター、子育て支援センター、市民相談室などがある。

3 ライフステージ、社会変化等に応じた学習機会の充実（中央公民館）

- ① 人生の各時期の課題や少子高齢化、情報化、国際化、環境、人権などの現代的な課題に応じた多様な学習機会の充実に努めます。
- ② 郷土の歴史や伝統・文化などを学ぶ地域学習や地域で生じている課題を題材とした学習を推進します。

4 身近な学習施設の整備・運営（文化芸術振興課、地域教育支援課、中央公民館）

- ① 利用しやすい身近な学習施設の整備・運営に努めます。

5 市立図書館の充実（中央図書館）

- ① 市民のさまざまなニーズに即した、学習支援につながる事業を実施します。また、各分野の資料や学習・研究情報の提供サービスの充実を図るほか、図書の返却方法など、利用者の利便性の向上を図る取組を推進します。
- ② 近隣市町との図書館相互・広域利用及び大学や市立小学校・中学校・高等学校図書室等との連携を図ります。 ●関連 [No. 51 広域的な連携の推進]
- ③ 地域資料などをデジタル化し、情報のネットワーク化をさらに推進します。 ●関連 [No. 50 情報化施策の推進]

6 市立博物館等の充実（博物館）

- ① 多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の見直しを検討するとともに、講座や教室等を充実させ、市民の博物館の利用機会の向上を図ります。 ●関連 [No. 33 観光の振興]
- ② 学校教育との連携のもと、児童生徒が川越の歴史や文化等に興味や関心を持つことができる学習活動の機会の充実を図ります。
- ③ 蔵造り資料館の耐震化を進めます。



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
市民講座*開催数（件／年）	49	53	55
市立図書館での市民一人当たりの貸出数 （冊・点／年）	4.89	5.17	5.24

*市民講座：市民の生涯にわたる「学ぶよろこび・教える楽しみ」を高めること、市民主体による多様な学習活動を推進することを目的に市と市民が協働で開催する、市民による市民のための講座。市民が社会の中で培った知識や技術を生かす講座主宰者となり、公民館等を会場として企画。語学講座から趣味の講座まで幅広い講座が開催されている。

施策	NO.12	生きる力を育む教育の推進
	目的	児童生徒の知徳体のバランスのとれた生きる力を育む、充実した教育を推進すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 全国学力・学習状況調査*の結果を踏まえ、知識・技能の確実な習得と、「自分の考えを書く」ことなど、それを活用する力の育成を図っています。
- ・ 将来に夢や目標を持っている割合や自尊意識の割合は、小学校では、ともに高い傾向にありますが、中学校では、それよりもやや低い傾向があります。
- ・ 「いじめ防止対策推進法」に基づき、「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、いじめ防止等のための施策を総合的に推進しています。
- ・ 普通教室の LAN 整備率は、全国平均を大きく下回っています。
- ・ 児童生徒の新体力テストの結果から、県平均を上回る項目数は、小学校で増加傾向に、中学校では横ばい傾向にあります。

課 題

- ・ 基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得と、これらを活用した課題解決を図る力（思考力・判断力・表現力）の育成が必要です。
- ・ 児童生徒の心の教育、学力向上、いじめの未然防止等、学校におけるさまざまな課題に応じた取組が必要です。
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備・充実が求められています。
- ・ 小学校から中学校など、異なる学校間での継続的な指導の充実を図り、進学時の不適應等に対応していくことが必要です。
- ・ 児童生徒の志や自尊意識を育てるとともに、社会性、感動する心や自立心を育む教育を充実させる必要があります。
- ・ グローバル化や情報化等の進展に対応した教育を推進する必要があります。
- ・ 日常生活において体を動かす機会が減少していることから、体力・運動能力が長期的にみて低下傾向にあり、体力の向上を一層図る必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 確かな学力の育成（教育指導課）

- ① 児童生徒の学力状況と課題を把握し、学力向上に向けた具体的な方策を組織的・継続的に研究・検討し、児童生徒一人ひとりの学力向上を図ります。

2 学校課題に応じた学校支援の推進（学校管理課）

- ① 児童生徒の心の教育、学力向上、いじめの未然防止等、各学校におけるさまざまな課題に対応するオールマイティーチャー*を配置し、課題解決を図ります。

*全国学力・学習状況調査：小学校6年生と中学校3年生を対象に実施する児童生徒の学力や学習状況に関する全国的な調査。

*オールマイティーチャー：積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校におけるさまざまな課題を解決するために配置する市費臨時講師。

3 校種間連携の推進（学校管理課）

- ① 幼稚園・保育園・小学校間や小学校・中学校間、中学校・高等学校間等の連携を深め、生活指導上の情報交換や学習指導等の共有・共通理解などを行い、指導の充実を図ります。
●関連 [No. 3 幼児期の教育・保育と学童保育の充実]

4 生徒指導の推進と進路指導・キャリア教育の充実（教育指導課、教育センター）

- ① さわやか相談員*、スクールカウンセラー、臨床心理士やスクールソーシャルワーカー*などを活用し、いじめ防止対策や教育相談体制の充実を図ります。
●関連 [No. 4 青少年健全育成の推進]
- ② スクールランチ*の配置や中学生社会体験事業などにより、生徒指導の推進及び進路指導・キャリア教育の充実に努めます。
●関連 [No. 29 就労の支援と労働環境の改善]

5 特別支援教育の充実（教育センター）

- ① 特別支援教育を推進する体制の一層の整備を図り、障害等のある児童生徒一人ひとりの自立に向けたきめ細かな支援を行います。
●関連 [No. 2 児童福祉の推進、No. 6 障害者福祉の推進]

6 グローバル化に対応する教育の推進（教育センター）

- ① 国の「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を受け、英語指導助手の増員などの体制整備を図り、英語教育及び国際理解教育を推進します。

7 情報教育の推進（教育センター）

- ① 児童生徒が ICT を活用し、主体的な学習ができるよう環境整備に努めるとともに、情報活用能力を育成します。

8 体力向上の推進（教育指導課）

- ① 児童生徒の体力の状況と課題を把握し、体育の授業改善や家庭との連携等を通して、自ら進んで運動をする児童生徒を育成し、体力の向上を図ります。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において「国語、算数・数学の勉強は大切だと思う」と回答した児童生徒の割合（％）	91.9	92.5	93.0
同調査で「自分にはよいところがあると思う」「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合（％）	75.6	78.0	80.0
新体力テスト総合評価（5段階）において A～C 評価の生徒の割合（％）	84.9	85.5	86.0

*さわやか相談員：いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、全市立中学校 22 校に 1 名ずつ配置されている。児童生徒及び保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。

*スクールソーシャルワーカー：課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。

*スクールランチ：生徒指導推進員。学級がうまく機能しない状況やいじめ問題、非行・問題行動、不登校児童生徒の増加など、さまざまな生徒指導上の課題への対応と児童生徒一人ひとりに指導・支援を行うために、市内小・中学校に配置される市費臨時職員。

施策	NO.13	教育環境の整備・充実
	目的	安全・安心で豊かな教育環境をつくること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 中核市として教職員研修体系を確立させ、豊かな人間性、確かな指導力を持った教職員の育成を推進しています。
- ・ 学校の耐震化については、全ての小学校・中学校において完了しています。また、市立学校の大規模改造工事やトイレ改修工事を実施し、施設・設備の改善に努めています。
- ・ 新学校給食センターの建設をPFI手法により進めています。
- ・ 市立川越高等学校では、第二次川越市立川越高等学校将来構想懇話会の提言を踏まえ、魅力ある学校づくりを推進しています。

課 題

- ・ 多様化する学校教育の中で、きめ細かな指導を行うために、学校の役割や必要とされる施設の変化に対応する必要があります。
- ・ 少子化による小規模校化が進む中、多様な教育活動を進め、教育水準の維持向上を図るために、学校規模の適正化を検討する必要があります。
- ・ 安全・安心でおいしい学校給食を安定して提供できるよう、新学校給食センターの建設のほか、経年による施設や諸設備の改修等を実施する必要があります。また、食物アレルギーのある児童生徒に対し、アレルギー対応食を提供していく必要があります。
- ・ 市立川越高等学校の将来構想や施設・設備の計画的な改修について、継続的かつ多角的に検討を進めていく必要があります。
- ・ 教職員研修を一層充実させるとともに、効果的に実施する環境が必要です。
- ・ 各学校が地域と連携し、特色ある学校づくりを推進する必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 教職員の資質向上（教育センター）

- ① 時代のニーズ等を把握し、教科等や教職に関する高度な専門知識や、新たな学びを展開できる指導力を持つ教職員の育成に努めます。

2 学校施設の整備・充実（教育財務課、教育指導課）

- ① 老朽化した学校施設・設備の大規模改造工事やトイレ改修工事、教室への空調設備の導入を計画的に進め、安全・安心かつ快適な教育環境の整備・充実を図ります。
- ② 学校図書館の蔵書の充実を図り、児童生徒の読書活動を推進します。

3 小学校・中学校の適正規模・適正配置と通学区域の弾力化（学校管理課）

- ① 地域ごとの児童生徒の増減に応じた学校の配置や学校規模の見直し、通学区域の弾力化等について検討し、学校教育の活性化を図ります。

●関連 [No. 18 協働による計画的なまちづくりの推進]

4 学校給食の充実（教育指導課、学校給食課）

- ① 老朽化した学校給食センターの更新及び設備の改修や修繕を計画的に進め、安全・安心でおいしい給食を安定的に提供します。
- ② 学校給食への地場産農産物の使用拡大に努めるとともに、正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育を進めます。 ●関連 [No. 9 健康づくりの推進、No. 30 農業の振興]
- ③ 食物アレルギーのある児童生徒に対して、アレルギー対応食が安全かつ確実に提供できるよう、実施体制の整備を図ります。

5 市立川越高等学校の改革・充実（学校管理課、市立川越高等学校）

- ① 将来構想について継続的かつ多角的に検討し、学校教育の一層の充実を図ります。
- ② 計画的に施設・設備の改修工事を進め、よりよい教育環境の整備・充実を図ります。

6 教育センターの整備・充実（教育センター）

- ① 教育センターの機能や施設を整備・充実させ、教職員研修を効果的に実施するとともに、地域住民も活用できる施設となるよう推進します。

7 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進（学校管理課）

- ① 学校評議員制度*や地域人材の活用事業、日本語指導ボランティアの派遣などを通して、地域人材の積極的な活用を図るとともに、地域との連携を推進します。



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
大規模改造工事進捗率（％）	59.8	81.0	100
全小学校における学校図書館図書標準*の達成率の平均値（％）	83.3	92.4	100
学校給食における地場産農産物使用割合（％）	8.1	22.0	22.0

*学校評議員制度：その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により市が委嘱する。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。

*学校図書館図書標準：公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省により定められた蔵書冊数。

施策	NO.14	文化芸術活動の充実
	目的	心豊かな生活を実現するとともに、まちに魅力と活力の創出を図ること。

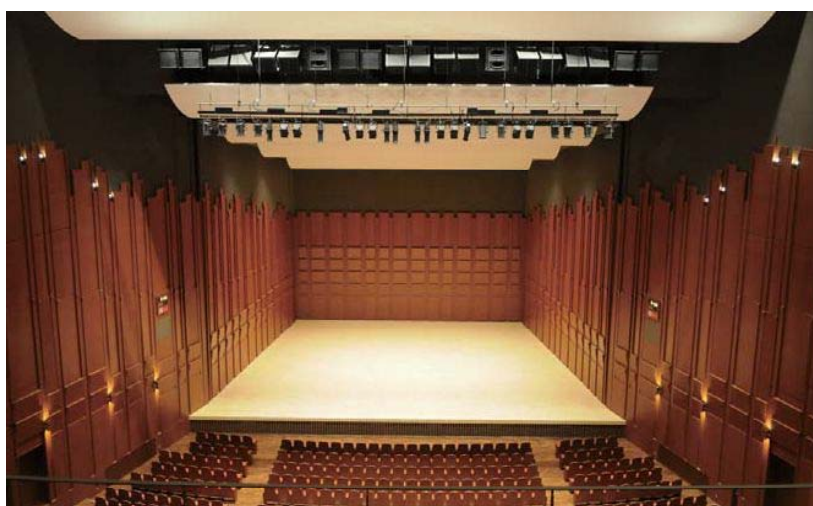
施策を取り巻く状況

現 状

- ・川越市美術展覧会や川越市民文化祭など文化芸術活動の発表機会の充実を図っています。また、市民団体が主催し全国に出品を呼びかけて開催している美術展や国内で高い評価を得ている吹奏楽団など、歴史と伝統に培われた市民活動が受け継がれています。
- ・新しい文化芸術活動の拠点として、平成27（2015）年にウェスタ川越大ホールがオープンしました。
- ・平成26（2014）年度に実施した文化芸術振興に関する意識調査では、「子どもが文化に親しむ機会の提供」、「質の高い芸術や芸能の鑑賞機会の充実」について重要と考えている人が多いものの、その実情には満足していない人の割合が多くなっています。
- ・文化芸術の振興を図るため、川越市文化芸術スポーツ振興基金*を設置し、基金を活用して子どもの文化芸術体験事業などを実施しています。
- ・市立美術館では、展覧会等の開催や教育普及事業の実施を通じて、市民が美術に触れる機会を提供しています。

課 題

- ・本市の文化芸術の特色や文化芸術資源を活用し、文化芸術への市民の関心を高めるような取組が必要です。
- ・ウェスタ川越大ホールなどの文化施設を活用し、質の高い芸術や芸能の鑑賞機会を提供するとともに、市民の文化芸術活動や発表の機会を充実させていくことが必要です。
- ・文化芸術を振興することによる、成熟したまちの魅力と活力の向上、子どもの豊かな心の育成等が望まれています。



約1,700人を収容できるウェスタ川越大ホール

*川越市文化芸術スポーツ振興基金：本市の文化芸術及びスポーツの振興を図るため平成27（2015）年度に設置。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 文化芸術の振興（文化芸術振興課）

- ① 市民、民間団体、事業者等との連携や協働により、文化芸術の振興を図るとともに、相互の交流等を通じて、地域の魅力づくりとなる新たな文化芸術の創出に努めます。
- ② 若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくりを推進します。

2 文化芸術に触れる機会づくり（文化芸術振興課）

- ① 文化芸術の鑑賞機会を提供することで、文化芸術への関心や理解の向上を図ります。
- ② 文化芸術に関する情報を、分野別や世代別などに対象を分けるなどして、魅力あるコンテンツを発信します。
- ③ 次代を担う子どもや若い世代が、文化芸術を鑑賞したり学んだりできる機会の提供に努めます。

3 文化芸術活動への支援（文化芸術振興課）

- ① 文化芸術活動を行う市民の発表機会の充実を図ります。
- ② 先導的な役割を担う芸術家や指導者をはじめ、幅広い人材の育成や発掘に努めます。
- ③ 市民の芸術鑑賞や活動・発表の場である文化施設やウェスタ川越大ホール等の適切な運営管理を図ります。

4 市立美術館の充実（美術館）

- ① 市民が親しみやすい展覧会の実施や体験型のイベント等を企画し、市立美術館の利用機会の向上を図ります。
- ② 創作活動や発表の場の提供を通じて、市民が芸術活動に参加する機会づくりに努めます。
- ③ 学校教育と連携した教育普及活動を行うとともに、子どもたちが文化芸術活動を体験できる機会の充実に努めます。

第3章

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
ウェスタ川越大ホール稼働率（％）	—	60.0	60.0
文化施設（やまぶき会館、西文化会館、南文化会館、川越駅東口多目的ホール）の利用者数（人／年）	311,899	321,000	330,000
市立美術館常設展・特別展観覧者数（人／年）	67,652	69,000	70,000

施策	NO.15	文化財の保存・活用
	目的	歴史・文化・伝統などの理解を深めるとともにまちの魅力を生むこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・本市には、国や県や市指定の数多くの文化財があり、これらの指定文化財の保護を図っています。
- ・国の重要無形民俗文化財に指定されている川越氷川祭の山車行事*など、無形民俗文化財の保存と後継者育成を図るため、保護団体等を支援しています。
- ・国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている川越市川越伝統的建造物群保存地区*では、伝統的建造物の保存修理や町並みに調和した新築の修景等により、蔵造りをはじめとする町並みの保存整備を進めています。
- ・川越市川越伝統的建造物群保存地区では、都市景観推進団体との協議、情報交換を行うなど、官民が連携した歴史的町並みの保存整備を推進しています。

課 題

- ・市民と協働で文化財の活用を推進しながら文化財の保護意識の啓発に努めることが必要です。
- ・無形民俗文化財の後継者の育成が必要です。
- ・伝統的建造物を保存していくための伝統工法の技能を有する技術者の育成や、資材の確保が必要です。
- ・川越市川越伝統的建造物群保存地区内の少子高齢化の進行や来街者数の増加など、地区の社会環境の変化に応じた独自の地区防災機能の向上が必要です。



蔵造りの町並み

*川越氷川祭の山車行事：川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」、「神田祭」の影響を受けながら、360年以上にわたり受け継がれてきた祭り。平成17（2005）年に国指定重要無形民俗文化財に指定された。

*川越市川越伝統的建造物群保存地区：平成11（1999）年4月に、蔵造りをはじめとする町並み及びその周辺約7.8ha（札の辻から仲町交差点までの幸町の全部及び元町1丁目、元町2丁目、仲町の各一部）を川越市川越伝統的建造物群保存地区として都市計画決定を行った。また、同地区は国にとってその価値が特に高いものとして、同年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 文化財の保存と活用（文化財保護課）

- ① 文化財の保存に努めるとともに、文化財の価値を生かした活用を積極的に図ります。
●関連 [No. 20 景観まちづくりの推進]
- ② さまざまな媒体での情報発信を行うなど、文化財の価値を市民に周知し、文化財の保護意識の啓発に努めます。
- ③ 国内最大規模の上円下方墳である山王塚古墳*について、国指定史跡とすることを目指し、関係機関と連携していきます。

2 無形民俗文化財の保存と後継者の育成（文化財保護課）

- ① 無形民俗文化財を地域で保存継承する体制の確立を支援協力します。また、伝統芸能等の後継者の育成事業を積極的に支援します。
●関連 [No. 33 観光の振興]

3 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実（都市景観課）

- ① 伝統的建造物の保存修理などを実施し、あわせて保存技術の継承や後継者の育成に努めます。
●関連 [No. 20 景観まちづくりの推進]
- ② 伝統的建造物の耐震化や自主防災体制の整備を検討します。
●関連 [No. 42 防災体制の整備]

4 河越館跡の整備・活用（文化財保護課）

- ① 国指定史跡の河越館跡の整備を図るとともに、川越の地名発祥の地であることを広く周知し、市民等と協働し活用を図ります。

川越市の文化財数

平成 27 年 4 月 1 日現在

国指定等文化財			県指定文化財			市指定文化財		
種別		件数	種別		件数	種別		件数
重要文化財	建 造 物	4	有形文化財	建 造 物	9	有形文化財	建 造 物	51
	絵 画	2		絵 画	2		絵 画	1
				彫 刻	2		彫 刻	12
	工 芸 品	4		工 芸 品	3		工 芸 品	20
	書跡・典籍・古文書	1		書跡・典籍・古文書	7		書跡・典籍・古文書	27
				考 古 資 料	1		考 古 資 料	7
				歴 史 資 料	1		歴 史 資 料	6
			民俗文化財	有形民俗文化財	1	民俗文化財	有形民俗文化財	20
無形民俗文化財	1	無形民俗文化財		6	無形民俗文化財		11	
記念物	史 跡	1	記念物	史 跡	3	記念物	史 跡	32
				天然記念物	1		天然記念物	8
				旧 跡	4			
国 指 定 文 化 財 計		13	県 合 計		40	市 合 計		195
重要伝統的建造物群保存地区		1						
重要美術品		2						
登録有形文化財		12						
登録記念物		1						
国 合 計		29						
合 計 264 件								

川越市文化財保護課調べ

*山王塚古墳：大塚 1 丁目にある上円下方墳。入間川を北西に臨む台地上に 7 世紀に築成され、南大塚古墳群に属す。下方部一辺 63m 高さ 1m、上円部の径は約 47m 全高 4.5m で国内最大級である。昭和 33（1958）年 3 月 6 日「山王塚」として市指定文化財となった。

施策

NO.16

多文化共生と国際交流・協力の推進

目的

誰もが異なる文化を理解し、相互に尊重し助け合いながら共に生活すること。

施策を取り巻く状況

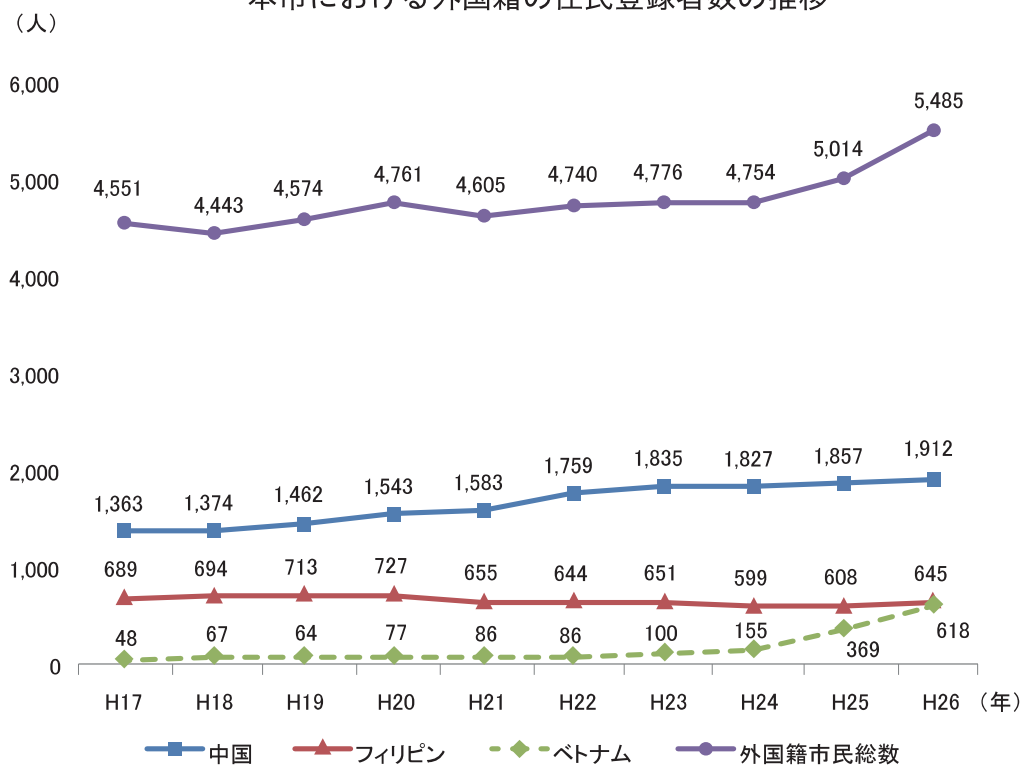
現 状

- ・ グローバル化が進展しており、地域社会の中では、さまざまな文化が混在し、人々の価値観が多様化しています。
- ・ 本市に暮らす外国籍市民は、平成 26（2014）年度末時点で約 5,500 人、出身国は約 80 か国で、人口の約 1.6%を占めています。また、市内 4 大学では約 1,100 人の留学生が学んでいます。
- ・ 国際交流センターでは、ボランティアによる日本語教室、外国籍市民相談、多言語による情報提供などを通じて外国籍市民の生活支援をしています。
- ・ 市内の大学と連携した講座の開催などを通じて国際化を担う人材を育成する機会を提供しています。

課 題

- ・ 異文化理解をさらに進め、市民をはじめとするさまざまな主体と連携し、国際化を推進していく必要があります。
- ・ 外国籍市民を支援するボランティアのさらなる育成や充実が必要です。
- ・ 外国籍市民との相互理解が深まるような取組が必要です。

本市における外国籍の住民登録者数の推移



出典：川越市住民基本台帳（各年 3 月 31 日）
平成 26 年度末の上位 3 か国

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 外国籍市民への支援の充実（国際文化交流課）

- ① 外国籍市民のための日本語教室と市民相談を一層充実させます。
- ② 多言語による情報提供の充実を図ります。
- ③ 市内大学の留学生を支援するとともに、卒業後に市内での就労を希望する留学生が、市内企業に就職できるような取組を検討します。

●関連 [No. 29 就労の支援と労働環境の改善]

2 国際感覚に優れた市民の育成（国際文化交流課）

- ① 東京オリンピックのゴルフ競技の本市での開催をきっかけに、市内大学等と連携を図り、各種講座や研修会などを通じて、国際感覚に優れた市民の育成に努めます。

●関連 [No. 52 時勢に応じた施策の推進]

- ② 日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの活動を支援し、その活動を通じて、異文化理解や相互に助け合う意識の向上に努めます。
- ③ 国際交流に関係する市民団体への支援を充実し、連携して国際化の促進に努めます。

3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり（国際文化交流課）

- ① 多文化共生*と国際交流の推進拠点として国際交流センターを活用し、外国籍市民との相互理解が深まるような事業の支援に努めます。
- ② 川越市外国籍市民会議を開催し、外国籍市民の意識や要望を把握するとともに、国際化施策への反映を図ります。
- ③ 川越市外国籍市民国際人材ネットの充実を図り、外国籍市民の地域社会への参画を促進します。

4 姉妹・友好都市交流の充実（国際文化交流課）

- ① 川越市姉妹都市交流委員会への支援に努め、さまざまな分野で市民中心の姉妹・友好都市交流の充実を図ります。
- ② 姉妹・友好都市という関係だけでなく、新たな交流を検討します。

●関連 [No. 51 広域的な連携の推進]

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
ボランティア活動者数*（人／年）	2,666	3,000	3,200
日本語教室参加者数*（人／年）	3,373	3,900	4,300

*多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

*ボランティア活動者数：国際交流センターで実施する日本語教室、外国籍市民を支援するボランティア事業及び通訳・翻訳ボランティア、外国籍市民国際人材ネットのボランティア活動者延べ人数。

*日本語教室参加者数：国際交流センターで実施する日本語教室への外国籍市民の参加者延べ人数。

施策	NO.17	生涯スポーツの推進
	目的	生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を実現すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ いつでも、どこでも、誰でも、を特徴とする、地域住民が主体となり運営する総合型地域スポーツクラブ*が、平成26（2014）年度末において3か所で運営されています。
- ・ 幼・少年期、青年期、成人期、高齢期等の各ライフステージによって、スポーツへの関わり方は異なっています。
- ・ 平成26（2014）年度に日本陸上競技連盟公認大会となった小江戸川越ハーフマラソンは、多くのボランティアスタッフの協力により成り立っています。また、これまでスポーツに関連のなかった産・学との連携を図り、さらなる活性化につながる施策を検討しています。
- ・ スポーツ施設の老朽化が進んでいます。
- ・ スポーツの振興を図るため、川越市文化芸術スポーツ振興基金を設置し、基金を活用してジュニアアスリート育成事業を実施しています。

課 題

- ・ ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、スポーツ活動の場の充実や適切な指導ができる指導者の育成が必要です。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、これまでと違った角度からの事業展開を検討するためにも、学校・地域・企業との連携が必要です。
- ・ 気軽にスポーツに親しめるような機会を提供し、スポーツによる健康づくりを進めることが必要です。



小江戸川越ハーフマラソン

*総合型地域スポーツクラブ：子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰でも参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブ。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 総合型地域スポーツクラブの設置・育成（スポーツ振興課）

- ① 地域の誰でも、日常的にスポーツに親しむことができるように、総合型地域スポーツクラブの設置及び育成を推進します。
●関連 [No.9 健康づくりの推進]

2 スポーツ大会やスポーツ教室等の充実（スポーツ振興課）

- ① スポーツ・レクリエーション大会の充実を図ります。また、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、関係する事業との連携を図りながら、市民の自主的な健康の保持・増進、体力の維持・向上等の活動に協力し、スポーツによる健康づくりを推進します。
●関連 [No.9 健康づくりの推進]
- ② ライフステージに応じた各種スポーツ教室を展開します。
- ③ スポーツ団体、スポーツ大会等に関する情報の一元化を図り、市民への情報提供に努めます。
- ④ ジュニアアスリートが、トップアスリートなどから指導を受ける機会の提供を図ります。

3 スポーツ指導者等の養成・活用（スポーツ振興課）

- ① 市民ニーズに合わせて適切な指導ができるよう、大学等の専門機関と連携し、スポーツ・レクリエーション指導者等の養成に努め、その活用を図ります。
- ② 各スポーツ団体の育成及び支援を継続的に推進します。

4 スポーツ施設等の整備・充実（スポーツ振興課）

- ① 既存のスポーツ施設を利用者がより安全かつ安心して使え、スポーツ振興に資するよう、整備及び改善を図ります。
●関連 [No.26 公園・緑地の充実]
- ② スポーツ活動の場の充実のため、新しい体育館の建設を進めます。



川越運動公園 陸上競技場

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
成人の週1回以上のスポーツ実施率（%）	53.8	60.0	65.0
総合型地域スポーツクラブの数（件）	3	5	6

第4章 都市基盤・生活基盤

安全で快適な基盤を備え、
歴史や自然と調和した魅力あるまち

- 18 協働による計画的なまちづくりの推進
- 19 市街地整備の推進
- 20 景観まちづくりの推進
- 21 道路交通体系の整備
- 22 交通ネットワークの充実
- 23 治水事業の推進
- 24 水道水の安定供給
- 25 公共下水道事業の充実
- 26 公園・緑地の充実
- 27 良好な住環境の創出

施策	NO.18	協働による計画的なまちづくりの推進
	目的	市民、民間団体、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、計画的に魅力と活力のあるまちづくりを進めること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・安全・安心で快適に暮らせる都市づくりを推進しています。
- ・地域社会が成熟するとともに、市民のまちづくりに対するニーズが多様化しています。
- ・良好な環境の整備や保全のため、地域の特性に合った用途地域*の指定や地区計画*の策定など、地区の特性に合ったルールづくりに取り組んでいます。
- ・本市の地目別土地面積の推移を見ると、平成17（2005）年度から平成26（2014）年度までの間に宅地面積が増加しており、田、畑、山林などは減少しています。
- ・山田・宮元町、木野目、南田島の一部地区において、良好な住環境を形成するため、道路後退の行政指導を行っています。
- ・昭和45（1970）年から地籍調査事業*に着手しており、平成27（2015）年3月末における進捗率は約40%です。
- ・市民の利便性の向上等のため、町名地番の整理を進めています。

課 題

- ・人口減少と少子高齢化の進行に対応するため、交通施策と連携を図りながら、持続可能な都市構造を構築することが必要です。
- ・多様な主体がまちづくりの将来像を共有し、協働*でまちづくりを進める必要があります。
- ・市街化調整区域内は、自然環境や農地の保全に努めるとともに、無秩序な市街化を防止する必要があります。
- ・土地利用想定箇所については、将来の土地利用の動向を適切に見極めながら、地域の特性に応じた対応が必要です。
- ・道路後退行政指導区域*における取組を効果的に進めるため、地籍調査事業との連携が必要です。
- ・町名や地番が入り組んだ地域については、町名地番を分かりやすく整理することが必要です。

*用途地域：「都市計画法」に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の用途の総称のこと。

*地区計画：住民の意向を反映させながら、建築物の用途、形態等に関する制限を定め、地区の特性に応じた計画的なまちづくりを進める手法のこと。

*地籍調査事業：土地一筆ごとに、土地の所有者、地番、地目、境界及び面積等の調査測量を行い、その結果を地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）に取りまとめる作業のこと。

*協働：本市にかかわりのある人が持つさまざまな“まちへの思い”を市民と行政が共有し、知恵と力を出し合い、相互に協力し合いながらまちづくりへの“行動”につなげ、住みよい魅力あるまちをつくっていく取組。

*道路後退行政指導区域：開発行為、農地転用、または建築物を建築する行為を行う場合、道路拡幅計画に基づき、道路用地として後退し、良好なまちづくりに向けて事業を行っている区域のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 計画的なまちづくりの推進（都市計画課、都市景観課）

- ① 持続可能な多極ネットワーク型の都市構造の実現を図るため、市民、事業者などと協働しながら、立地適正化計画*に基づく施策を推進します。
●関連〔No. 49 社会資本マネジメントの推進〕
- ② 「川越市地区街づくり推進条例」の運用により、中央通り地区など、協働による地区の特性に合ったまちづくりを推進します。
●関連〔No. 47 住民自治の推進〕
- ③ 生産緑地を含む市街化区域内の農地については、適切な土地利用の誘導とともに、活用方法の検討を進めます。
●関連〔No. 30 農業の振興〕
- ④ ユニバーサルデザイン*の観点から、人にやさしいまちづくりを進めます。

2 新たな拠点の整備（都市計画課）

- ① 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区については、自然や景観との調和を図りながら、新たな土地利用を検討します。
●関連〔No. 32 工業の振興〕
- ② 土地利用想定箇所は、周辺環境との調和を図りながら、地区の特性に応じた計画的な整備を検討します。
●関連〔No. 31 商業の振興、No. 32 工業の振興〕
- ③ 周辺環境と調和した、新たな産業用地等の確保につながる土地利用を検討します。
●関連〔No. 32 工業の振興〕

3 地区整備の推進（都市計画課、都市整備課、建設管理課、道路街路課、用地課、道路環境整備課）

- ① 道路後退行政指導区域については、地域住民等との協働のもと、行政指導に基づく用地を利用し、道路の拡幅整備を行います。また、南田島地区及び木野目地区については、地籍調査事業と連携を図りながら、整備を効果的に進めます。
- ② 駅周辺整備事業等の進捗状況などを踏まえ、効果的な実施区域の検討を行いながら、町名地番の整理を進めます。



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
「川越市地区街づくり推進条例」に基づく計画の認定数（件）	0	1	2

*立地適正化計画：人口減少と少子高齢化の進行に対応した都市構造の実現を図るため、都市全体の観点から居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の誘導により、これらの機能が適切に配置され、かつ、交通施策と連携したまちづくりを進めるための計画。

*ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

施策	NO.19	市街地整備の推進
	目的	中心市街地及び各駅周辺等において、都市機能や都市基盤の充実を図るとともに、魅力ある都市空間を形成すること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・ 中心市街地は、商業や業務の拠点として多様な機能を持ち、都市の中で重要な役割を果たしていることから、交通に関する輸送力や利便性の向上が求められています。
- ・ 川越駅西口周辺地区は、土地区画整理事業^{*}、駅前広場の再整備及び県との共同事業による県西部地域の拠点施設であるウェスタ川越の整備が完了しており、新たな拠点としての役割を担っています。
- ・ 新河岸駅周辺地区は、「新河岸駅周辺地区地区整備計画」により、駅の橋上化を含めた都市基盤の整備を行いながら、まちづくりを進めています。
- ・ 地域の生活拠点である鉄道駅周辺地区は、駅前広場等の整備が十分ではなく、交通結節点としての機能が不足しています。
- ・ 中心市街地及びその周辺では交差点や道路の整備が十分ではなく、交通渋滞が発生しています。

課題

- ・ 中心市街地に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺については、都市計画道路などの交通ネットワークの整備が必要です。
- ・ 川越駅西口市有地^{*}の利活用の推進とともに、周辺における渋滞緩和や土地の高度利用を図るため、都市計画道路等の整備が必要となっています。
- ・ 新河岸駅周辺地区については、地域コミュニティの活性化を行いながら、都市基盤整備などを計画的に進めていく必要があります。
- ・ 駅周辺の新たな整備については、整備手法や事業効果などを検討した上で着手する必要があります。
- ・ 国や県等と協力して交差点の改良を推進し、中心市街地及びその周辺における交通渋滞の緩和と歩行者の安全を確保する必要があります。



川越駅西口駅前広場

^{*}土地区画整理事業：土地の区画を整え、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、宅地の利用の増進を図る事業のこと。

^{*}川越駅西口市有地：脇田本町地内にある約9,000㎡の市有地。平成27（2015）年度現在、自転車駐車場、仮設バス乗降場として暫定利用している。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 三駅連携強化の推進（都市計画課、都市整備課）

- ① 川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅周辺については、各駅の交通結節点としての機能強化を検討します。
- ② 川越市駅の周辺は、駅の西側を含めた地域と連続性のあるまちづくりを進めます。

●関連 [No. 31 商業の振興]

2 川越駅西口周辺地区整備の推進（川越駅西口まちづくり推進室）

- ① 川越駅西口市有地の利活用など、多様な都市機能を集約し、新たな拠点の形成を図ります。
- ② 都市計画道路等の整備などを進め、さらなる都市基盤の充実を図ります。

●関連 [No. 31 商業の振興]

3 新河岸駅周辺地区整備の推進（新河岸駅周辺地区整備事務所）

- ① 駅前広場を含めた東西駅前通り線、寺尾大仙波線、新河岸駅北通り線の整備を進めるとともに、新河岸駅の自由通路及び橋上駅舎の整備を推進します。
- ② 地区計画制度を活用したまちづくりを進めます。また、未接道宅地などの解消を図ります。

4 鉄道駅周辺地区整備の推進（都市計画課、都市整備課、用地課）

- ① 鉄道各駅周辺地区のまちづくりについては、基盤整備等に併せた適切な土地利用の誘導について検討します。
- ② 南古谷駅、笠幡駅などについて、駅前広場等の都市基盤整備を推進します。
- ③ 霞ヶ関駅周辺地区は、土地利用の実態や地域住民の意向等を踏まえ、活性化に向けた土地利用の誘導を検討するほか、県道川越越生線の歩道整備を推進します。

●関連 [No. 31 商業の振興]

5 交差点改良事業の推進（都市整備課、川越駅西口まちづくり推進室、道路街路課、用地課）

- ① 中心市街地及びその周辺で交通渋滞が発生している松江町交差点、連雀町交差点、新宿町3丁目交差点などの改良事業を推進します。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
主要駅周辺*の都市計画道路の整備率(%)	29.3	42.1	52.2

*主要駅周辺：川越駅、本川越駅、川越市駅及び地域核の各駅から徒歩圏内（800m）の範囲。

施策	NO.20	景観まちづくりの推進
	目的	良好な都市景観の保全及び創造と、魅力あふれる快適な都市を実現すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・「川越市都市景観条例」に基づき、川越らしさを創造する都市景観の形成に努めています。
- ・重点的に都市景観の形成を図る必要がある地域を都市景観形成地域*に指定し、歴史的景観や市街地的景観などの地域の特性に応じた都市景観形成基準を設け、届出を通じてデザイン誘導を行っています。
- ・歴史的・文化的価値を有する建造物の保存整備や啓発・調査などの各種事業の推進に努めています。
- ・景観重要建造物等*の指定を行うとともに、保存に要する費用の助成などを行っています。
- ・良好な都市景観の形成に寄与した優れた行為への表彰や啓発などに取り組んでいます。
- ・「川越市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の適正な表示、設置の誘導に努めています。
- ・歴みち事業*として計画された路線について、計画的に整備を進めています。

課 題

- ・川越固有の歴史的風致*の維持及び向上を図るためには、歴史的・文化的価値を有する建造物と街路などの公共空間が一体となった整備が必要です。
- ・積極的に都市景観の形成を図るため、都市景観形成地域の拡大や景観地区*の指定を検討する必要があります。
- ・市民の都市景観に対する意識を高めるため、良好な都市景観の形成によるまちづくりを評価する取組を進める必要があります。
- ・屋外広告物の適正な表示、設置を促すため、市民や商店街と協働した取組が必要です。

景観の基準が定められている地区（平成26年度）

重要伝統的建造物群保存地区	川越市川越伝統的建造物群保存地区
自主協定	町づくり規範に関する協定（一番街商店街）、新富町まちづくり協定（新富町）、大正浪漫のまちづくり協定（大正浪漫夢通り商店街）
都市景観形成地域	川越駅西口地区都市景観形成地域、川越十カ町地区都市景観形成地域、クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域
都市景観誘導地域	都市景観形成地域を除く川越市全域
景観計画区域	川越市全域

*都市景観形成地域：川越の特色を表す地域やこれからの川越の都市景観を創出していく地域を指定し、それぞれの地域の都市景観の特性を考慮しながら、地域の方々と行政が協働しながら、重点的、かつ、きめ細かに都市景観の形成を図る地域のこと。

*景観重要建造物等：川越の都市景観の特性上、重要な要素となっていると認められる構造物、樹木等のこと。「景観法」に基づき指定される。

*歴みち事業：歴史的地区環境整備街路事業の略称で、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る街路整備。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 歴史的景観の形成（都市景観課）

- ① 歴史的・文化的価値を有する旧川越織物市場、旧鶴川座等の保存活用と歴みち事業である立門前線の一体的な整備を推進します。 ●関連 [No. 31 商業の振興]
- ② 十カ町地区や喜多院周辺地区においての都市景観形成地域や景観地区の指定に向けた取組を行います。
- ③ 市民や事業者がイメージしやすい都市景観形成基準のガイドラインを作成し、周知を図ることにより、水や緑と調和した魅力ある都市空間を創出します。 ●関連 [No. 37 自然共生の推進]
- ④ 景観重要建造物等の指定を進めるとともに、より適切な保存活用のための支援を行います。また、保存活用の好事例を広く市民に啓発する取組を進めます。 ●関連 [No. 15 文化財の保存・活用]

2 都市デザインの推進（都市景観課）

- ① デザイン協議をはじめとする地域のまちづくり活動への助言や技術的支援などを行い、地域住民が主体となった都市景観の形成を推進します。
- ② まちの魅力を高める核となる道路、公園などの公共施設を景観重要公共施設に位置付けることを検討するとともに、「川越市公共施設デザイン指針」を活用した公共施設の整備を推進します。
- ③ 都市景観シンポジウムや都市景観表彰を実施し、良好な都市景観の形成への取組に対しての評価や顕彰に努めます。

3 屋外広告物の適正化（都市景観課）

- ① 屋外広告物の適正な表示、設置について啓発を行うとともに、市民との協働による簡易除却を進めます。
- ② 「川越市屋外広告物条例」に基づき、許可制度等による表示、設置の適正化を図るとともに、商店街等による自主的なルールづくりへ向けた取組を支援します。

4 歴みち事業の推進（都市景観課、道路街路課、道路環境整備課）

- ① 歴みち事業を推進し、中心市街地における都市空間の質や歩行者の回遊性の向上を図ります。 ●関連 [No. 33 観光の振興]

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
歴史的町並み景観を形成している地域*の歩行者・自転車通行量（人／年）	83,549	110,000	121,000
歴みち事業の整備率（％）	34.3	43.9	54.3

*歴史的風致：地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきている良好な市街地環境のこと。

*景観地区：市街地の良好な景観の形成を図るため、「景観法」の規定に基づき建築物の形態や規模を定める地区のこと。建物を建築する際は市町村の認定が必要となる。

*歴史的町並み景観を形成している地域：川越市川越伝統的建造物群保存地区、菓子屋横丁、大正浪漫夢通り、立門前及びその周辺地域。

施策

NO.21

道路交通体系の整備

目的

人や車両の円滑な移動と、安全で快適な道路環境を維持すること。

施策を取り巻く状況

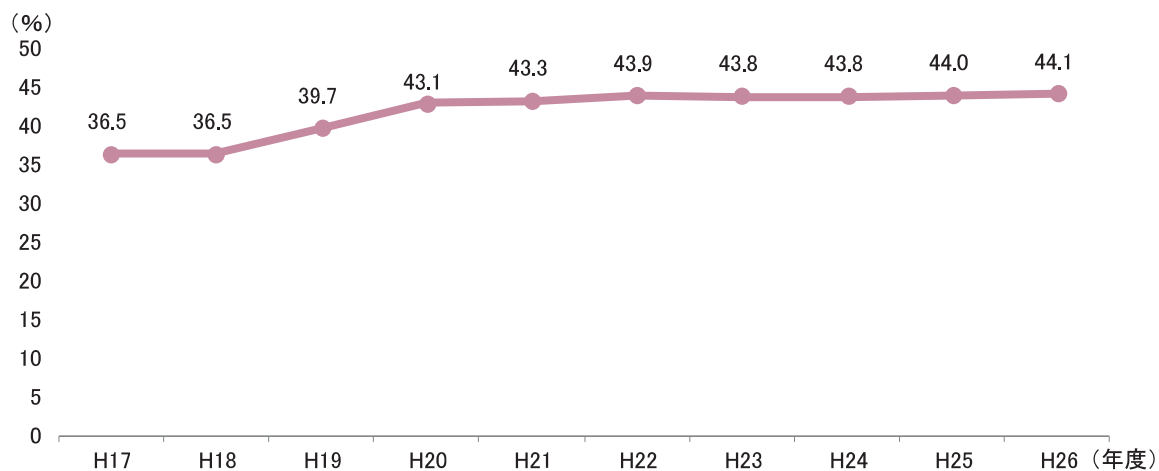
現状

- ・都市計画道路については、優先整備路線*の選定とともに、県と連携し、広域幹線道路も含めた効果的な整備を進めています。
- ・市内の各地域を結ぶ幹線道路や生活道路については、継続的に拡幅整備を進め、交通の円滑化や歩行者の安全の確保に努めています。
- ・老朽化した道路等の改修や歩行者の安全対策を行い、安全な道路環境の維持に努めています。
- ・橋長 15 m以上の橋りょうについては、「川越市橋りょう長寿命化修繕計画」を平成 25（2013）年度に策定し、維持管理コストの縮減と安全性の向上を図っています。

課題

- ・人口減少社会の到来や市街地拡大の収束などの状況を踏まえ、将来交通需要に合った道路ネットワークの再構築や道路環境の整備が必要です。
- ・都市間や高速道路へのアクセス機能を高めるため、広域幹線道路等の整備が必要です。
- ・道路施設の老朽化が進んでいることから、優先箇所の特定など、効率的な維持管理が必要です。
- ・バリアフリー対応や歩行者の安全性を考慮した道路空間の整備が求められています。
- ・小規模な橋りょうについても適切に管理し、安全性を確保する必要があります。

都市計画道路の整備率の推移



川越市都市計画課調べ

*優先整備路線：都市計画道路のうち、優先して整備する道路のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 都市計画道路や広域幹線道路の整備（都市計画課、道路街路課、用地課）

- ① 長期未整備都市計画道路*の見直しを図るとともに、交通需要に対応した優先整備路線の事業化方策の検討を進めます。
- ② 川越駅南大塚線や市内循環線など、都市計画道路の整備を計画的に推進します。
- ③（仮称）川越東環状線等の整備を進め、広域幹線道路網の充実を図ります。

2 幹線道路や生活道路の整備（道路街路課、用地課、道路環境整備課）

- ① 幹線道路等の整備を進め、幹線道路ネットワークの拡充を目指します。
- ② 地域の日常生活を支える身近な生活道路については、住民との合意形成を図りながら、効果的に拡幅整備を行います。
- ③ 生活道路で自動車のすれ違いに支障がある地域については、待避場所の確保に努めます。

3 安全で快適な道路環境の維持（道路環境整備課）

- ① 幹線道路や川越駅東口駅前交通広場などの劣化状況を調査し、道路施設を計画的に管理します。
- ② 通学路を含む生活道路の歩道や側溝の整備を行うとともに、老朽化による道路等の破損を修繕し、安全性や快適性を確保します。 ●関連 [No. 45 交通安全対策の推進]

4 橋りょうの安全性の確保（道路街路課）

- ① 「川越市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕を進めていくとともに、全ての橋りょうについて継続的に点検を実施し、安全性を確保します。
- ② 道路の拡幅整備等と調整を図りながら、橋りょうの拡幅や架け替え工事を実施し、交通の円滑化とともに安全性の向上を図ります。



拡幅整備中の幹線道路（市道 0058 号線）

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
都市計画道路の整備率（％）	44.1	46.1	47.1
幹線道路（市道）整備 工事整備済延長累計（m）	80,327	85,000	86,800

*長期未整備都市計画道路：都市計画決定から20年以上経過しているものの、事業化に至っていない都市計画道路のこと。

施策	NO.22	交通ネットワークの充実
	目的	道路や鉄道、バス等の交通ネットワークの充実と、市民や来街者の利便性を向上させること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・自動車や自転車、鉄道・バス等の公共交通等、さまざまな交通手段がある中で、利便性の高い自動車の利用が多く、幹線道路等における交通渋滞や交通に起因する環境負荷への増大等の問題が生じています。
- ・中心市街地では、幹線道路を中心に交通渋滞が発生しています。特に、北部中心市街地においては、市民や観光客等歩行者への危険が高まっています。
- ・中心市街地への自動車の流入を抑制するため、う回誘導看板を設置するとともに、平成25（2013）年度から自転車シェアリング事業*を実施しています。
- ・市内循環バス「川越シャトル」は、効率的な運行を図るために路線や運行本数などの見直しを行うとともに、路線を廃止した一部の地域においては、デマンド型交通システム*の実証実験を実施しました。
- ・平成25（2013）年3月から鉄道5社による相互直通運転が行われ、川越から横浜方面までつながり、交通の利便性が向上しています。

課 題

- ・人口減少社会を見据え、まちづくり施策と連携を図りながら、持続可能な交通ネットワークの構築を進める必要があります。
- ・北部中心市街地の適切な交通規制を検討し、市民や観光客等歩行者の安全を確保する必要があります。
- ・自動車から公共交通機関への利用転換や、自転車の利用を促進し、市街地の交通渋滞を緩和する必要があります。



自転車シェアリング駐輪場（ポート）

*自転車シェアリング事業：自転車を共同で利用するしくみのこと。市の中心市街地を中心に、自転車の貸出や返却を行う駐輪場（ポート）を設置している。

*デマンド型交通システム：路線バスやコミュニティバスなどの路線定期型交通と異なる予約型の運行形態の輸送サービスのこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 交通円滑化方策の推進（交通政策課、道路街路課）

- ① 持続可能な多極ネットワーク型の都市構造の実現と交通環境の充実を図るため、都市・地域総合交通戦略*に基づく施策を推進します。
- ② 自動車のう回誘導や郊外型駐車場を活用したパークアンドライド*の充実を図るとともに、公共交通機関の利用促進や適切な交通規制の検討等を行います。

●関連 [No. 33 観光の振興、No. 35 地球温暖化対策の推進]

- ③ 自転車シェアリング事業を引き続き実施するとともに、自転車レーンの整備等を検討するなど、安全で安心な自転車利用の促進を図ります。

●関連 [No. 31 商業の振興、No. 33 観光の振興、No. 35 地球温暖化対策の推進、No. 45 交通安全対策の推進]

2 地域公共交通網の充実（交通政策課）

- ① 市内循環バス「川越シャトル」は、路線や運行本数、目的地等の見直しと改善を継続的に行います。
- ② 多くの市民が利用する公益性の高い施設において、都心核や地域核からの公共交通の結節機能を充実し、利便性の向上を図ります。
- ③ 高速バスは、新規路線の開設や既存路線の増便等を促進するとともに、本市の立地を生かした乗り継ぎ拠点化について検討します。
- ④ バス等の総合案内板及び停留所への上屋の整備等を促進し、バスの利用促進を図ります。

3 鉄道輸送の利便性の向上（交通政策課）

- ① 東武東上線の複々線化、西武新宿線及びJR川越線の複線化を促進します。
- ② 鉄道利用者への適切な案内表示の整備を促進し、市民及び来街者の円滑な移動に努めます。
- ③ 可動式ホーム柵等、駅施設の改善を促進し、駅利用者の利便性と安全性の向上を図ります。

●関連 [No. 33 観光の振興]

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
平日の市内鉄道駅における路線バス等発着延べ便数（便／日）	2,768	2,850	2,850
市内循環バスの利用者数（人／年）	351,958	370,700	370,700
路線バスの利用者数（人／年）	9,492,906	9,777,600	9,777,600
市内鉄道駅の乗降人員数（人／年）	152,482,765	157,057,200	157,057,200

*都市・地域総合交通戦略：将来の都市像の実現と交通環境の充実を図るため、交通施策をパッケージ化した、総合的かつ戦略的な計画。

*パークアンドライド：中心市街地の道路混雑を緩和するために、マイカーで市街地へ向かう途中で、バスなどの公共交通に乗り換える交通体系のこと。

施策	NO.23	治水事業の推進
	目的	集中豪雨等による浸水及び内水による被害への対策を図ること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・洪水及び内水*ハザードマップを浸水が想定される地域の世帯に配布するとともに、ホームページでの周知に努めています。
- ・雨水の流出量を抑制するため、県は1ha以上の開発行為等を行う場合、雨水流出抑制施設の設置を義務付ける条例を制定しています。
- ・下水道管きょへの一時的な流出抑制や有効利用のため、住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や雨水を貯留する施設等に対して補助金を交付しています。
- ・普通河川*については、幹線水路の整備を計画的に進めるとともに、枝線水路の整備にも努めています。
- ・準用河川*については、古川の一部区間を除き、コンクリート護岸等による暫定整備が完了しています。
- ・集中豪雨等による浸水被害を防ぐため、雨水管きょ、雨水調整池、雨水ポンプ場などの整備を進めています。

課 題

- ・1ha未満の開発行為等に対しても、雨水流出抑制施設の設置に関する指導を継続して行う必要があります。
- ・老朽化が進む排水機場や内水排除ポンプ場の長寿命化、耐震化を図る必要があります。
- ・普通河川の整備を推進し、生活環境の向上を図る必要があります。
- ・久保川の改修に当たっては、流域がまたがる狭山市との協議が必要です。
- ・古川については、国と連携しながら改修を推進する必要があります。



久保川と不老川の合流地点

*内水：河川の水を外水というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）という。

*普通河川：一級河川、二級河川、準用河川以外の「公共の水流及び水面」のことで、「河川法」の適用や準用のないもの。

*準用河川：一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの。「河川法」の二級河川に関する規定が準用される。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 流域対策の推進（河川課、下水道課）

- ① 開発行為等に対する雨水流出抑制施設の設置指導を行います。
- ② 個人住宅の屋根に降った雨水を浸透させる施設や貯留する施設の設置等への補助を行い、下水道管きよへの一時的な流出抑制や雨水の有効利用を図ります。

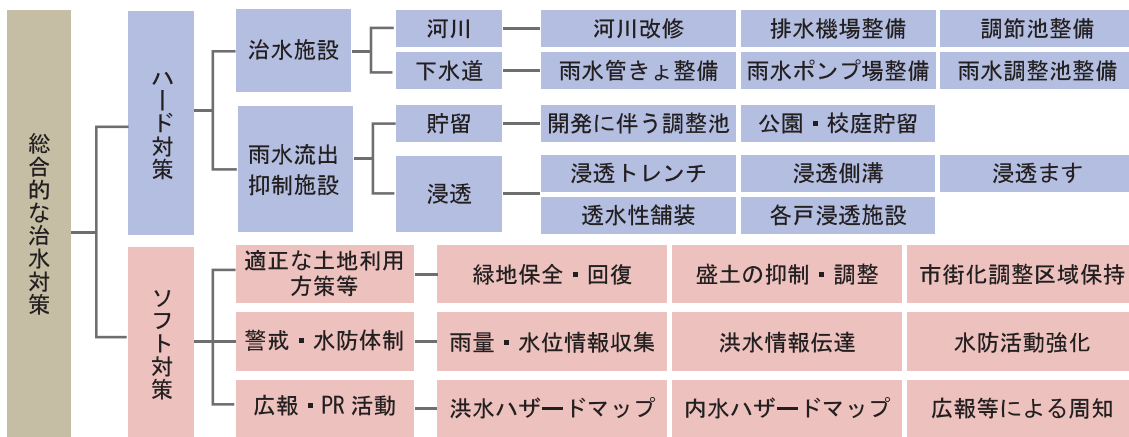
2 河川整備等の推進（河川課）

- ① 降雨対策や生活環境の向上を図るため、計画的に河川の整備を進めます。
●関連 [No. 42 防災体制の整備]
- ② 狭山市と協同し、久保川の改修を推進します。
- ③ 護岸の老朽化が著しい天の川の改修を実施するとともに、国と連携し、古川の改修を推進します。
- ④ 排水機場及び内水排除ポンプ場の長寿命化修繕計画を策定し、計画的な施設保全を進めます。
- ⑤ 国、県に要望するなど、荒川における堤防の整備を促進します。

3 雨水施設整備の推進（事業計画課、下水道課）

- ① 河川改修の進展や新河岸駅周辺の都市基盤整備と整合を図りながら、雨水管きよや雨水ポンプ場などの整備を推進します。
- ② 既成市街地において、雨水を一時貯留する施設の整備を推進します。
●関連 [No. 42 防災体制の整備]

総合的な治水対策のイメージ



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
久保川改修の進捗状況（%）	—	17	53
雨水管きよの累計整備延長（m）	111,783	112,320	112,820

施策	NO.24	水道水の安定供給
	目的	安全な水を安定的に供給すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 水道普及率は、ほぼ 100%となっています。
- ・ 公営企業として、経営的な視点から事業運営に取り組んでいます。
- ・ 平成 25（2013）年度から、水道料金の徴収について包括業務委託を行っています。
- ・ 水道施設や設備の老朽化が進んでいます。

課 題

- ・ 人口減少社会の到来等による水の需要の減少に伴い、水道事業収益の減少が予測される中、独立採算制を維持していく必要があります。
- ・ 水道施設の耐震化や老朽化した施設の更新について、計画的かつ効率的に実施し、受益と負担との均衡の取れた経営を行う必要があります。

水道事業の有収率*の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
水道事業の有収率 (%)	92.1	93.5	94.3	94.3	94.2

川越市総務企画課調べ



水道管布設工事



耐震性能がある水道管

*水道事業の有収率：総配水量に対する水道料金の徴収対象となった水量の割合のこと。100%に近いほど良いとされる。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 効率的な水道事業の推進（総務企画課）

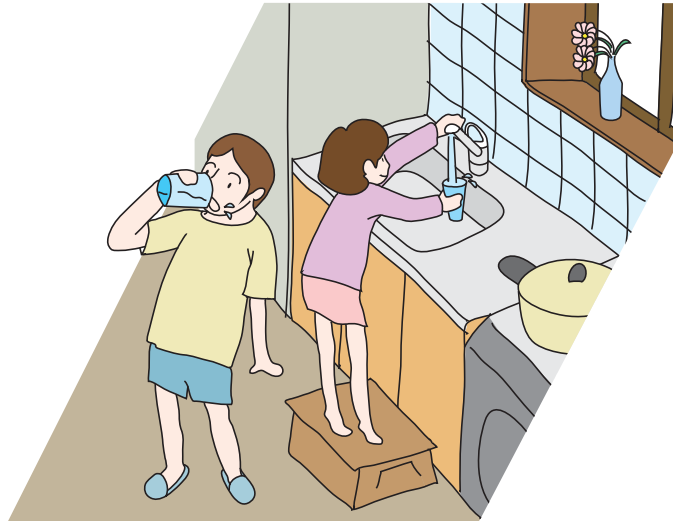
- ① 公営企業として、計画的かつ効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。
●関連 [No. 48 行政経営マネジメントの推進]
- ② 水道事業ガイドライン*の業務指標値等を用いた経営分析を行い、水道事業の経営改善を図るとともに、市民への情報提供に努めます。
- ③ 民間的経営手法の導入や、施設等の維持管理について民間委託の拡充を図ります。
●関連 [No. 48 行政経営マネジメントの推進]

2 水道施設の改修・更新（事業計画課、水道課、上下水道管理センター）

- ① 老朽化した施設・設備の計画的な更新等を推進します。
- ② 漏水調査を継続して実施し、漏水の防止や早期発見に努めます。

3 災害対策に向けた水道施設の耐震化（事業計画課、水道課）

- ① 災害時における水道水の供給を確保するため、配水池や配水管路等の耐震化を推進します。
●関連 [No. 42 防災体制の整備]



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
水道事業の有収率（％）	94.2	94.5	94.8
配水管の耐震化率（％）	16.1	23.0	29.0

*水道事業ガイドライン:施設整備、経営の状態などを総合的に評価するための指標。6つの目標（「安心」「安定」「持続」「環境」「管理」「国際」）を体系的に整理し、137項目の指標で定量的に把握する。

施策

NO.25

公共下水道事業の充実

目的

市民の生活環境の改善に資する持続的な公共下水道サービスを提供すること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・ 公営企業として、経営的な視点から事業運営に取り組んでいます。
- ・ 事業計画区域については、平成 32（2020）年度末の完了に向けて污水管きよの整備を進めています。
- ・ 平成 25（2013）年度から、下水道使用料の徴収について包括業務委託を行っています。
- ・ 下水道施設の老朽化が進んでいます。
- ・ 公共下水道、農業集落排水処理施設*及び合併処理浄化槽*により、本市の生活排水処理が行われています。

課題

- ・ 人口減少社会の到来等による水需要の減少に伴い、下水道事業の収益の減少が予想される中、独立採算制を進めていく必要があります。
- ・ 今後も、事業計画区域における污水管きよの整備が必要であり、財源の確保が必要です。
- ・ 下水道施設の長寿命化や耐震化について、計画的かつ効率的に実施していく必要があります。

下水道事業の有収率*の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
下水道事業の有収率 (%)	74.2	73.5	75.7	71.7	68.6

川越市総務企画課調べ



下水道のマンホール

*農業集落排水処理施設：公共下水道が未整備である市街化調整区域の農業集落における下水処理施設。生活環境の改善と農業用排水及び公共用水域の水質保全を図ることができる。平成 27（2015）年度現在、鴨田地区と石田本郷地区に設置している。

*合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れの量を約 8 分の 1 に減らすことができる。

*下水道事業の有収率：処理した汚水量のうち、需要者から使用料として徴収される汚水量の割合のこと。100%に近いほど良いとされる。

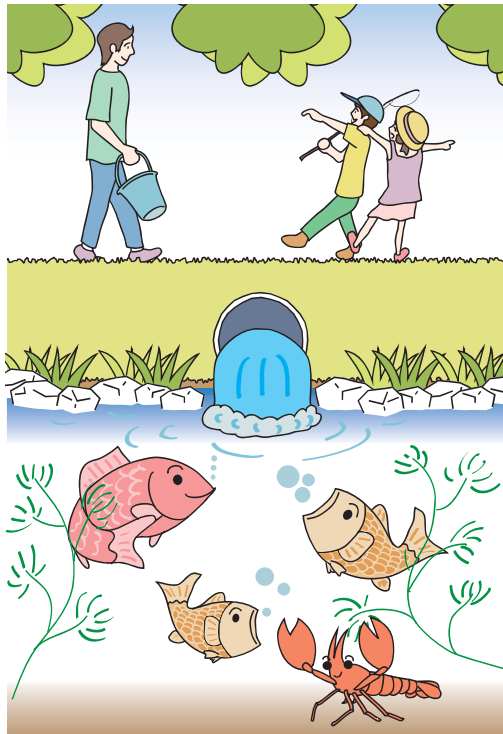
施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 効率的な下水道事業の推進（総務企画課）

- ① 公営企業として、計画的かつ効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。
●関連 [No. 48 行政経営マネジメントの推進]
- ② 下水道事業経営指標値等を用いた経営分析を行い、公共下水道事業の経営改善を図るとともに、市民への情報提供に努めます。
- ③ 民間的経営手法の導入や、施設等の維持管理について民間委託の拡充を図ります。
●関連 [No. 48 行政経営マネジメントの推進]

2 下水道施設の整備等（事業計画課、下水道課、上下水道管理センター）

- ① 老朽化した下水道施設の更新など、長寿命化や耐震化を推進します。
●関連 [No. 42 防災体制の整備]
- ② 不明水*対策を推進し、経費の削減に努めます。
- ③ ポンプ場施設の適切な維持管理や、事業所排水の監視を引き続き行います。
- ④ 事業計画区域内の污水管きよの整備を推進します。
●関連 [No. 38 生活環境の保全]



指標	実績値 (H26)	目標値	
		H32	H37
下水道事業の有収率（％）	68.6	75.0	80.0
長寿命化管きよ延長（km）	30.2	32.9	34.9

*不明水：下水道管へ浸入している地下水等のこと。

施策	NO.26	公園・緑地の充実
	目的	市民に憩いの環境やレクリエーションの場を提供すること。

施策を取り巻く状況

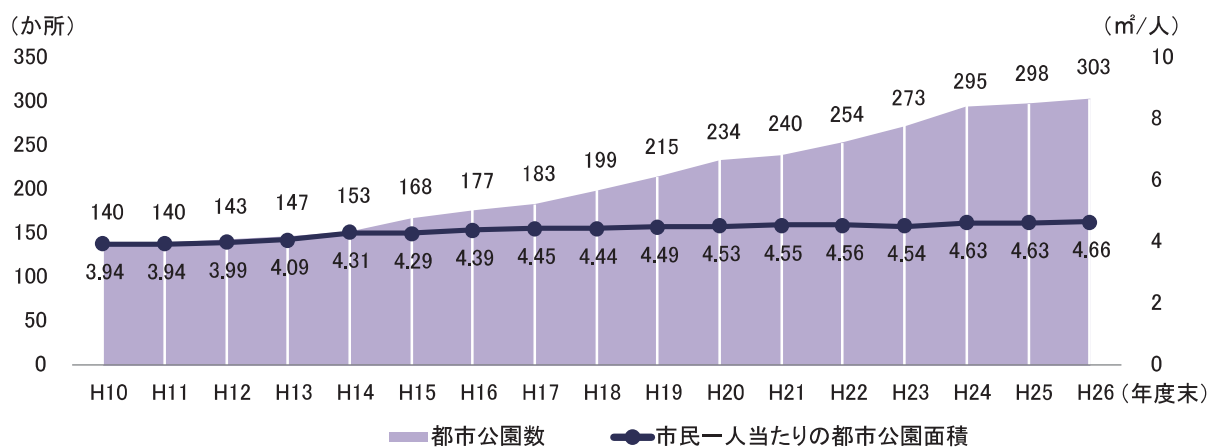
現 状

- ・都市公園*等は都市の緑の中核として潤いを創出するとともに、コミュニティの形成、スポーツ・レクリエーション活動等多様なニーズに対応しています。また、災害時には防災空間として活用することができます。
- ・平成26（2014）年3月末現在、市が管理する都市公園は297か所あり、これに県の都市公園を加えると合計で298か所、総面積では161haとなっています。

課 題

- ・豊かな自然や歴史を生かした公園や緑地の継続的な整備が必要です。
- ・大規模な公園事業については、公園計画の必要性や規模の見直しなど、事業手法の再検討が必要となっています。
- ・幅広い年代の公園利用者を考慮し、健康増進にも利用できる公園としての整備や、子どもが活動する場としての活用を検討していく必要があります。
- ・公園利用者層の変化や施設の老朽化に対応するため、既存の公園をリニューアルし、安全で快適な公園の整備を行う必要があります。
- ・既存の公園の活用を図り、市民のニーズに合った魅力ある取組が必要です。

都市公園数及び市民一人当たりの都市公園面積の推移



川越市公園整備課調べ

*都市公園：都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園または緑地。身近な街区公園、文化財を活用する歴史公園、運動に供する運動公園などの種類がある。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 身近な公園の整備（公園整備課）

- ① 市民の憩いやレクリエーションの場、また、災害時に活用できるよう、街区公園*等の身近な公園の整備を図るとともに、水や緑等の自然環境と共生した公園の整備を推進します。
●関連 [No. 37 自然共生の推進、No. 42 防災体制の整備]

2 大規模な公園の整備（公園整備課）

- ① 川越城富士見櫓を含む川越城址については、城址公園としての整備を検討します。また、観光や教育の場として活用することを検討します。
② 子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、なぐわし公園の整備を引き続き推進します。
③ 豊かな自然環境を市民共有の憩いの場や自然とのふれあいの場として活用するため、伊佐沼公園、（仮称）川越市森林公園の整備を検討します。
④ 荒川、入間川等の広大な河川空間を活用した自然とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場となる公園等の整備を検討します。

●関連 [No. 17 生涯スポーツの推進、No. 37 自然共生の推進]

3 公園の適切な管理と魅力の創出（こども育成課、公園整備課）

- ① 既存の公園については、適切な管理を行うとともに、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン*化を図ります。
② 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを進めます。
③ 子どもが自由な遊びを通じてさまざまな体験や交流ができるよう、NPO 法人等との協働により、公園の新たな活用を検討します。

●関連 [No. 4 青少年健全育成の推進、No. 39 地域コミュニティ活動の推進]

4 河川環境の整備（河川課）

- ① 入間川堤防の桜づつみについては、適切な管理と良好な水辺空間の整備に努めます。

●関連 [No. 37 自然共生の推進]



仙波河岸公園

指標	実績値	目標値	
	(H24)	H32	H37
公園・広場等の利用のしやすさ（％）	49.2	52.0	54.0

*街区公園：最も身近に存在する公園であり、住民による散策、休養等の日常的な利用に供される公園のこと。

*ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

施策を取り巻く状況

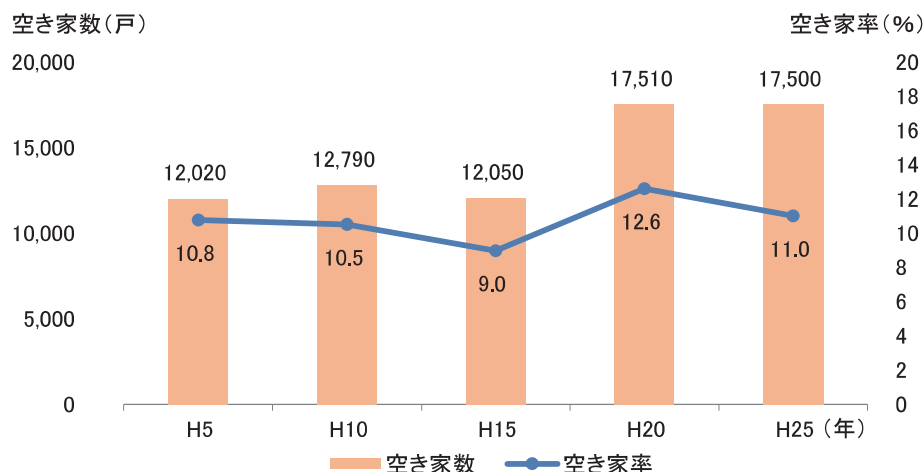
現 状

- ・ 住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、「住生活基本法」が平成 18（2006）年に制定されています。
- ・ 少子高齢化が進む中、全国的に空き家が増加しています。平成 25（2013）年の本市の空き家率は 11.0％であり、県内では中位にあります。
- ・ 空き家等の適正管理に関し、平成 25（2013）年に「川越市空き家等の適正管理に関する条例」、平成 26（2014）年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されています。
- ・ 平成 18（2006）年から平成 23（2011）年までの間、「都市計画法」第 34 条第 11 号による開発規制の緩和により、市街化調整区域に 5,707 区画の開発許可がありました。
- ・ 市営住宅については、18 団地、65 棟、1,100 戸を管理しています。現在、入居者の約 4 割が高齢者になっています。
- ・ 市内の共同住宅や住宅団地の一部は、今後建替えの時期を迎えます。

課 題

- ・ 人口減少を迎える中、空き家の増加、マンションの老朽化、住宅の耐震化の必要性など、市内の住環境をめぐる状況を総合的に捉えた政策を計画的に進めていく必要があります。
- ・ 特定空家等*の管理不全な空き家等についての各種必要な措置を講じるとともに、その他の空き家等及びその跡地については利活用を検討するなど、空き家等の対策を総合的に推進し、良好な住環境を保全していく必要があります。
- ・ 市営住宅については、老朽化への対応を行っていく必要があります。

空き家数、空き家率の推移



出典：総務省「住宅・土地統計調査」

*特定空家等：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 住宅政策の推進（政策企画課）

- ① 本市の住宅事情やまちづくりの方向性を踏まえ、総合的な住宅政策を検討します。
- ② 子育て世帯や高齢者世帯に配慮した住宅政策を検討します。

●関連 [No. 1 少子化対策の推進、No. 5 高齢者福祉の推進]

2 空き家対策の推進（政策企画課、防犯・交通安全課）

- ① 住宅が密集した市街地等において、周辺住民の協力を得ながら、空き家発生を防ぐ取組を検討します。
●関連 [No. 39 地域コミュニティ活動の推進]
- ② 特定空き家等の管理不全な空き家等については、所有者等による適切な管理を促進するために必要な措置を講じます。
●関連 [No. 44 防犯対策の推進]
- ③ 空き家等及びその跡地については、利活用を促進するための対策を検討します。

3 安全な住宅環境の促進（建築指導課）

- ① 簡易耐震診断や耐震診断相談会等を行い、住宅の耐震化を促進します。
●関連 [No. 42 防災体制の整備]
- ② 建築協定の策定等を支援し、住みよい住環境の創出を促進します。

4 市営住宅施策の適切な実施（建築住宅課）

- ① 市営住宅の長寿命化を図るとともに、建替え等を検討します。
●関連 [No. 5 高齢者福祉の推進、No. 6 障害者福祉の推進]
- ② 民間事業者等が建設・保有する住宅等を市営住宅として活用することを検討します。
●関連 [No. 1 少子化対策の推進、No. 2 児童福祉の推進]



指標	実績値	目標値	
	(H25)	H32	H37
空き家率（％）	11.0	11.0	11.0

第5章 産業・観光

地域資源をいかした、
にぎわいと活力にあふれるまち

- 28 産業間の連携と中小企業支援
- 29 就労の支援と労働環境の改善
- 30 農業の振興
- 31 商業の振興
- 32 工業の振興
- 33 観光の振興

産業間の連携と中小企業支援

農業・商業・工業・観光産業間の流通が市内外で増加するとともに、中小企業が活性化すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・本市は、農業、商業、工業、観光産業など多様な産業がバランスよく発展しています。
- ・市内企業の多くを中小企業が占めています。
- ・事業主の高齢化や後継者不足などにより廃業する事業所が増加しています。
- ・ウェスタ川越に創業支援ルームが設置されています。
- ・中小企業の振興に関する基本理念や施策の基本となる事項等を定めた「川越市中小企業振興基本条例」を平成27（2015）年に制定しています。

課 題

- ・農業、商業、工業、観光産業が連携し、川越産の商品の市外流通を増加させる取組や、ヒト・モノ・カネ・情報といった地域資源を、これまで以上に地域で活用・循環させる取組が必要です。
- ・中小企業等による新規事業や創業に結びつくような環境の充実が必要です。

市内の産業大分類別 民営の事業所数、従業者数

産業大分類	事業所数		従業者数（人）	
	実数	構成比	実数	構成比
農業、林業	17	0.2%	201	0.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.01%	3	0.002%
建設業	1,132	10.6%	7,898	6.2%
製造業	1,080	10.1%	25,258	19.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.1%	616	0.5%
情報通信業	90	0.8%	1,235	1.0%
運輸業、郵便業	240	2.3%	7,504	5.9%
卸売業、小売業	2,751	25.8%	25,497	20.0%
金融業、保険業	168	1.6%	3,043	2.4%
不動産業、物品賃貸業	626	5.9%	2,730	2.1%
学術研究、専門・技術サービス業	446	4.2%	3,240	2.5%
宿泊業、飲食サービス業	1,254	11.8%	12,515	9.8%
生活関連サービス業、娯楽業	1,020	9.6%	6,664	5.2%
教育、学習支援業	412	3.9%	5,734	4.5%
医療、福祉	772	7.2%	14,564	11.4%
複合サービス事業	46	0.4%	455	0.4%
サービス業（他に分類されないもの）	598	5.6%	10,366	8.1%
合 計	10,663	100.0%	127,523	100.0%

出典：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 産業間連携の推進と地域経済の振興（産業振興課）

- ① 異業種交流会、6次産業化*等、市内の農業、商業、工業、観光産業が連携した取組を進めます。
- ② 関係団体等と連携し、川越ブランドの推奨に努めます。
●関連 [No.52 時勢に応じた施策の推進]
- ③ 川越産農産物を活用した川越の「食」を市民や観光客に提供する取組を推進します。
- ④ 市民が市内で消費する機会を増やす取組として、飲食店と連携したイベント等を行います。

2 中小企業への支援の充実（産業振興課）

- ① 優れた技術や技能を継承するための人材育成や事業承継のしくみづくりについて研究します。
- ② 融資制度等の充実により、中小企業の経営基盤の強化等を図ります。
- ③ 高度な専門知識を持つ大学や公設試験研究機関等と連携し、新製品開発や新分野進出など、企業の経営革新が促進される環境づくりを進めます。

3 創業支援の充実（産業振興課）

- ① 創業や第二創業*に対して支援を行います。
- ② 働く人が自ら出資し、運営し、働く、ワーカーズコレクティブの設立支援を行います。

第5章

産業・観光



店頭に並ぶ川越ブランド商品等

指標	実績値	目標値	
		H32	H37
市内総生産額（億円／年）	10,673 (H24)	11,750	12,096
開設事業所数（事業所／年）	222 (H23)	255	265

* 6次産業化:1次産業者である農林漁業者が、加工等2次産業、流通・販売といった3次産業と一体化または連携して、自らが生産する農林水産物の付加価値を高める取組のこと。

*第二創業:過去の経営を見直し、企業の構造を変えていくことで、現在の事業に何か工夫を加えること、新市場に進出すること、新事業に取り組むことなどを指す。

施策	NO.29	就労の支援と労働環境の改善
	目的	働きたい市民が就労することと、働きやすい環境を整えること。

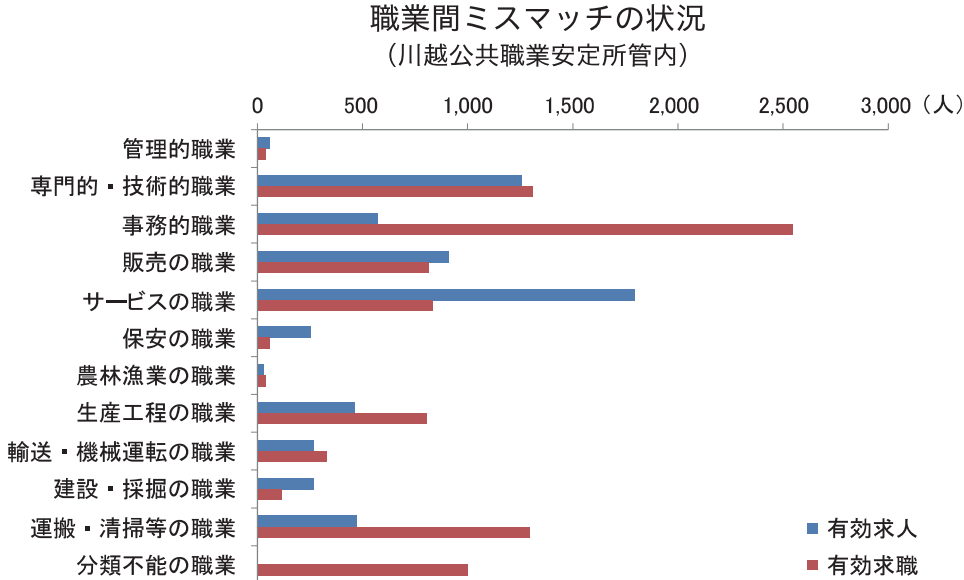
施策を取り巻く状況

現 状

- ・雇用情勢は改善傾向にありますが、平成 27（2015）年の本市を含む川越公共職業安定所管内の有効求人倍率は県の平均を下回っており、依然として厳しい状況が続いています。
- ・非正規労働者や派遣労働者が増加傾向にあります。
- ・女性や高齢者、障害のある人の社会進出が進んでいます。
- ・全国的な傾向と同様に、本市でも生産年齢人口の減少が始まり、今後も労働力の減少が予想されます。
- ・埼玉労働局との協定により、川越しごと支援センターを設置し、職業相談、就職支援セミナー、就職面接会などの就労支援事業を一体的に実施しています。

課 題

- ・若者、女性、高齢者、障害のある人など、さまざまな求職者に対応した就労支援が必要です。
- ・求職者の仕事に対するさまざまなニーズと、企業の雇用に対するニーズのミスマッチを解消するための取組が必要です。
- ・働くことに踏み出せない若者などの社会的自立支援が必要です。
- ・安心して働くことができる労働環境と豊かに暮らすことができるよう勤労者福祉の充実が求められています。



川越公共職業安定所調べ（平成 27 年 5 月）

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 就労の支援（雇用支援課）

- ① 本市が行う無料職業紹介と川越公共職業安定所などの関係機関が連携し、職業相談体制の充実を図ります。
- ② 年齢層や職業別などに応じた就労支援や資格取得等のセミナーの実施など、さまざまな求職者のニーズに対応した就労支援を行います。
- ③ 市内の大学などの教育機関や人材育成機関等と協力し、職業能力の向上や開発によって、就職を希望する人への支援に努めます。

●関連 [No. 1 少子化対策の推進]

2 労働環境の改善（男女共同参画課、雇用支援課）

- ① 労働トラブルの身近な窓口として、労働相談の充実に努めます。
- ② 労働法や労働安全衛生に関する知識の普及・啓発に努めます。
- ③ 仕事と家庭の両立が図られるよう、短時間労働や再雇用制度の普及、育児・介護休業の取得の促進などの啓発に努めます。

●関連 [No. 1 少子化対策の推進、No. 5 高齢者福祉の推進、No. 41 男女共同参画の推進]

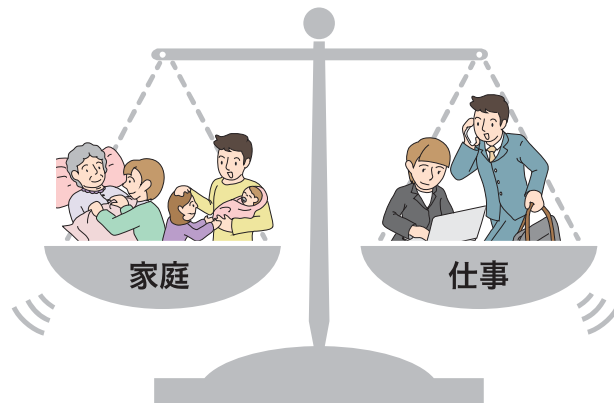
3 勤労者福祉制度の充実・促進（雇用支援課）

- ① 勤労者が豊かに暮らすことができるよう、文化・教養の向上、健康の増進や余暇活動の促進を図り、勤労者の総合的な福利厚生に努めます。
- ② 中小企業勤労者の退職金制度などの普及に努め、雇用の安定と福祉の充実を図ります。

4 川越でのしごと支援（産業振興課、雇用支援課）

- ① 地元で働きたい市民が川越で職を得られるよう必要な情報を提供し、地元産業への就業により職住近接につながる支援に努めます。

●関連 [No. 1 少子化対策の推進、No. 5 高齢者福祉の推進]



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
川越しごと支援センターが実施するセミナー参加者数（人／年）	1,614	1,700	1,800
川越しごと支援センターでの就職件数／紹介件数（％）	11.9	13.0	14.0

施策	NO.30	農業の振興
	目的	市民をはじめとした消費者に、安全で安心な農産物を安定的に供給するとともに、本市農業が活性化すること。

施策を取り巻く状況

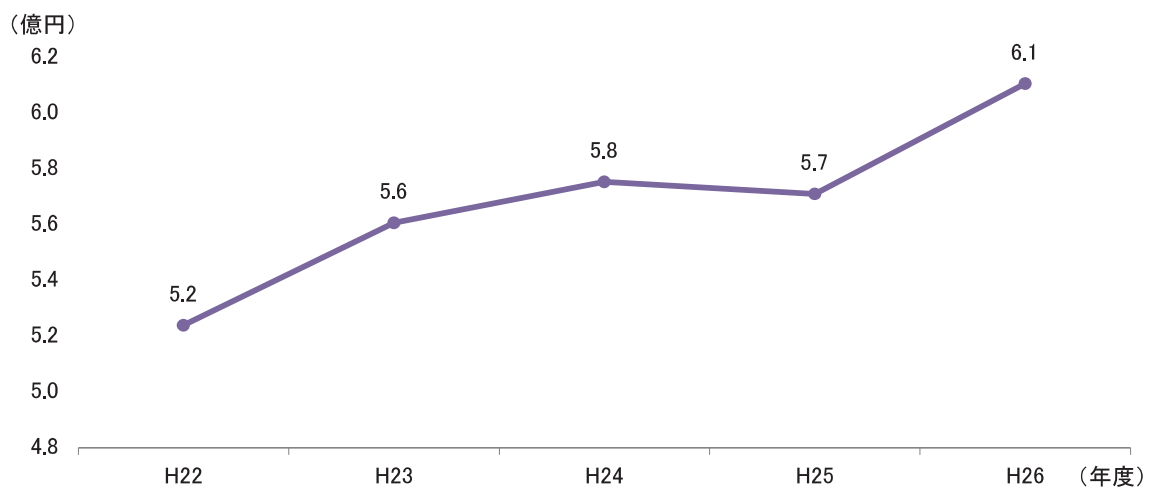
現状

- ・市内では、北部から東部にかけては水稻、南部には野菜、西部には水稻、野菜、果樹が主に栽培されています。
- ・本市の農産物は、大消費地である首都圏に供給されているほか、直売所等を通じて、市民等にも提供されています。
- ・「2010年農林業センサス」によると、農業就業人口は3,819人、平均年齢は64歳で前回調査に比べ農業就業人口の減少と高齢化が進んでいます。
- ・平成27（2015）年4月現在、市内の農業振興地域*内の農地は3,485haで、毎年減少が続いています。
- ・消費者の食の安全・安心や健康志向が高まっているほか、都市住民などから農業とのふれあいの機会が求められています。

課題

- ・後継者不足や農地の減少等、農業振興のうえでの課題の解決には、農業所得の向上のための取組が必要です。
- ・本市には、市民が農業とふれあえる地域性があることから、その魅力を高めていくことが必要です。

農産物直売所の年間販売額



川越市農政課調べ

*農業振興地域：「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、都道府県が指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 食料の安定供給と地産地消の推進（農政課）

- ① 水田農業、畑作農業、畜産業等を支援し、農業経営の安定化を図ります。
- ② 直売所や朝市、庭先販売等、地産地消を推進する取組を支援します。

●関連 [No. 13 教育環境の整備・充実]

2 農産物のブランド化の推進（農政課）

- ① 伝統的手法や農薬・化学肥料を削減して栽培した野菜等、付加価値のある農産物の生産を支援します。
- ② PR やイベント等を通じて、川越産農産物のイメージアップと消費拡大を図ります。

3 担い手の育成・確保の推進（農政課）

- ① 人・農地プラン*の策定を推進するなど、認定農業者*等の中核的な担い手の育成を支援します。
- ② 地域単位での新たな営農組織等の設立を支援します。
- ③ 新規就農者や女性農業者等、さまざまな農業の担い手を支援します。
- ④ 新たな担い手として、企業による農業参入の支援に努めます。

4 農地の有効活用（農政課）

- ① 農地の保全に努め、効率的な土地利用を促進します。
- ② さまざまな取組を通じて遊休農地の解消に努めます。
- ③ ほ場整備や農地の集積等を推進し、効率的な営農を図ります。
- ④ 農業集落排水事業を推進し、農業用排水の水質保全と生活環境の改善を図ります。

●関連 [No. 38 生活環境の保全]

5 農業とのふれあいの推進（農政課）

- ① 農業ふれあいセンター等での活動を通じて、市民が農業への理解を深める取組の充実を図ります。
- ② 市民農園の設置や運営を支援し、市民等が農業とふれあう機会を創出します。



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
農産物直売所の年間販売額（億円）	6.1	7.1	7.6
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数（経営体）	36	150	200

*人・農地プラン：農業における人と農地の問題を解決するため、地域の話し合いを基に地域における農業プラン（未来設計図）を市が作成するもの。

*認定農業者：「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が策定した基本構想に示す効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農業経営のための計画を作成し、市町村の認定を受けた者。

施策

NO.31

商業の振興

目的

市民の日常生活を支える商店街をはじめとした商業の発展と、川越の魅力を高める中心市街地の活性化を図ること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・「平成24年経済センサス活動調査」によると、市内には2,751件の小売業と卸売業の事業所がありますが、近年は個人商店主の高齢化が進行し、事業を引き継ぐ人材が不足しています。
- ・人口の減少により食料品等の消費量は減少することが見込まれる一方、大規模小売店舗やインターネット、コンビニエンスストアでの買い物等、消費者の購買手法が多様化しています。
- ・生活に身近な商店の減少により、買い物が困難な状況になる市民の増加も想定されます。
- ・中心市街地は、商店街を中心とした商業機能や事務所などの業務機能が集積しているばかりではなく、歴史や文化の中心ともなっています。

課題

- ・商店街の空洞化の背景にある個人商店主の高齢化や後継者不足、販売額の低迷等への対応が必要です。
- ・商店街には市民の日常生活を支える基盤としての機能や地域コミュニティの場としての役割のほか、地域経済の中心としてにぎわいを創出することが求められています。
- ・平成27（2015）年に新たに認定を受けた「川越市中心市街地活性化基本計画」に基づき、活性化事業の実施とその経済効果の向上を図る必要があります。



施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 商店街への支援（産業振興課）

- ① 商店街の抱える個人商店主の高齢化や、後継者不足等の解決や ICT 社会への対応に向けた取組を推進します。
- ② 商店街の空き店舗の活用を図るなど、商店街の空洞化の解消に努めます。
- ③ さまざまなイベントや PR 等の支援により、商店街のにぎわいを高めるとともに、各地域の商店街と住民のつながりの創出を図ります。
●関連 [No. 18 協働による計画的なまちづくりの推進、No. 39 地域コミュニティ活動の推進]
- ④ 防犯カメラや街路灯の設置等の支援により、商店街の安全で安心な環境づくりを促進します。
●関連 [No. 44 防犯対策の推進]
- ⑤ 霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷の各駅周辺地域などについては、地域住民に密着した商業地の形成に努めます。
●関連 [No. 19 市街地整備の推進]
- ⑥ 消費者のニーズに合った商品の提供や、消費者の購買に結びつくような工夫がある魅力的な店舗を育成・支援し、商店街全体の魅力と活力の向上を図ります。

2 中心市街地の活性化（産業振興課）

- ① 川越市中心市街地活性化協議会との意見調整を図り、多様な参画のもと「川越市中心市街地活性化基本計画」に基づく商業の振興と活性化事業を推進します。
- ② 川越市産業観光館（小江戸蔵里）の機能を生かした管理・運営を推進するとともに、旧川越織物市場や旧鶴川座等、歴史的・文化的価値がある建物の活用について関係機関と検討を進めます。
●関連 [No. 20 景観まちづくりの推進]

3 商業の発展と商業団体等への支援（産業振興課）

- ① 各種商業団体と連携するとともに、これらの団体が行う事業を支援します。
- ② 地域の商業集積の在り方を検討し、それに見合った店舗の新規参入を促進します。



川越市産業観光館（小江戸蔵里）

指標	実績値	目標値	
	(H24)	H32	H37
小売業商品販売額（百万円／年）	288,538	289,000	290,000
中心市街地の空き店舗数（か所／年）	74	64	60

施策

NO.32

工業の振興

目的

ものづくりによるまちの活性化と、雇用による安定した市民生活に資すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・本市は、川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地、川越第二産業団地等を有し、「平成25年工業統計調査」によると製造品出荷額等が1兆313億円と県内第1位の工業都市としての一面を有しています。
- ・市内事業所の平成25（2013）年の従業者数は22,200人で、近年では減少傾向となっています。また、従業者規模別の事業所をみると、従業者30人未満が全体の約70%を占めています。
- ・都心に近く、また関越道や圏央道からのアクセスがよいという利点があり、企業誘致を行う環境に恵まれています。
- ・市街地において住居と工業の混在した地域が存在し、また、既存工業団地等で用地が不足しています。

課 題

- ・市民等の雇用を担う、既存事業所の流出防止策や振興策が必要です。
- ・企業誘致を進めるに当たり、工業団地等周辺的环境整備や新たな工業用地の確保を積極的に進める必要があります。
- ・業種間のネットワークづくりや創業支援等を通じて、ビジネスのしやすい環境整備を実現する必要があります。
- ・事業所の廃止が増加する中、さまざまな分野での創業や、ものづくりの魅力を広め、優れた技術や技能を継承するための取組が求められています。



かわごえ産業フェスタでのものづくりのPRの様子

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 企業・工業団体等への支援（産業振興課）

- ① 工業製品のブランド認定事業を実施するとともに、市内企業の販路拡大等を支援します。
- ② 公的機関の産業支援情報や工場の立地情報など、企業の事業展開に役立つ産業情報の発信を行います。
- ③ 工業団体等の関係団体と連携するとともに、これらの団体を支援します。
- ④ 伝統工芸など、優れた技術が生かされた商品に対し、PR 等販路拡大に努めます。
- ⑤ 市内の事業所などに対して、経営指導などの支援に努めます。
- ⑥ 既存工場が操業を継続するに当たり、課題となる設備更新に対処するための施策について検討します。

2 企業誘致の推進（産業振興課）

- ① 優遇助成制度などの活用により、雇用創出効果の高い企業の誘致を進めます。
- ② 工業用地の確保と情報の発信を行います。

●関連 [No. 18 協働による計画的なまちづくりの推進]

3 広域的産学公ネットワークの推進（産業振興課）

- ① 首都圏西部地域や県内に集積する、自動車、電気・電子、精密機械関連産業、各種教育機関・研究施設及び行政・支援機関などとの連携を図り、企業等のネットワーク化を支援します。
- ② 技術革新や ICT 化などに対応できる人材の育成、また地域における優れた技術や技能を継承するための人材育成事業を関係団体と協力して支援します。

第5章

産業・観光

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
製造品出荷額等（百万円／年）	1,031,300 (H25)	1,040,000	1,050,000
企業立地支援事業所*の累計数（事業所）	4	7	10
ものづくりブランド認定の累計数（件）	19	45	70

*企業立地支援事業所：川越市企業立地奨励金等制度の認定を受けた事業所。

施策	NO.33	観光の振興
	目的	観光による地域経済の活性化と、市民が誇りを持てる魅力ある観光都市を形成すること。

施策を取り巻く状況

現状

- ・本市の平成26（2014）年の観光客数は657万9千人となっています。また、そのうち外国人観光客数は7万7千人となっています。
- ・主な観光の催しとして、小江戸川越春まつり、川越百万灯夏まつり、小江戸川越花火大会、川越まつりがあります。
- ・鉄道5社による相互直通運転の開始と圏央道の整備により、アクセスが向上しました。
- ・夏と冬に観光客が少なくなる傾向があるほか、観光客のほとんどが日帰り観光客であり、約44%が3時間までの滞在時間となっています。

課題

- ・年間を通して観光客が訪れる、さまざまな魅力があるまちを形成していく必要があります。
- ・観光情報の提供について、多種多様な方法を検討・実施していく必要があります。
- ・歩行者の安全性の確保やインフラの整備、工夫など、国内外からの観光客の増加に向けた取組が必要です。
- ・新たな観光客の誘致や、リピーターを増やす取組が必要です。
- ・観光を通じた地域経済の振興や観光と市民との関わりを充実させることが必要です。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 戦略的な観光事業の推進（観光課）

- ① 農業、商業及び工業との連携を深め、ターゲットを明確にし、観光による地域経済の振興を見据えた特色ある事業を関係機関と推進します。
●関連 [No. 52 時勢に応じた施策の推進]
- ② 地域の特性を生かし、観光資源の発掘と有効活用を図るとともに、観光エリアの拡大、リピーターの確保、滞在時間の延長につながる事業を推進します。
- ③ 川越まつりなど、既存の観光事業の内容を充実させるとともに、郷土芸能の伝承と保存に取り組めます。
●関連 [No. 15 文化財の保存・活用]
- ④ 「小江戸川越」のPRをさまざまな方法で行います。
●関連 [No. 52 時勢に応じた施策の推進]
- ⑤ 関係機関と協力して、おもてなしの向上を図ります。

2 外国人観光客の誘致（観光課）

- ① 外国人観光客に向けた効果的な観光情報の提供を行い、誘客を促進します。
- ② 2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、外国人観光客の受入環境の整備を進めます。 ●関連 [No.52 時勢に応じた施策の推進]

3 観光環境の整備（観光課）

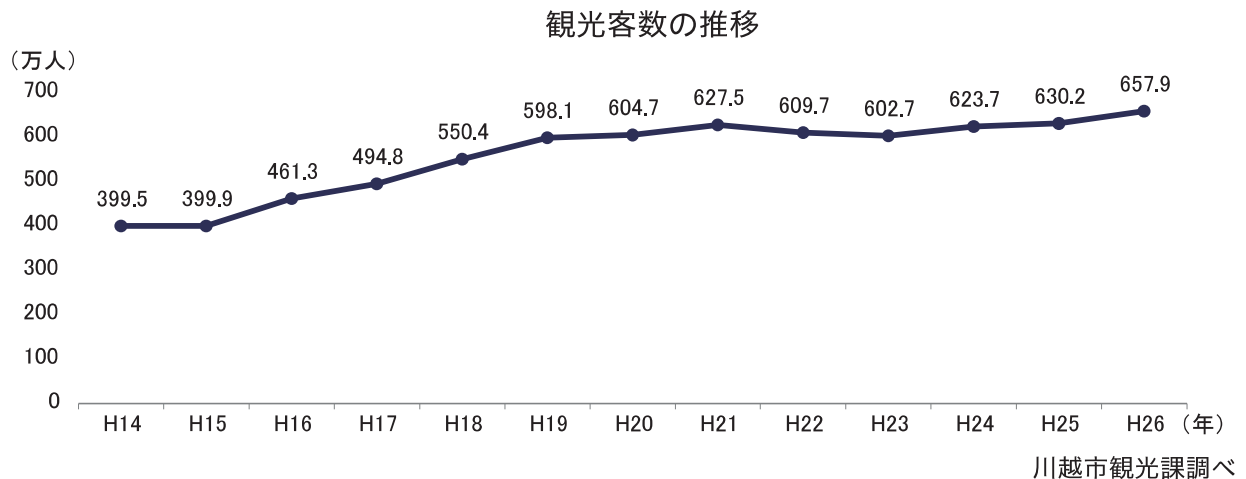
- ① 歴史的価値がある建物の活用を関係機関と調整を図りながら推進します。
- ② 観光サイン、公衆トイレなどの整備と維持管理を関係機関との調整を図りながら進めることで、快適で安心な観光ができる環境づくりを図ります。 ●関連 [No.22 交通ネットワークの充実]
- ③ 多様なニーズに対応した観光案内サービスの提供を進めます。

4 広域観光の推進（観光課）

- ① 他の地方公共団体や観光関係者等とのネットワークを積極的に構築し、関係する地域の特性を生かした広域観光に取り組みます。 ●関連 [No.51 広域的な連携の推進]

5 市民参加型観光の推進（観光課）

- ① 市内で開催されるまつり等を通じて、地域や市民のつながりを強めます。 ●関連 [No.39 地域コミュニティ活動の推進]
- ② 市民と観光客がともに参加し、関わることのできる観光事業の推進を図ります。



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
観光客数（万人／年）	657.9	720.0	750.0
観光客のリピーターの割合（％）	46.3	50.0	60.0
外国人観光客数の割合（％）	1.1	2.5	3.0
観光時間半日以上観光客割合（％）	55.6	60.0	65.0

第6章 環境

地球環境にやさしい、
豊かな自然とともに生きるまち

- 34 環境活動の推進
- 35 地球温暖化対策の推進
- 36 循環型社会の構築
- 37 自然共生の推進
- 38 生活環境の保全

施策

NO.34

環境活動の推進

目的

環境に対する知識と理解を備え、市と協働して環境保全を進めていくための行動を実践できるような、地域づくり・人づくりを行うこと。

施策を取り巻く状況

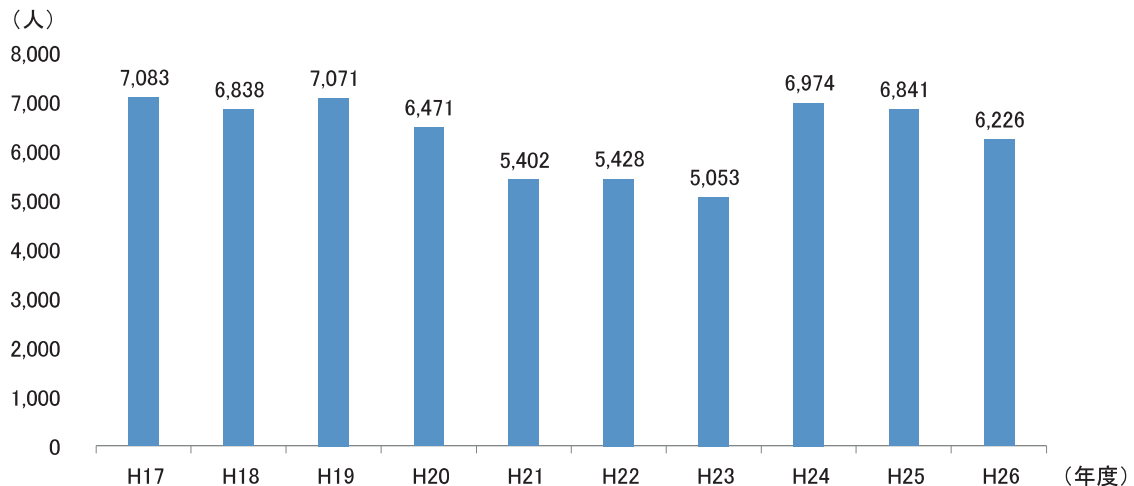
現 状

- ・ 環境教育・環境学習、普及・啓発活動の一環として、市民環境調査、星空観察の集い、こどもエコクラブ*の活動支援等を実施しています。
- ・ かわごえ環境ネット*とパートナーシップを形成し、地域全体の環境保全活動を展開しています。

課 題

- ・ 市民一人ひとりが、環境に配慮した行動を実践しやすいしくみづくりが必要です。
- ・ 市民、民間団体、事業者、行政の各主体が、日常生活や事業活動と環境との関わりに気づき、それぞれの役割や責任を理解し、行動や参加をするための力を身につけることが必要です。
- ・ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の基本理念である環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の重要性を踏まえ、次世代の育成に取り組む必要があります。

環境学習講座参加者数



川越市環境政策課調べ

*こどもエコクラブ：子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭・学校・地域など、身近でできる環境活動に取り組むクラブ。

*かわごえ環境ネット：本市の望ましい環境像を実現するために設立された、市民、民間団体、事業者及び市の4者によるパートナーシップ組織。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 環境教育・環境学習の推進（環境政策課）

- ① 市民、民間団体、事業者の各主体と連携や協働を図りながら、環境教育・環境学習を進めます。また、幼児期からの環境教育・環境学習を推進します。
●関連 [No. 11 生涯学習活動の推進、No. 47 住民自治の推進]
- ② 誰にでも分かりやすい、環境保全に関する情報提供の充実を図ります。
- ③ 身近な体験活動を通じて、環境保全の意欲を増進し、具体的な行動を促す体験型環境学習の機会の充実を図ります。

2 環境活動団体等への支援（環境政策課）

- ① 市民、民間団体、事業者との協働による事業展開を図るとともに、情報交換、相互交流等により、各主体の環境保全活動を支援します。 ●関連 [No. 47 住民自治の推進]
- ② かわごえ環境ネットとのパートナーシップの強化に努め、地域全体の環境保全活動を推進します。 ●関連 [No. 47 住民自治の推進]

3 環境活動を実践する人材の育成・支援（環境政策課）

- ① 専門的な技術や豊富な経験を持つ人材を積極的に活用し、環境活動を支える人の育成や支援に努めます。
- ② 地域清掃活動を行う市民、民間団体、事業者を支援し、清潔で住みよい魅力ある地域づくりの担い手を育成します。 ●関連 [No. 39 地域コミュニティ活動の推進]



こどもエコクラブ研修会の様子

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
環境教育・環境学習に関する事業数 (事業／年)	53	60	70
環境指標*の目標値達成状況（％）	33.3	40.0	50.0

*環境指標：環境の状況、環境に対する市などの取組の状況を表すものさし。ここでは、「川越市環境基本計画」で設定している指標群を指す。

施策	NO.35	地球温暖化対策の推進
	目的	地球環境にやさしく、二酸化炭素排出の少ないまちを実現すること。

施策を取り巻く状況

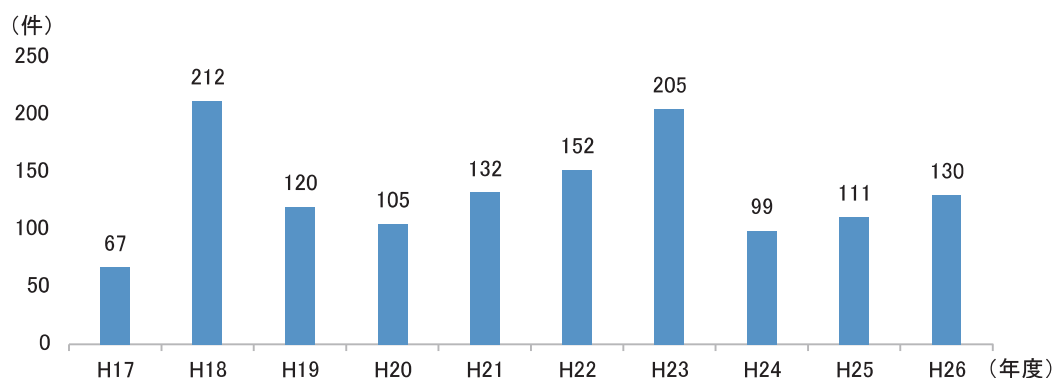
現 状

- ・ 川越市環境マネジメントシステム*に基づき、市の事業活動が環境に影響を与える各種要因について、継続的に改善を図っています。
- ・ 本市は平成 19（2007）年 12 月に「川越市地球温暖化対策条例」を制定し、市域から排出される温室効果ガス*の排出抑制に向けた取組について、総合的かつ計画的に推進しています。
- ・ 再生可能エネルギー*機器等設置事業への補助金の交付、エコチャレンジファミリー認定事業*などさまざまな取組を行っています。

課 題

- ・ 地球温暖化は、地球規模の環境問題であり、市民、民間団体、事業者、行政の各主体が役割に応じた取組を進める必要があります。
- ・ 市の事業活動が、環境に与える影響を率先的かつ継続的に改善し、温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。
- ・ 地球温暖化は既に始まっており、温暖化に起因する災害等に適切に対処するなどの適応策を講じる必要があります。

エコチャレンジファミリー認定件数



川越市環境政策課調べ

*環境マネジメントシステム：Environmental Management System（EMS）のこと。組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための組織経営のしくみ。

*温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙へ逃げる熱を吸収する性質をもつ気体のこと。二酸化炭素、メタン等がある。

*再生可能エネルギー：一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。

*エコチャレンジファミリー認定事業：市が貸し出す電力を測る機器を使用して、数値を実感しながら省エネ活動に取り組む家族を「エコチャレンジファミリー」と認定することで、省エネの取組を広げる事業。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 環境マネジメントシステムの推進（環境政策課）

- ① 環境マネジメントシステムに基づき、市の事業におけるエネルギーの消費を削減し、温室効果ガスの排出量を抑制するとともに、光熱費の削減やごみの減量などに つながります。

2 省エネルギーの推進（環境政策課）

- ① 市民や事業者等に対し、省エネルギーについて意識啓発を図るとともに、省エネ型の機器や住宅の普及・啓発事業を推進します。
- ② 事業者に対し、環境に配慮しながら社会の持続的な発展を目指す環境経営を促進します。

3 再生可能エネルギー等の導入促進（環境政策課）

- ① 身近にある太陽光・太陽熱を利用した機器や、利用時に二酸化炭素の排出がない水素を活用した機器などの普及を促進します。

4 その他の地球温暖化対策の推進（環境政策課）

- ① ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。
- ② 渋滞の緩和や環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池*自動車等）の普及を促進し、自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図ります。
●関連 [No. 22 交通ネットワークの充実]
- ③ 二酸化炭素の吸収をはじめ、多様な緑の機能を生かすため、緑の保全や創出に努めます。
- ④ 国、県、他市町村等と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。
- ⑤ 極端な気象現象、蚊等の媒介生物を介した感染症等、気候変動がもたらすさまざまなリスクへの対策を図ります。
●関連 [No. 10 保健衛生・医療体制の充実、No. 42 防災体制の整備]

指標	実績値	目標値	
	(H23)	H32	H37
市域における温室効果ガス排出量* (千 t-CO ₂ * / 年)	1,728	1,067	937

*燃料電池：水素と酸素の化学反応により発電する装置。

*市域における温室効果ガス排出量：温室効果ガス排出量の算定に当たり、各種統計データの集計の公表を待つ必要があることから、3年前の数値が最新となる。

*千 t-CO₂：二酸化炭素の排出量を表す単位。ここでは、温室効果ガスの量を二酸化炭素に換算した場合の量を表す。

施策	NO.36	循環型社会の構築
	目的	資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷を減らしたまちを実現すること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 10 種 9 分別の収集に加え、小型家電の回収を開始するなど、費用対効果を考慮した資源回収に努めるとともに、資源ごみの排出機会拡充に取り組んでいます。
- ・ つばさ館*を活用し、循環型社会*に関するさまざまな啓発事業を実施しています。
- ・ 既存の処理施設については、適正な維持管理に努めるとともに、老朽化している施設については延命化事業を推進しています。
- ・ 産業廃棄物の排出量は緩やかな増加傾向にあります。不適正処理は減少傾向にありますが、小規模な不法投棄等は依然として発生しています。
- ・ 「川越市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙によるたばこの吸い殻等の散乱防止の啓発をしています。

課 題

- ・ さらなるごみの減量・資源化の促進に関する施策を進める必要があります。また、市民が資源ごみを分別・排出しやすい方法の検討が必要です。
- ・ 老朽化している施設については、可能な限りの延命化を図り、必要に応じた建替えの検討が必要です。
- ・ 廃止した西清掃センターの跡地利用についての検討が必要です。
- ・ 産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発及び適正処理のさらなる推進が必要です。
- ・ 路上喫煙禁止地区は、状況に応じて区域の見直しを行い、たばこの吸い殻等の散乱を防止する必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 ごみの発生・排出抑制、分別の徹底（資源循環推進課）

- ① ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、市の廃棄物処理の状況などを踏まえ検討します。
- ② 出前講座の実施やつばさ館の活用等により、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の啓発を行い、循環型社会への市民意識の向上を図ります。

*つばさ館：「循環型社会形成推進基本法」の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、の3Rを推進するため、市民、民間団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設。資源化センターに設置されている。

*循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

2 循環利用の推進（資源循環推進課）

- ① 資源ごみの排出機会を拡充し、家庭から排出される可燃ごみのさらなる資源化を促進します。
- ② 東清掃センターから排出される焼却残さのセメント原料化*、資源化センターから排出される焼却残さの再資源化、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に係る再商品化及び処理困難物等の再資源化などにより、ごみの循環利用を推進します。

3 一般廃棄物の適正処理（環境施設課）

- ① 老朽化が進む東清掃センターの延命化対策を検討するとともに、環境衛生センターは、し尿や浄化槽汚泥の処理量の推移を考慮した、適正規模の施設更新を検討します。また、廃止した西清掃センターは、解体及び解体後の跡地利用について検討します。
- ② 最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、二期工事を含めた今後の在り方について検討します。さらに、今後老朽化が進む既存設備の更新について検討します。
- ③ 廃棄物の排出機会拡充に向けた収集運搬体制を整備するとともに、高齢者や障害のある人に対応した収集の充実を推進します。
- ④ 地域住民と連携を図るとともに、監視カメラ等の活用により、不法投棄の未然防止及び早期発見、早期対応に努めます。
- ⑤ 民間団体との連携や、啓発活動を展開し、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に努めます。

4 産業廃棄物の適正処理（産業廃棄物指導課）

- ① 排出事業者に対して、産業廃棄物の減量や資源化の普及・啓発を推進します。
- ② 排出事業者や処理事業者へ立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を促進します。
- ③ 監視パトロールを実施することにより、不法投棄等の不適正処理を未然に防止し、早期発見、早期対応に努めます。



資源化センター

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
ごみ排出量（t／年）	114,238	109,188	107,958
リサイクル率（％）	25.0	30.0	35.0
つばさ館来館者数（人／年）	49,261	53,000	55,000

*焼却残さのセメント原料化：廃棄物の焼却後に残る、焼却灰等をセメントの原料として再利用すること。

施策	NO.37	自然共生の推進
	目的	自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぐこと。

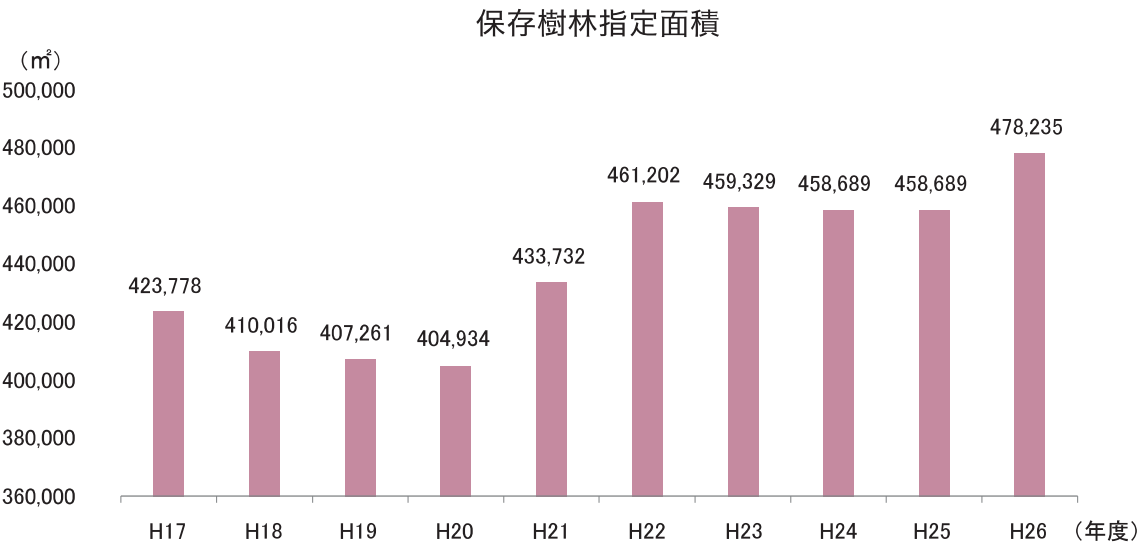
施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 保存樹林制度*の指定基準面積を緩和し、指定面積の拡大を図り、緑地の保全に努めています。
- ・ 市民との協働による市民花壇の運営、緑の募金を活用した緑化事業、苗木配布事業や緑のカーテンの普及事業など、緑化に関する支援を実施しています。
- ・ 水辺を活用した啓発事業として、水生生物等の観察会を実施し、水辺環境に関する市民の理解を深めています。
- ・ 野生生物の調査や講座などを行い、生物多様性*についての啓発活動を行っています。

課 題

- ・ 市民等が樹林地の保全活動等をしやすいしくみづくりが必要です。
- ・ 緑の創出には市民等の協力が不可欠であり、緑化に関する多様な情報を提供するとともに、コミュニケーションの場を増やす取組の検討が必要です。
- ・ 市街地において、市民が身近な場所で緑を楽しむ空間の確保が必要です。
- ・ 地域の特性に応じた、生物多様性の保全についての啓発活動が必要です。



川越市環境政策課調べ

*保存樹林制度：市内に残る貴重な緑地を保全し、潤いと安らぎのあるまちとするため、一定基準を満たす樹林地を指定する制度。所有者に対し保全に要する費用の一部として奨励金を交付している。

*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 樹林地の保全と活用（環境政策課）

- ① 保存樹林や市民の森としての指定や、「都市緑地法」等による区域指定を行うことにより、樹林地の保全について強化を図ります。また、市民等が樹林地を主体的に管理するしくみづくりを進めます。
- ② 樹林地を活用した施策を進め、市民の緑に対する理解を深めるとともに、市民に憩いの場を提供するよう努めます。

2 緑の創出（環境政策課）

- ① 市民花壇による花いっぱい運動など、市民、民間団体、事業者と協力して緑化を推進します。
- ② 公共施設や道路等の緑化を推進するとともに、事業所や一般家庭の緑化を促進します。
●関連 [No. 20 景観まちづくりの推進、No. 21 道路交通体系の整備]
- ③ 市街地において、防災機能を有するオープンスペースとして身近な場所で緑を楽しむ空間を確保します。
●関連 [No. 26 公園・緑地の充実、No. 42 防災体制の整備]

3 水辺環境の保全（環境政策課）

- ① 水辺を活用した啓発事業を実施し、市民参加による保全活動等を支援・推進するとともに、市民の水辺環境に対する理解を深め、水辺環境の保全に努めます。
●関連 [No. 26 公園・緑地の充実]

4 生物多様性の保全（環境政策課）

- ① 市内に生息する野生生物の分布等を調査し、生物多様性の保全に努めます。また、鳥獣の保護管理や特定外来生物*の防除に努めます。
- ② 講座を開催するなど、生物多様性の保全についての啓発活動を継続します。



市民の森（第8号、大袋地内）

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
保存樹林指定面積（㎡）	478,235	496,235	511,235
市民花壇累計指定数（か所）	74	104	129

*特定外来生物：海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

施策	NO.38	生活環境の保全
	目的	健やかな暮らしができる環境を確保すること。

施策を取り巻く状況

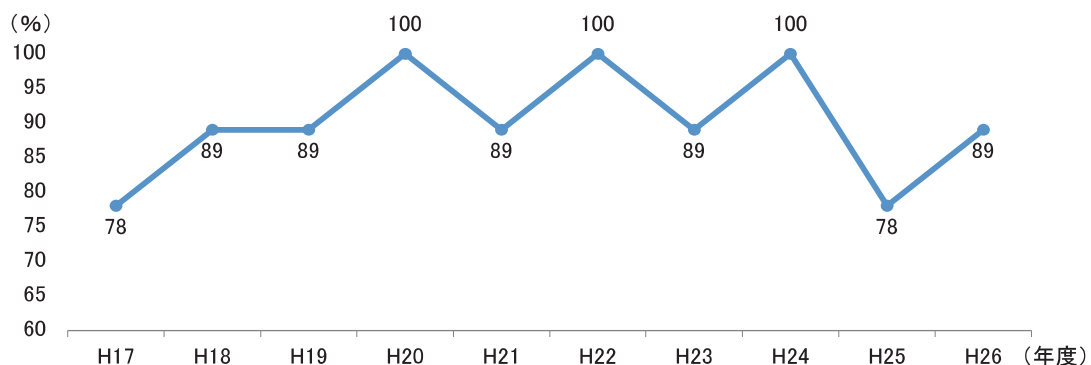
現 状

- ・ 大気環境はほとんどの項目で環境基準*を達成していますが、光化学オキシダント*については、市内全測定局で環境基準を達成できない状況が続いています。
- ・ PM2.5*などの新たな環境汚染物質による問題も発生しています。
- ・ 河川の水質環境の指標である BOD*については、近年環境基準を達成できない状況も発生しています。
- ・ 大気、水、土壌に関する環境対策として、汚染状況の監視、発生源となる事業所への指導を行っています。さらに、化学物質の排出状況を把握し、公表しています。
- ・ 騒音、振動、悪臭に関する環境対策として、発生源となる事業所への指導を行っています。また、市内主要道路の自動車騒音を監視しています。

課 題

- ・ 光化学オキシダント及び PM2.5 について、削減に向けた取組を実施する必要があります。
- ・ BOD 環境基準達成率が 100%を維持できるよう、生活排水対策を進めていく必要があります。
- ・ PM2.5 や放射性物質等の新たな環境汚染物質について、分かりやすく情報提供するなど、適切に対応する必要があります。

水質汚濁に係る環境基準達成状況推移



川越市環境対策課調べ

*環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

*光化学オキシダント：自動車の排気ガスや工場の煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質であり、光化学スモッグの原因となる。

*PM2.5：直径 2.5 マイクロメートル以下の微粒子のこと。粒子径が小さいため、肺の奥まで達し、沈着する可能性が高く、ぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。

*BOD：Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量のこと。水質指標の一つ。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもの。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 大気環境対策（環境対策課）

- ① 光化学オキシダント及び PM2.5 に対する監視を継続し、国等と連携して削減に向けた取組を実施します。
- ② 大気汚染状況の継続監視や、焼却炉等発生源への指導及び啓発を行います。

2 水・土壌環境対策（環境対策課）

- ① 生活排水対策として、単独処理浄化槽*等から合併処理浄化槽*への転換を支援するとともに、浄化槽の維持管理に関する指導及び啓発を行います。
●関連 [No. 25 公共下水道事業の充実、No. 30 農業の振興]
- ② 河川や土壌、地下水の汚染状況の継続監視とともに、汚濁発生源への指導及び啓発を行います。

3 騒音・振動・悪臭対策（環境対策課）

- ① 騒音・振動・悪臭に関する発生源への指導及び啓発を行います。
- ② 市内主要道路の自動車騒音の継続監視を行います。

4 化学物質等の環境リスク対策の推進（環境対策課）

- ① 化学物質の排出状況を把握し公表するとともに、啓発を行います。
- ② 新たな環境汚染物質に対して、適切に対応します。

第6章

環境



PM2.5の成分分析測定機器



河川の水質調査

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
水質汚濁に係る環境基準達成状況*（％）	89	100	100
大気環境基準達成状況*（％）	71	82	100

*単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽。

*合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、家庭から河川等へ流れ出る汚れの量を約8分の1に減らすことができる。

*水質汚濁に係る環境基準達成状況：市内4河川9地点で測定しているBODの環境基準に適合している地点の割合。

*大気環境基準達成状況：大気汚染常時監視測定局で測定している項目のうち、環境基準に適合している項目の割合。

第7章 地域社会・市民生活

地域で支え合う、安全で安心なまち

- 39 地域コミュニティ活動の推進
- 40 平和で思いやりのある社会づくり
- 41 男女共同参画の推進
- 42 防災体制の整備
- 43 消防・救急体制の充実
- 44 防犯対策の推進
- 45 交通安全対策の推進
- 46 市民生活の支援

施策	NO.39	地域コミュニティ活動の推進
	目的	地域住民などの互いの交流を促すとともに、コミュニティ意識の形成を図り、支え合い助け合いに向けた基盤づくりを進めていくこと。

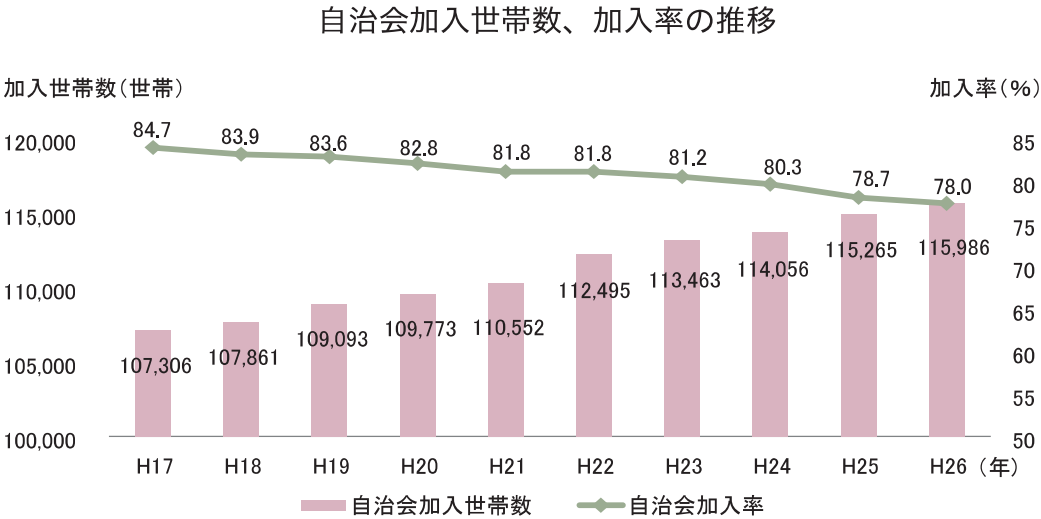
施策を取り巻く状況

現 状

- ・ ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、地域コミュニティ意識が希薄化しています。
- ・ 本市で地域コミュニティの中心的役割を担っている自治会の加入率は減少傾向にあります。また、自治会を担う役員等の年齢層が高くなっています。
- ・ 市内では、福祉・保健・医療の分野、社会教育の分野、まちづくりの分野を中心に、多くのNPO 法人*がさまざまな活動を行っています。

課 題

- ・ 地域コミュニティ意識の希薄化や、活動の担い手の減少に対応した取組が必要です。
- ・ 地域コミュニティ活動の活性化と機能の強化に向けた取組が必要です。
- ・ 市民に対して、地域コミュニティやその活動に関する情報を提供するしくみづくりが必要です。
- ・ 環境美化、防災、防犯、交通安全、核家族化や少子高齢化の進行下における子育てや高齢者福祉などの課題について、地域での取組が必要です。
- ・ 地域コミュニティ活動を行う団体間の協力や連携による取組の推進が求められています。



川越市市民活動支援課調べ

* NPO 法人：市民活動団体やボランティア団体など一定のテーマを持ち、政府や自治体、企業とは独立した存在として、市民や民間の支援のもと公益的な活動を行う、営利を目的としない団体で、「特定非営利活動促進法（NPO 法）」に基づく認証を取得した法人。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 地域コミュニティ意識の形成（市民活動支援課）

- ① 川越市自治会連合会と連携して、幅広い世代の地域住民の自治会への加入を促進し、自治会活動やその情報の共有化を通じて、地域コミュニティ意識の形成を図ります。
- ② 地域行事をはじめとした地域コミュニティ活動に対する支援を充実し、地域コミュニティ意識の形成を促進します。
- ③ さまざまな地域コミュニティ活動が自立的かつ継続的に行われるよう、安定的な担い手の確保に向けた取組を促進します。
- ④ 川越市掲示板やインターネットなどを活用して、地域コミュニティとその活動に関する情報を提供します。

2 地域コミュニティ活動の支援（市民活動支援課）

- ① 川越市自治会連合会と協力して、各自治会における環境美化、防災、防犯、交通安全等の自主的な活動を支援します。
●関連 [No. 7 地域福祉の推進、No. 34 環境活動の推進、No. 47 住民自治の推進]
- ② 地域コミュニティ活動を行う団体や企業等が相互にパートナーシップを築き、地域コミュニティ活動が円滑に行われるように支援します。
- ③ 自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。

3 NPO 法人の活動の支援（市民活動支援課）

- ① NPO 法人との関係の充実を図るとともに、NPO 法人と自治会やボランティア団体等との連携を促進します。
●関連 [No. 7 地域福祉の推進]



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
自治会加入率（％）	78.0	79.0	80.0

施策	NO.40	平和で思いやりのある社会づくり
	目的	差別や偏見がなく、平和で思いやりがある明るい社会を築くこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 平和に対する意識が高まるように市民参加の取組や平和教育などを実施しています。
- ・ 出身地、性別、国籍、病歴などを理由とする差別や偏見が存在します。
- ・ 家庭での虐待や暴力、学校でのいじめ、職場でのパワーハラスメント*など、さまざまな人権に関する問題が発生しています。
- ・ 近年では、インターネット上でのいじめや中傷、個人情報の悪用などの人権侵害が問題となっています。
- ・ 講演会や研修会、冊子の配布等を行い、人権問題に対する啓発を行っています。

課 題

- ・ 平和の大切さや尊さを次世代に継承していく取組が必要です。
- ・ 人権教育を推進するとともに人権啓発を図ることで、市民一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを進めていく必要があります。



平成 26 年度川越市人権問題講演会

*パワーハラスメント：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 平和意識の高揚（総務課、教育指導課）

- ①「小江戸かわごえ平和都市宣言・2005」の趣旨に基づき、市民参加による各種平和施策の充実を図ります。
- ②国際理解教育等の中で、平和に貢献する心の育成を図ります。

2 人権施策の推進（人権推進課、地域教育支援課、教育指導課）

- ①人権に対する意識を高めることや差別意識の解消を目指し、市民や企業等を対象とした人権啓発活動の充実を図ります。
●関連 [No. 2 児童福祉の推進、No. 5 高齢者福祉の推進、No. 6 障害者福祉の推進、No. 16 多文化共生と国際交流・協力の推進]
- ②同和問題などの人権問題の解決を目指し、組織的かつ計画的に人権を尊重する教育の充実に努めます。
- ③自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、人権教育や啓発の取組として集会所事業*を推進します。



指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
広島・長崎の平和式典への市民派遣事業の累計参加者数（人）	274	377	436

*集会所事業：「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、教育委員会が実施している事業のこと。

施策	NO.41	男女共同参画の推進
	目的	男女が自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力が十分に発揮できるようにすること。

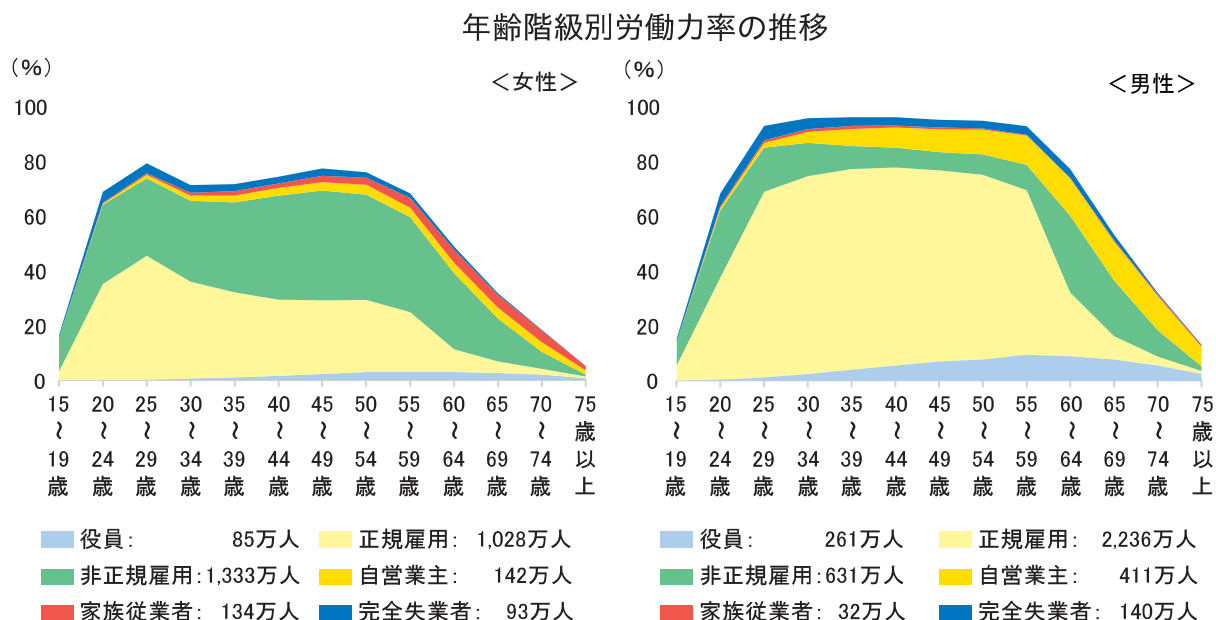
施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 国全体における女性の就業率は、結婚、出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇しています。また、正規雇用に限ると、20歳代後半をピークとして下がっています。
- ・ 平成25（2013）年に市民を対象に行った「男女共同参画に関する意識調査」では、「職場」や「社会通念や風潮」の面で、男性優遇を感じている市民が多くなっています。
- ・ 同調査結果では、「地域活動への参加経験」について、40歳代と50歳代の女性は8割を超えていますが、同年代の男性は6割程度となっています。
- ・ DV*の相談に対しては、川越市配偶者暴力相談支援センターを開設し、対応しています。
- ・ ウェスタ川越内の川越市男女共同参画推進施設で、男女共同参画に関する講座や相談業務等を行っています。

課 題

- ・ 人権の尊重と男女共同参画への意識を高める取組が必要です。
- ・ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。
- ・ 男女ともにワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりが必要です。
- ・ 男女ともに地域活動等に参画しやすい環境づくりが必要です。



出典：総務省「労働力調査」（平成26年度）

* DV：ドメスティック・バイオレンス。配偶者、恋人など親密な関係にある、またはあった者の間に起こる身体的、精神的、性的、経済的暴力のこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり（男女共同参画課）

- ① 啓発活動や相談体制を充実し、DV等の防止を図ります。また、関係機関と連携し、被害者の保護と自立の支援に努めます。 ●関連 [No. 2 児童福祉の推進]
- ② 広報活動や啓発活動を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発に努めます。
- ③ 男女共同参画推進施設等において、多様な市民ニーズに即した講座等の企画や運営に努めます。

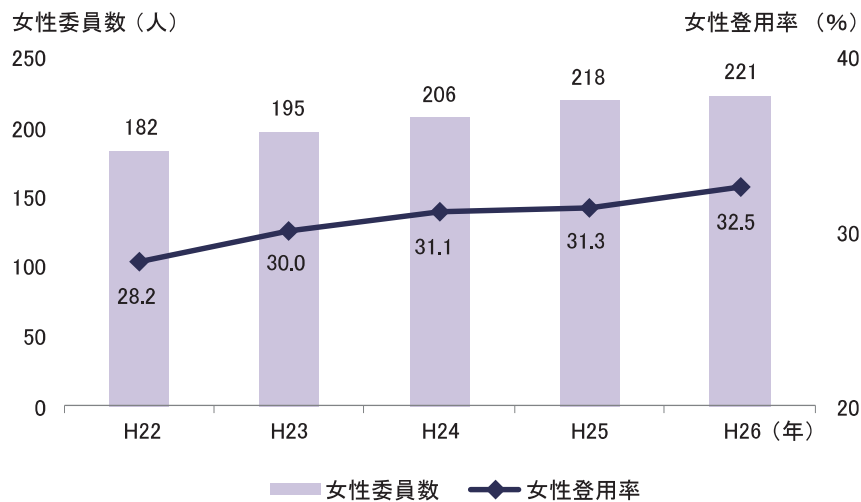
2 ワーク・ライフ・バランスの促進（男女共同参画課）

- ① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、関係機関との連携を図りながら、普及活動や啓発活動を行います。 ●関連 [No. 1 少子化対策の推進、No. 29 就労の支援と労働環境の改善]

3 あらゆる分野への男女共同参画の推進（男女共同参画課）

- ① 政策や方針の決定過程における女性の参画推進と人材育成に努めます。
- ② さまざまな地域活動において、男女の共同参画を推進します。 ●関連 [No. 11 生涯学習活動の推進]

各種審議会等の女性委員数、女性登用率の推移



川越市男女共同参画課調べ

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
法律または条例により設置された各種審議会等における女性の登用率 (%)	32.5	35.0	40.0

施策	NO.42	防災体制の整備
	目的	災害時に市民等と協働した防災体制を整備するとともに、テロ攻撃等から市民を保護する危機管理体制の強化を図ること。

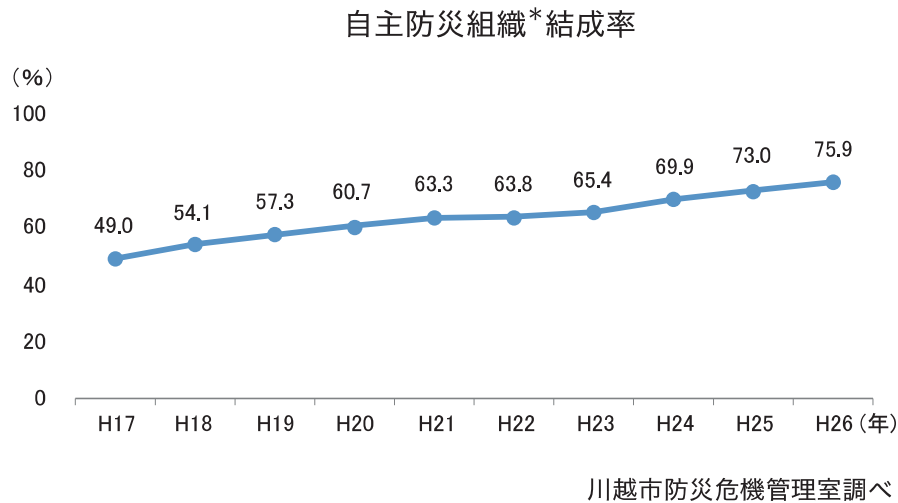
施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 甚大な被害の発生が想定される大規模地震等に備え、さまざまな取組を行っています。
- ・ 市民一人ひとりの防災に対する意識は、東日本大震災の発生前に比べ、高まっています。
- ・ テロ攻撃等により、市民の生命や財産が危険にさらされる可能性があります。

課 題

- ・ 高齢者や障害のある人等の要配慮者*の中でも、特に自力で避難することが難しい避難行動要支援者*を適切に避難誘導することや、情報伝達手段の拡充が必要です。
- ・ 増加する集中豪雨や竜巻などの風水害への対策の強化が必要です。
- ・ 大規模地震等の発生時に、通勤・通学者や観光客の一部が帰宅困難になることが予想され、その対策の強化が必要です。
- ・ 災害に対する知識を普及し、防災意識を高めるとともに、関係機関との連携を強化する必要があります。
- ・ テロ攻撃等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活に及ぼす影響を最小限にするよう、体制の強化や充実を図る必要があります。
- ・ 災害時を想定した全庁的な業務継続計画*の策定が必要です。



*要配慮者：高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人などの配慮を要する人。

*避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

*業務継続計画：危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。BCP（Business Continuity Plan）ともいわれる。

*自主防災組織：災害に対して地域住民が、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、住民の自発的意思により結成された組織。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 災害応急体制の充実（防災危機管理室）

- ① 安全に避難するための環境整備や、避難行動要支援者の避難支援体制の構築を図ります。
- ② 災害時や緊急時に情報の伝達を確実に行うため、防災行政無線のデジタル化を行うとともに、情報伝達手段の多様化を推進します。
- ③ 風水害に対して、迅速かつ的確に対応する体制の充実を図り、災害時や緊急時に備えます。
- ④ 災害時や緊急時に備えた、食料、飲料水、生活必需品、応急災害対策用資機材の質と量の充実を図ります。
- ⑤ 民間事業者等との協力体制を構築し、帰宅困難者対策を推進します。

2 防災意識の普及・高揚（防災危機管理室）

- ① 共助を担う地域の防災組織の結成を促進するとともに、活動の充実を図ります。
- ② 地域での防災訓練等の活動を支援することや、防災講話等を通じて、市民の自助・共助意識を高める取組を行います。
- ③ 総合防災訓練等を実施し、防災関係機関との連携強化を図ります。

3 危機管理体制の強化・充実（防災危機管理室）

- ① 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」に対応した情報の伝達、市民の避難誘導、武力攻撃事態等に対する応急措置が迅速に実施できるよう、「川越市国民保護計画」に基づく活動体制の強化や充実を図ります。
- ② 市民の安全と安心を脅かす事件や事故を未然に防止し、また被害を最小限に抑制できるよう、「川越市危機管理指針」に基づく組織的な危機管理体制の強化や充実を図ります。
- ③ 業務継続計画を策定し、災害時優先業務を迅速かつ適切に実施する体制の整備を図ります。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
避難行動要支援者名簿を備えた自治会の割合（％）	—	50.0	80.0
自主防災組織結成率（％）	75.9	85.0	90.0

施策	NO.43	消防・救急体制の充実
	目的	市民の生命、財産を守り、安全・安心を実感できるまちづくりを推進すること。

施策を取り巻く状況

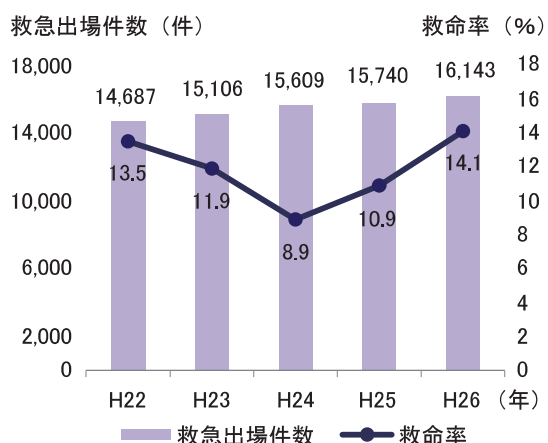
現 状

- ・川越地区消防組合を設置し、消防や救急の事務を川島町と共同で処理しています。
- ・大規模地震等の広域災害発生時は、多数の負傷者が出て消防力だけでは対応が困難となることが想定されます。
- ・平成26（2014）年の救急出場件数は16,143件で、高齢者の増加等により近年は増加傾向にあります。
- ・応急手当やAEDの普及・啓発により、市民の応急手当による救命事例が増加しています。
- ・平成26（2014）年の火災件数は132件で、一番多い出火原因は放火（放火の疑いを含む。）であり、他にはコンロ、たばこ、ストーブ等を原因とする出火があります。

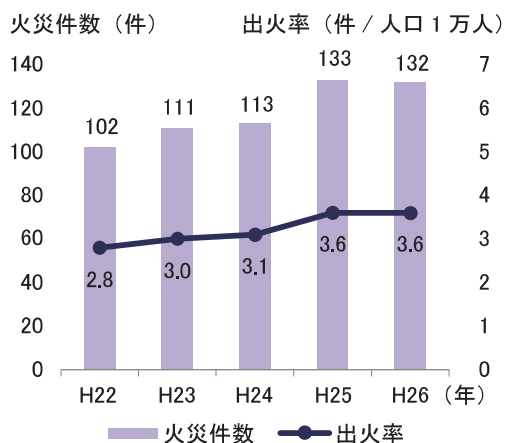
課 題

- ・関係機関等と連携した活動のほか、地域コミュニティにおける防災力の強化を図り、広域災害による被害を最小限に抑える必要があります。
- ・救急要請の増加に対応した救急体制を整えるとともに、各医療機関との連携の強化や救急救命士の養成が必要です。
- ・市民による救命や、高度な救命処置、スムーズな患者搬送等により、救命率*を高めることが必要です。
- ・市民の防火意識を高める取組や住宅用火災警報器の未設置世帯への普及等が必要です。

救急出場件数、救命率の推移
(川越地区消防組合管内)



火災件数、出火率の推移
(川越地区消防組合管内)



出典：川越地区消防局「消防年報」

*救命率：心臓と呼吸が停止したのを家族や救急隊員などにより確認された傷病者のうち、1か月以上生存した人の割合。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 初動消防力の強化（消防局総務課、消防局警防課）

- ① 消防車両や消防資器材の整備や、耐震性防火水槽の増設を図ります。
- ② 大規模地震等の広域災害に備え、関係機関との連携を強化します。
- ③ 消防団の団員確保及び資器材等の整備を図り、組織の強化に努めます。また、市民や事業者等と協力して地域防災力の強化に努めます。

2 救急業務体制の整備（消防局救急課）

- ① 応急手当普及員を養成するとともに、訓練資器材の整備や指導体制の強化を図ります。
- ② 救急救命士を継続的に養成するとともに、高度な救命処置を提供するための教育訓練環境を整備し、資質の向上を図ります。
- ③ 各医療機関との連携強化や民間による患者等搬送事業の推進を図ります。

●関連 [No. 10 保健衛生・医療体制の充実]

3 火災予防対策の推進（消防局予防課）

- ① 住宅防火対策に関する広報活動を実施し、市民の防火意識の高揚を図ります。
- ② 住宅用火災警報器の未設置世帯に対する普及推進と、設置済世帯に対する維持管理の促進を図ります。
- ③ 事業所における自主防火管理対策を支援するとともに、査察執行や危険物安全対策を推進します。

4 消防施設や設備の充実（消防局総務課、消防局指揮統制課）

- ① 社会情勢や地域の実情を勘案し、大規模災害に耐えられる施設となるよう、消防局庁舎等の防災拠点施設の建設、改修を検討し推進します。
●関連 [No. 18 協働による計画的なまちづくりの推進]
- ② 多様化する災害に対応する地域の活動拠点として、老朽化した消防団車庫を計画的に更新します。
- ③ 消防通信機器の維持管理、更新を図ります。

第7章

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
川越市消防団員数（人）	301	330	330
救命率（％）	14.1	17.0	20.0
出火率（件／人口1万人）	3.6	3.2	2.8

施策	NO.44	防犯対策の推進
	目的	防犯意識の高揚や防犯体制の整備により、市民が安全に安心して暮らせること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ 刑法犯認知件数*は、減少傾向にあります。
- ・ 振り込め詐欺の被害が多発し、被害金額が県内において上位で推移しています。
- ・ 平成 26（2014）年に改定した「川越市防犯のまちづくり基本方針」により、防犯のまちづくりを推進しています。

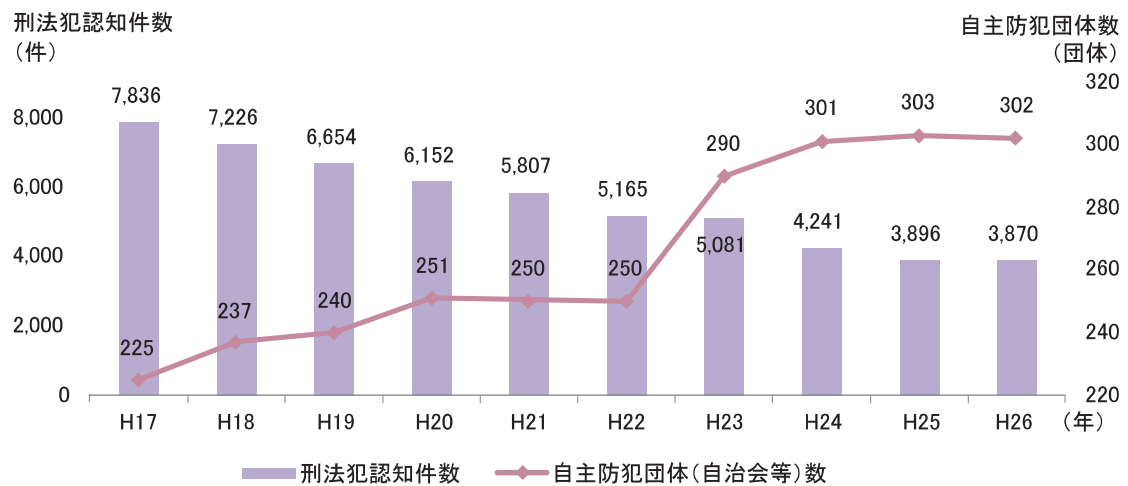
課 題

- ・ 関係機関や自治会等の団体と連携して、地域におけるつながりをさらに深め、防犯のまちづくりに取り組むことが必要です。
- ・ 地域自主防犯ステーションの活用や防犯灯などの設置等により、犯罪が発生しにくい環境づくりが必要です。
- ・ 振り込め詐欺など多様化する犯罪を防止するために、一人ひとりの防犯意識を高めることが必要です。

第7章

地域社会・市民生活

刑法犯認知件数、自主防犯団体（自治会等）数の推移



埼玉県警察本部調べ

* 刑法犯認知件数：警察が被害の届出等により犯罪の発生を確認した件数。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 防犯推進体制の整備・充実（防犯・交通安全課）

- ① 防犯推進体制の整備や充実を図り、防犯のまちづくりをソフトとハードの両面から総合的かつ効果的に推進します。
- ② 県、警察等の関係機関や、川越防犯協会等の関係団体との連携を強化します。
- ③ 地域主導型の防犯拠点である、旧交番施設等を活用した地域自主防犯ステーションの管理運営の支援に努めます。
- ④ 暴力を排除するための活動を推進し、市民生活の安全と平穩の確保に努めます。

2 安全な地域コミュニティの推進（防犯・交通安全課）

- ① 自治会や商店街を中心に、地域住民、事業所、NPO、ボランティア団体等による自主防犯活動等への参加を促進し、支援を強化します。 ●関連 [No. 31 商業の振興]
- ② 地域の自主防犯活動の中心となる地域リーダーの育成に努めます。

3 規範意識の高揚と防犯教育の推進（防犯・交通安全課）

- ① 児童生徒に対し、防犯意識の啓発や道徳教育の充実を図ります。 ●関連 [No. 12 生きる力を育む教育の推進]
- ② 成人向けの各種講座等を開催し、規範意識や防犯意識の高揚を図ります。
- ③ 犯罪や防犯に関する情報を収集し、さまざまな手段を通じて、積極的、効果的な情報提供を図ります。
- ④ 市民の防犯意識の啓発を図り、個人や家庭で自主的に取り組める防犯対策を促進します。
- ⑤ 振り込め詐欺の対策として、高齢者だけではなくあらゆる世代に対しても啓発を実施して、被害の防止を図ります。 ●関連 [No. 5 高齢者福祉の推進]

4 安全な都市環境の創出（防犯・交通安全課）

- ① 道路や公園等において、防犯灯の維持や整備を行うなどにより、安全な都市環境の創出を図ります。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
刑法犯認知件数（件／年）	3,870	3,600	3,500
振り込め詐欺被害件数（件／年）	62	45	30
防犯灯総数（か所）	21,716	23,000	24,000

施策	NO.45	交通安全対策の推進
	目的	交通事故の減少と、安全性の高い交通環境をつくること。

施策を取り巻く状況

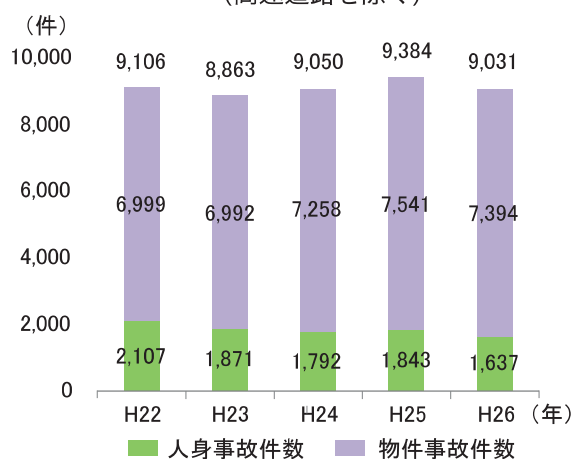
現 状

- ・市内の交通事故発生件数は、年間 9,000 件程度で推移し、人身事故件数については減少傾向にあります。
- ・交通事故の原因は、脇見運転等と一時不停止によるものが多く、また、横断歩道上の死亡・重傷事故が多発しています。
- ・自転車に乗用中の事故が多発しており、事故を起こした自転車の乗り方に法令違反が認められるケースが約 90%となっています。
- ・警察、自治会、交通安全関係団体と連携し、交通安全キャンペーンを各季に実施しています。
- ・市民、自治会等からの要望を受けて、危険な箇所に路面表示やカーブミラー、注意看板、警戒標識、道路照明灯の設置を行っています。
- ・放置自転車対策として、駅周辺を自転車放置禁止区域に指定するとともに、自転車置き方指導員の配置や放置自転車の撤去を行っています。
- ・平成 27（2015）年 4 月に川越駅西口第三自転車駐車を開設しました。

課 題

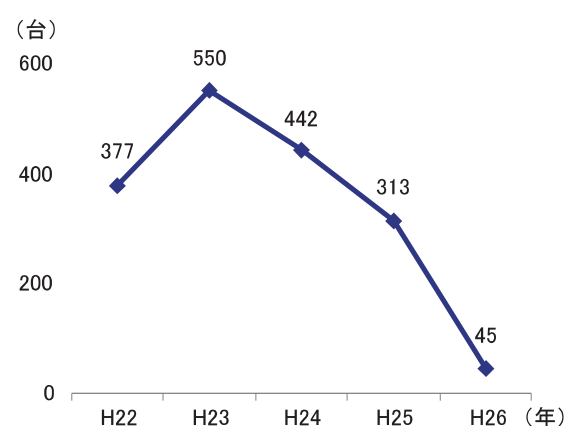
- ・高齢化の進行に伴い、高齢者に交通事故防止の啓発を行う必要があります。
- ・児童生徒の交通の安全を確保するため、地域の実情に応じた通学路の安全対策を積極的に行う必要があります。
- ・老朽化しつつある自転車駐車場の大規模修繕や建替えを検討する必要があります。

交通事故発生件数
(高速道路を除く)



出典：埼玉県警察本部「交通事故統計資料」

放置自転車台数（1日当たり）の推移



川越市防犯・交通安全課調べ

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 交通安全意識の啓発（防犯・交通安全課）

- ① 関係機関と連携し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育指導者の育成を図ります。
- ② 関係機関及び関係団体と連携した交通安全運動を推進し、市民の交通安全に対する意識の向上を図ります。

2 交通安全施設の整備（防犯・交通安全課）

- ① 交通量や沿道の土地利用状況を考慮し、路面表示、カーブミラー、標識看板等の交通安全施設の整備を図ります。
●関連 [No. 21 道路交通体系の整備]

3 通学路安全対策の推進（防犯・交通安全課）

- ① 通学路の整備やグリーンベルト*、標識看板等の設置などにより、児童生徒が安心して利用できる安全な通学路の確保に努めます。
●関連 [No. 21 道路交通体系の整備]

4 自転車利用者への意識啓発と自転車の利用環境の整備（防犯・交通安全課）

- ① 自転車利用者の意識を啓発し、運転マナーの向上や放置自転車の防止に努めます。
- ② 自転車をはじめとして、歩行者や自動車も互いに安心して通行できる環境整備を図ります。
●関連 [No. 22 交通ネットワークの充実]
- ③ 駅周辺に自転車駐車を計画的に整備し、適切に維持管理を行います。また、民営自転車駐車場の設置に対する支援に努めます。



交通安全キャンペーン

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
交通事故発生件数（件／年） ※高速道路を除く	9,031	8,570	8,120
放置自転車台数（台／日）	45	35	30
カーブミラー総数（か所）	5,852	6,210	6,500

*グリーンベルト：道路の路側帯を緑色にカラー化すること。通学児童を含む歩行者の通行位置を明確にするだけでなく、ドライバーに対して通学路であることを認識させる効果がある。

施策	NO.46	市民生活の支援
	目的	安全・安心な市民生活の支援と市民ニーズを満たした葬祭事業を実施すること。

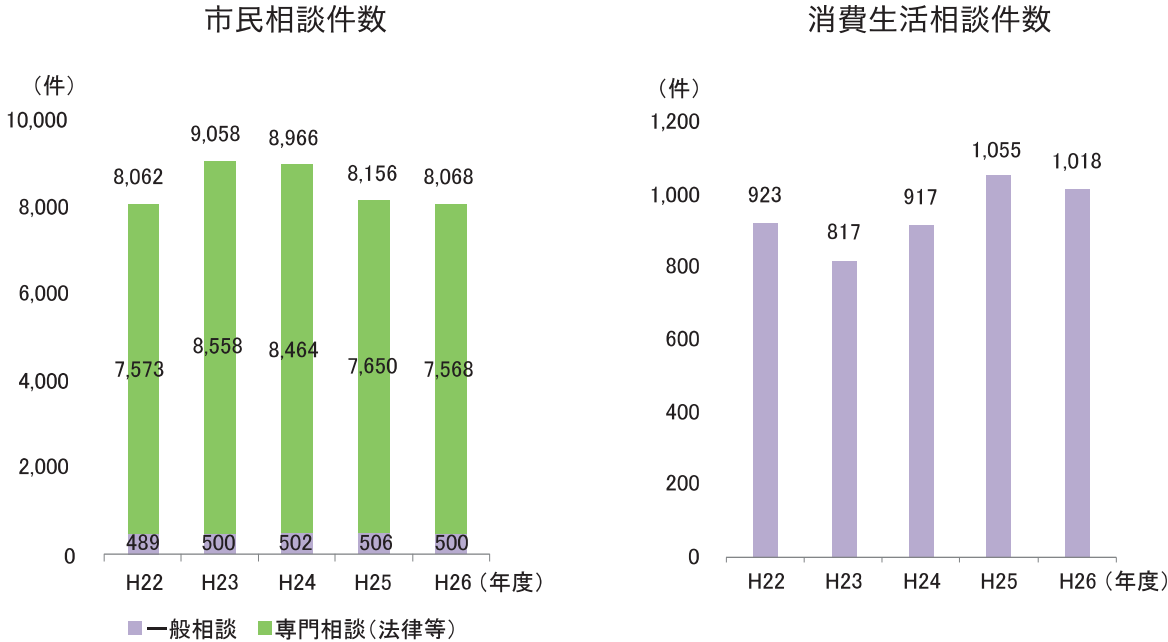
施策を取り巻く状況

現 状

- ・ インターネットを利用した新たな販売方法の普及など、消費者をめぐる環境は変化しています。
- ・ 消費者トラブルに巻き込まれる事例は、高齢者で増加しています。
- ・ 法律相談をはじめとした各種相談窓口を開設しています。
- ・ 核家族化の進行等により、家族葬など小規模葬儀が増加しています。
- ・ 高齢化の進行により、火葬件数の増加が見込まれています。

課 題

- ・ 社会状況の変化を把握し、既存の相談体制を検証して相談の充実に努める必要があります。
- ・ 国民生活センター、警察、地域コミュニティ等と協力して、高齢者をはじめとした市民の消費者トラブルや被害を防止する取組が必要です。
- ・ 葬祭施設について、多様化した市民ニーズを十分に反映した運営や整備を行う必要があります。



川越市広聴課調べ

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 市民相談の充実（広聴課）

- ① 社会状況の変化に伴い、複雑で多様化する相談内容に応じた相談窓口の充実を図ります。

2 消費生活支援体制の充実（広聴課）

- ① 消費者トラブルに対応できる人材の確保及び資質の向上に努めます。
- ② 国民生活センターをはじめ、県、警察、川越市社会福祉協議会など関係機関との連携を深めます。また、相談業務の充実を図り、多様な消費者トラブルの未然防止に努めます。
- ③ 学校、地域コミュニティ、職場等を対象とした消費者講座、講演会等を行い、消費者教育を推進します。また、街頭キャンペーン等のさまざまな方法により、消費者意識の啓発に努めます。
- ④ 自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどと連携し、高齢者等の消費者トラブルの未然防止に努めます。

●関連 [No. 5 高齢者福祉の推進]

3 葬祭事業の充実（市民課、新斎場建設推進室）

- ① 川越市民聖苑やすらぎのさとについて、適切な運営管理に努めます。
- ② 新斎場について、人と環境に対して十分に配慮した施設として、公園や河川等の周辺環境とあわせて整備します。また、供用開始後は市民ニーズに適切に対応し、効率的な運営管理を図ります。



新斎場（完成イメージ）

第8章 住民自治・行財政運営

つながりによるまちづくりと

持続可能な行財政運営の推進

- 47 住民自治の推進
- 48 行政経営マネジメントの推進
- 49 社会資本マネジメントの推進
- 50 情報化施策の推進
- 51 広域的な連携の推進
- 52 時勢に応じた施策の推進

施策	NO.47	住民自治の推進
	目的	住みよいまちづくりに向け、市民自らが関わるしくみづくりを進めること。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・本市では、意見公募手続*、各種審議会等の委員公募、市民意見箱の設置、タウンミーティングの開催、また第四次川越市総合計画策定時におけるさまざまな市民意見聴取の実施等、市政への市民参加を進めています。
- ・出張所の機能を見直し、窓口業務に加え、公民館と連携した地域活動支援の拠点施設としての市民センターを設置しました。また、平成26（2014）年度から、地域会議*が発足しています。
- ・平成21（2009）年に策定した「川越市協働指針」に基づき、さまざまな事業が行われています。
- ・広報紙やホームページをはじめとした各種情報媒体により、市政情報を発信しています。

課 題

- ・市民が市政へより一層関わるためのしくみづくりが必要です。
- ・住みよい地域づくりに向け、地域課題の解決に市民自らが関わるしくみが必要です。
- ・地方分権時代に対応し、住民の意思と責任が反映された自主的、自立的なまちづくりが必要です。
- ・地域と関連した取組の見直しを行うなど、地域の負担軽減が必要です。
- ・市政情報を効果的に発信する広報機能と市民意見を聴取する広聴機能の充実が必要です。

第8章

住民自治・行財政運営



地域会議の様子



平成26年度に実施した市民意見聴取の取組「川越みらい会議」の様子

*意見公募手続：行政機関が規制条例等の制定改廃や計画の策定などを行う場合に、原案などを公表して事前に住民などから意見や情報提供を求める手続のこと。パブリック・コメント手続ともいう。

*地域会議：地域の中で活動する各種団体等が主体となり、地域が抱えるさまざまな課題について話し合い、課題の解決に向けた取組や将来の方向性について協議する場として設置するもので、住みよい地域づくりを市と協働して推進していくことを目的としている。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 市民参加のしくみづくり（政策企画課）

- ① 意見公募手続や各種審議会等の委員公募などについて充実を図るとともに、ワークショップ*などの手法を取り入れ、市政への市民参加を推進します。
- ② 市民参加により得られた市民のニーズを施策に反映するしくみを検討します。

2 地域内分権の推進（政策企画課、市民センター推進室）

- ① 地域に関わる各種施策の在り方を見直すとともに、地域予算制度を設けるなど、地域内分権*を推進します。
- ② 地域会議の運営や活動に係る支援を行います。また、地域会議の運営体制に応じた各種施策の展開を図ります。
- ③ 市民センターなど地域に根ざした施設を中心に、地域の実情に応じた支援を充実させ、住みよい地域づくりを推進します。

3 多様な主体との協働・ネットワークの充実（市民活動支援課）

- ① 市民、民間団体、事業者との協働を推進します。
- ② 多様な主体間の連携が進むよう、コーディネートに努めるとともに、ネットワークの充実を図ります。

4 地方分権の推進（政策企画課）

- ① 国や県の分権制度を活用し、必要な権限の移譲と財源の確保に向けた取組を推進します。

5 市政情報の発信（広報室、総務課）

- ① 市政に関する情報や、市民が必要とする情報を、分かりやすく効果的に発信します。
- ② 情報の公開を充実し、公正で開かれた市政を推進します。

6 広聴制度の充実（広聴課）

- ① さまざまな方法による広聴機能の充実に努めます。
- ② オンブズマン制度を充実し、公正で信頼される市政を推進します。

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
地域会議が主体となって取り組んだ事業数*（件／年）	0	3	4
市民協働でまちづくりを進めていると感じている市民の割合（％）	—	50	60
提案型協働事業補助金*応募件数 （件／年）	12	17	22
市政情報が分かりやすく提供されていると感じている市民の割合（％）	—	50	60

*ワークショップ：講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったりするなど、参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。

*地域内分権：行政が住民に予算や権限を移譲し、地域の課題を住民自らが考え判断し解決に向けて取り組むこと。

*地域会議が主体となって取り組んだ事業数：全ての地域会議における全事業数を地域会議数で除したもの。

*提案型協働事業補助金：市民活動団体等が地域のさまざまな課題を解決するために、主体的に取り組む協働事業に対して、協働によるまちづくりを推進するためにかかる経費の一部を補助するもの。

施策	NO.48	行政経営マネジメントの推進
	目的	市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、将来にわたり持続可能な行政経営を行うこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・一般会計における本市の歳入の状況は、市税等の自主財源の割合が全体の60%台で推移しています。
- ・一般会計における本市の歳出の状況は、扶助費*の増大等により、義務的経費*の割合が大きくなっていることから、経常収支比率*は90%台で推移し続けており、財政構造が硬直化しています。
- ・本市では「PFI*活用に関する基本指針」に基づき、なぐわし公園 PiKOA 等を整備しています。
- ・今後の事業運営に生かす取組として、本市が実施している事業の在り方について、公開の場で市民や有識者が評価する、事務事業外部評価を実施しています。

課 題

- ・将来にわたって持続可能で、効率的かつ効果的な市政運営を推進するために、計画のマネジメントを行っていく必要があります。
- ・厳しい財政状況の中、将来にわたって各種施策を展開していくためには、計画的な財政運営が必要です。
- ・財源の制約がある中、市民ニーズや社会状況の変化に適応した行政運営を行うため、組織の統廃合や事務の効率化等、限られた行政資源を効率的かつ効果的に活用する取組が必要です。
- ・質の高い市民サービスを提供するために、職員の能力や意識の向上が必要です。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 成果を重視したマネジメントサイクルの推進（政策企画課、行政改革推進課）

- ① 計画、予算、評価の連携を図る PDCA サイクル*を推進し、市民ニーズや社会状況の変化を踏まえ、事業の立案、改善、廃止を図ります。
- ② 施策評価を実施し、施策の達成状況等の検証により、財源、人材等、経営資源の配分の最適化を図ります。
- ③ 事務事業評価を実施し、事業の有効性や効率性等を検証します。
- ④ 経営戦略的な視点に立って重点事業を選定し、確実に施策を推進します。

*扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害のある人等に対して行っているさまざまな支援に要する経費。

*義務的経費：国または地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務付けられている経費のこと。人件費、扶助費及び公債費の3つからなる。

*経常収支比率：地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標。75～80%未満は妥当、80%以上は弾力性を失いつつあるとされる。

2 計画的な財政運営と財源の確保（財政課）

- ①「川越市中期財政計画」に基づき、健全で持続可能な行財政運営に努めます。
- ②公会計財務諸表の整備活用により、市民に分かりやすい財務情報の公開を行うとともに、財政運営の効率化と適正化を図ります。
- ③補助金等の見直しを進め、社会状況の変化に応じた効果的な交付に努めます。
- ④市税の適正かつ公正な課税を行うとともに、市税をはじめとした徴収対策を推進し、収入率の向上に努めます。
- ⑤市をあげて、各種産業の育成・支援、観光産業の活性化、企業の誘致などを推進し、安定的な税収入の確保に努めます。
- ⑥使用料等の定期的な見直しにより、公平な負担と必要な財源の確保に努めます。
- ⑦公有財産の利活用や広告収入の拡大などに取り組むことにより、新たな財源の確保に努めます。

3 行政改革の推進（政策企画課、行政改革推進課）

- ①公民が連携して公共サービスの提供を行うしくみである PPP*活用の基本的な方針を定め、導入を推進します。
- ②事務の外部委託化をはじめ、指定管理者制度の導入等により、民間の経営ノウハウを効果的に活用し、市民サービスのさらなる向上とコストの削減に努めます。
- ③中長期的な視点による定員管理を推進し、より効果的な人員配置に努めます。

4 人材の育成・活用（職員課）

- ①「川越市人材育成基本方針」に基づき、職員研修のさらなる充実を図るとともに、職員の能力開発、人事管理に関する手法により、人材育成と組織活性化に努めます。

5 行政サービスの向上（政策企画課）

- ①申請や届出など窓口機能の充実を図り、市民の利便性の向上に努めます。

第8章

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
施策指標達成状況*（％）	—	70	80
経常収支比率（％）	94.2	92	90
市税収入率（％）	95	96	98

* PFI:Private Finance Initiative の略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法。

* PDCA サイクル：計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のプロセスを順に実施し、改善を次の計画に結び付け、継続的に改善していく手法のこと。

* PPP：Public Private Partnership の略。公と民がパートナーを組んで事業を行うこと。PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

* 施策指標達成状況：「第四次川越市総合計画前期基本計画」に掲げた全ての指標における目標値の達成状況。

施策	NO.49	社会資本マネジメントの推進
	目的	まちづくりの在り方と需要を踏まえ、効率的な社会資本の整備・更新・統廃合・再配置・長寿命化を行うこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・本市では、昭和40年代後半からの急激な人口増加に対応するため、学校や市民センター等の公共施設や道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設といった社会資本の多くをこの時期に整備してきましたが、その多くがしゅん工後30年から40年経過し、今後更新需要がより一層高まると考えられます。
- ・平成25（2013）年3月に、本市が所有、管理する公共施設の利用状況やコスト情報などをまとめ、市民への情報提供を行うために、「川越市公共施設マネジメント白書」を作成しました。
- ・本庁舎は、平成27（2015）年度に耐震化を完了していますが、空調設備等の老朽化や業務量の増加等による狭あい化が進んでいます。

課 題

- ・一斉に更新時期を迎える社会資本について、マネジメントの視点を持って、総合的かつ計画的に整備・更新・統廃合・再配置・長寿命化を行う必要があります。さらに、社会資本マネジメントの取組に当たっては、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化などを前提としたまちづくりにも配慮する必要があります。
- ・老朽化及び狭あい化している本庁舎は、庁舎の使用状況等を考慮し、空調設備等の改修に向けた検討を行っていく必要があります。
- ・社会資本の管理や現況把握だけでなく、資産価値を含めた情報を一元的に管理するための台帳を整備するとともに、社会資本マネジメントを全庁的に行うためのしくみを構築する必要があります。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 効率的な社会資本整備の推進（政策企画課、社会資本マネジメント課、管財課）

- ① 本市が所有、管理する全ての社会資本に対し、総合的かつ長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減や平準化を目指すことを目的とした公共施設等総合管理計画を推進します。
- ② 老朽化している本庁舎について、計画的に空調設備等の整備を進めます。また、将来の建替えに向けて基金の積立てを行います。

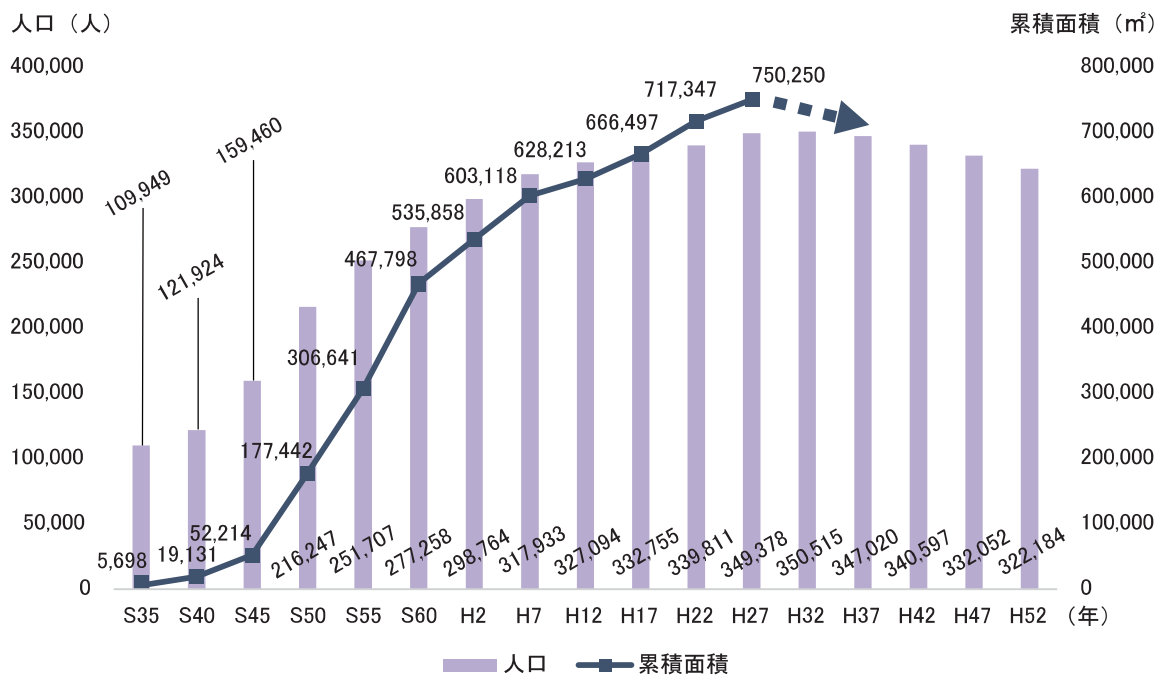
2 公共施設の適正配置（政策企画課、社会資本マネジメント課）

- ① 機能の複合化や集約化を進めて資産の有効活用を図り、現在の公共施設の総量の縮減を目指すとともにその適正配置に努めます。
- ② 人口減少や人口構造の変化等の社会情勢を考慮し、できる限り公共施設の整備を伴わないサービスの提供に切り替え、持続可能なまちづくりを推進します。

3 情報の一元化と利活用（社会資本マネジメント課、財政課、管財課）

- ① 固定資産台帳や複式簿記などを踏まえた新しい公会計制度に基づくデータの活用を進め、社会資本に係るコストを的確に把握し、効果的で効率的な社会資本マネジメントを推進します。

人口推移と公共施設の累積面積*



川越市政策企画課調べ
平成 32 年以降の人口は推計値

*公共施設の累積面積：累積面積の数値については、昭和 35（1960）年はそれ以前からある施設の累積値を示しており、それ以降は平成 27（2015）年までの実績値（小数点以下切り捨て）を示している。また、建築年不詳のものは除いている。

施策	NO.50	情報化施策の推進
	目的	ICT を活用し、市民の利便性の向上や効率的な行財政運営を行うこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・ Wi-Fi *等のインターネット環境の整備、スマートフォンやタブレット端末等の普及などに伴い、インターネットを使ったさまざまなサービスが展開されています。
- ・ インターネットの普及と ICT *の進化により、ビッグデータ*の活用が企業等で進んでいます。
- ・ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が平成 27（2015）年に開始され、複数の機関に存在する個人の情報について連携が可能となります。
- ・ 希望者に対してマイナンバーカードが交付され、身分証明や地方自治体独自のサービスなどでの利用が期待されています。

課 題

- ・ さまざまな手続のオンライン化や ICT の活用等により、市民生活の利便性の向上を図ることが必要です。
- ・ 国のオープンデータ*戦略を踏まえた施策を進めるとともに、ビッグデータなどの各種データを活用し、行政課題に取り組むことが必要です。
- ・ SNS *等を活用した市民と市における双方向のコミュニケーションの充実が必要です。
- ・ 情報機器等に関する経費の縮減や情報システムの効率化を図る必要があります。
- ・ サイバー攻撃や不正アクセス等から、市が保有する個人情報などを防御するための対策の強化が必要です。

* Wi-Fi：Wireless Fidelity の略。無線でネットワークに接続する技術のこと。

* ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

* ビッグデータ：インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。

* オープンデータ：機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。

* SNS：Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 ICT 利活用による利便性の向上（広報室、政策企画課、情報統計課、市民課）

- ① さまざまな手続について、インターネットを利用したオンライン化を推進します。また、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付を推進します。
- ② ホームページの充実と迅速な情報提供に努めます。また、SNS 等の媒体を情報発信やシティセールスに活用します。
- ③ 国のオープンデータ戦略等を踏まえ、市が保有する情報の中からニーズが高い情報を抽出し、積極的にオープンデータ化を推進します。
- ④ マイナンバー制度の導入により、市民サービスの向上や事務の効率化を図ります。

2 政策決定の効率化（政策企画課）

- ① ビッグデータなどの各種データの収集、分析、活用を通じ、さまざまな課題の解決や利便性の向上を図ります。

3 情報通信基盤の適正化（情報統計課）

- ① 情報通信基盤の整備や再構築、情報システムやネットワークの効率化を推進するとともに、情報機器等の導入、保守、運用などにかかる経費の縮減を図ります。
- ② 情報セキュリティ対策の一層の強化を推進します。



第8章

住民自治・行財政運営

指標	実績値	目標値	
	(H26)	H32	H37
電子申請（オンライン手続）の利用件数 （件／年）	5,525	7,000	10,000
オープンデータファイル数（ファイル）	9	100	200

施策	NO.51	広域的な連携の推進
	目的	他の地方自治体と連携し、効率的かつ効果的に行政施策を行うこと。

施策を取り巻く状況

現 状

- ・川島町と川越地区消防組合を設置し、消防や救急の事務の共同処理を行っているほか、ふじみ野市に教育分野の事務を委託するなど、「地方自治法」の制度を活用し、市域を越えた連携や協力の取組を行っています。
- ・多くの地方自治体と災害時における相互応援協定を締結しているほか、さまざまな分野で協議会等を設置し、市民サービスの向上に努めています。
- ・川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町の7市町で構成する埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（レインボー協議会）*で、交流事業などを実施しています。
- ・中核市*市長会や業務核都市*首長会議を通じて、関係自治体と連携し、国等の関係機関に対して施策の提言や要請などを実施しています。
- ・広域的な連携制度の再構築の取組として、平成30（2018）年度から、都道府県による国民健康保険の運営が実施されます。

課 題

- ・広域的な連携により、地域資源の強みと弱みを相互に補完することなど、近隣、遠隔地を問わず、効果的な自治体間連携を検討する必要があります。
- ・レインボー協議会の構成市町と、互いの行政区域を越える共通課題の解決に取り組む必要があります。
- ・多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの向上の視点から、市域を越えた広域的な連携の取組と、必要となる権限の移譲や財源の確保について、一体的に検討を進める必要があります。
- ・県南西部地域の中核都市として、市や周辺自治体の発展につながる取組を積極的に推進する必要があります。

*埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（レインボー協議会）：通勤・通学や商圈など一体的な日常生活圏を形成している地域であることを踏まえ、相互に連携を図り、幅広い交流を通じて魅力ある地域づくりを進めている任意の協議会。レインボー（虹）は、7市町が一体となって都市圏づくりを目指すもので、7つの光の帯が未来への架け橋になることを意味している。

*中核市：「地方自治法」に基づく、人口20万人以上を要件とする地域の中核的都市機能を備えた都市のこと。指定を受けると、保健衛生や都市計画など政令指定都市に準じた権限が都道府県より移譲される。

*業務核都市：東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、レクリエーションなどの都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体としてさまざまな機能を適正配置するために整備される都市。

施策

NO.52

時勢に応じた施策の推進

目的

時勢に応じて市の活性化に取り組むことと、市の魅力を効果的に発信すること。

施策を取り巻く状況

現 状

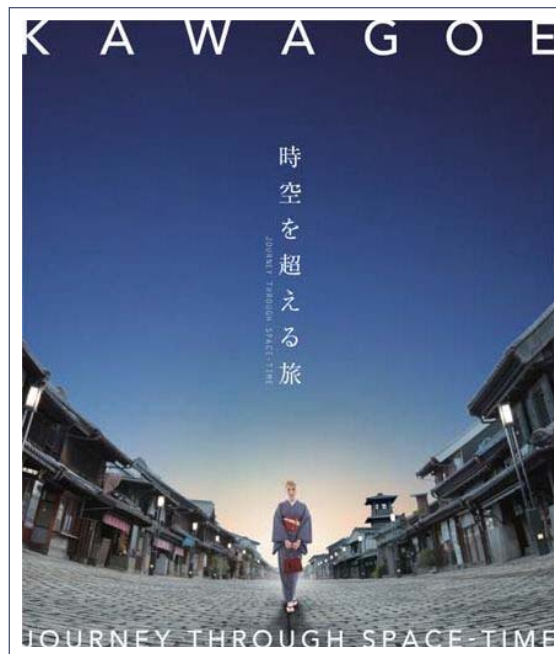
- ・ 2020（平成 32）年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。オリンピックのゴルフ競技が本市で開催される予定です。
- ・ 平成 32（2020）年までに全区間開通予定の圏央道の整備等により、交通の利便性が向上します。
- ・ 平成 34（2022）年には、市制施行 100 周年の大きな節目を迎えます。

課 題

- ・ 東京オリンピックのゴルフ競技が円滑に行われるよう、開催都市としての責務を果たす必要があります。
- ・ オリンピックレガシーとして東京オリンピック・パラリンピックの開催による好影響を、観光、国際交流、スポーツ、文化芸術、教育など、あらゆる分野へ波及させる必要があります。
- ・ 「川越市シティセールス基本方針」に基づき、市内外にまちの魅力や特性を積極的に売り込み、選ばれるまちとなることが必要です。
- ・ 市民や関係団体など多様な主体と連携した、継続的かつ長期的な取組が必要です。

第 8 章

住民自治・行財政運営



「時空を超える旅 ～JOURNEY THROUGH SPACE-TIME～」
(川越市シティプロモーションイメージ)

施策の目的を達成するために取り組むこと（取組施策）

1 東京オリンピックのゴルフ競技の円滑な運営（オリンピック大会室）

- ① セキュリティ、医療サービス、会場への輸送等について、東京都や大会組織委員会などと連携を図りながら準備を進めます。
- ② 国、県及び周辺自治体に対して、会場への輸送に必要な整備を働きかけます。また、選手、大会関係者、観客、会場スタッフが安全かつ確実に移動できるよう、鉄道事業者やバス事業者をはじめ関係機関と調整を図ります。

2 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域の活性化（オリンピック大会室、観光課）

- ① 国内外に向けて、本市の魅力を効果的に PR します。
- ② 市内の関係団体からなる支援委員会における検討などに加え、市民の協力を得ながら、全市をあげて地域の活性化に取り組みます。

3 シティセールスの推進（広報室、政策企画課）

- ① 明確なターゲットを設定し、多様な媒体を用いてターゲットごとに最適な方法で継続的かつ効果的に情報発信を行います。また、分散した情報については、集約し一体的に発信します。
- ② 本市が有する歴史的・文化的遺産、優れた地域特性、産品などの地域資源を発掘するとともに、それらを組み合わせることによる新たな魅力を創出します。
- ③ 各種イベントなどの事業の実施に当たり、市民をはじめとした各主体と連携を図るとともに、市への愛着が高まるような、各主体が主役となって活動できるしくみづくりを推進します。
- ④ 市制施行 100 周年の節目に向けて、本市の魅力の PR 等に効果的な取組を検討します。
- ⑤ 圏央道の整備等による利便性の向上を PR し、交流人口の増加を図ります。
- ⑥ 市内の関係団体等と連携し、さまざまな会議や展示会、イベントなどの誘致を図ります。

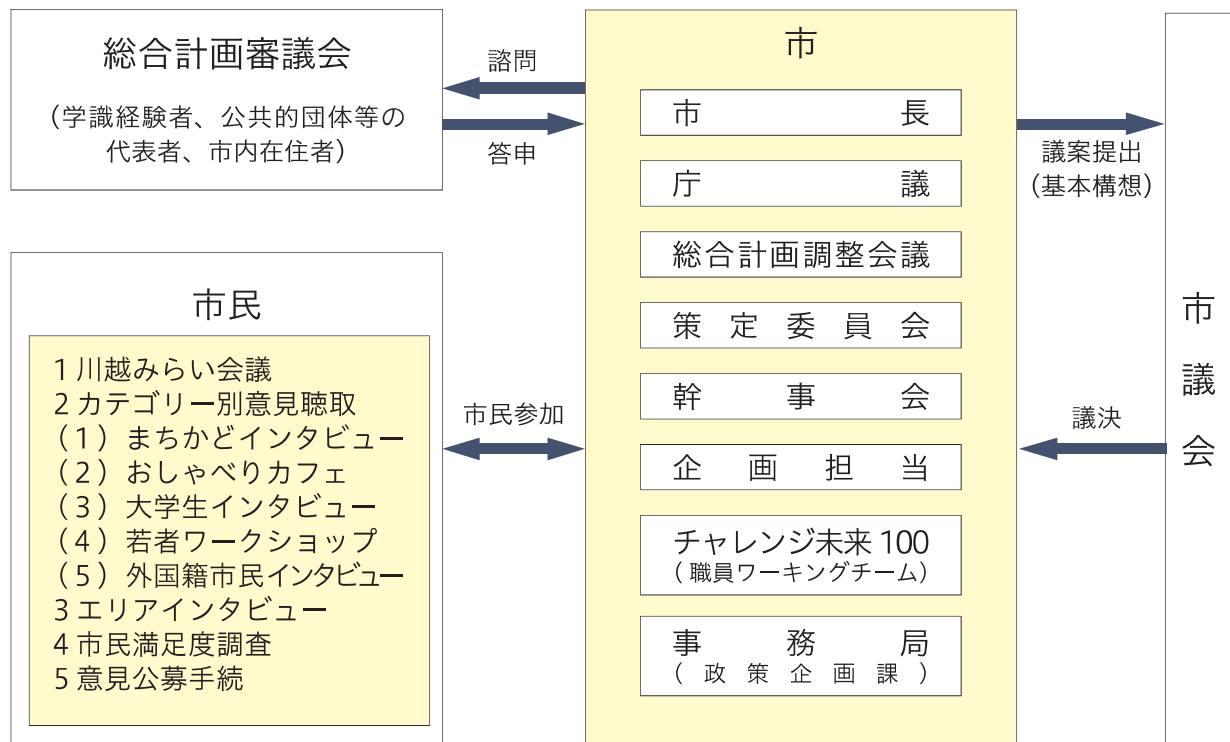
第8章



霞ヶ関カントリー倶楽部
東京オリンピック・ゴルフ競技会場（予定）

資料編

1 第四次川越市総合計画策定経過



(1) 川越市議会

基本構想の議決：平成 27 年 12 月 25 日

(2) 川越市総合計画審議会

総合計画（基本構想及び前期基本計画）の策定に関する基本的事項について審議。

13 回開催

諮問：平成 27 年 2 月 6 日

答申：平成 27 年 11 月 2 日

原案に関する意見：345 件

原案に反映した意見：59 件



総合計画審議会答申の様子

(3) 意見公募手続（パブリック・コメント）

募集期間：平成 27 年 9 月 25 日～10 月 24 日

意見件数：43 件（14 名）

総合計画分野	意見数（件）	総合計画分野	意見数（件）
子ども・子育て	15	産業・観光	4
福祉・保健・医療	1	環境	5
教育・文化・スポーツ	7	地域社会・市民生活	0
都市基盤・生活基盤	7	住民自治・行財政運営	4

(4) 市民満足度調査

調査対象：市内在住の18歳以上の男女から3,000人を無作為抽出

調査期間：平成26年7月31日～9月5日

回収数：1,212件（回収率40.4%）

(5) 市民参加

川越みらい会議やエリアインタビュー、カテゴリー別意見聴取を実施。

参加人数：延べ1,914人

年度	経過
平成25年度	■基礎調査等 ・人口推計、社会状況等の調査 ■市民参加 ・エリアインタビューの実施（10月～12月） ■職員参加 ・チャレンジ未来100による調査報告書作成（7月～3月）
平成26年度	■第1回策定委員会（4月～平成27年9月 19回開催） ■市民満足度調査（7月～9月） ■市民参加（6月～12月） ・川越みらい会議 ・まちかどインタビュー ・おしゃべりカフェ ・大学生インタビュー ・若者ワークショップ ・外国籍市民インタビュー ■策定方針の決定（10月） ■川越市総合計画策定条例制定（10月） ■第1回幹事会（10月～平成27年6月 12回開催） ■チャレンジ未来100 ・基本構想案（施策の大綱）の検討・提案（10月～11月） ■第1回総合計画審議会（2月～平成27年11月 13回開催） ・諮問（2月）
平成27年度	■意見公募手続（9月～10月） ■第13回総合計画審議会 ・答申（11月） ■総合計画案の決定 ・庁議（11月） ■基本構想議決（12月） ■総合計画策定（3月）

2 川越市総合計画審議会

(1) 第四次川越市総合計画について（諮問）

川政発第 194 号
平成 27 年 2 月 6 日

川越市総合計画審議会
会長 溝尾 良隆 様

川越市長 川合 善明

第四次川越市総合計画について（諮問）

川越市総合計画策定条例（平成 26 年条例第 59 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

諮問事項

第四次川越市総合計画（基本構想及び基本計画）の策定に関する事項について、審議を求めます。

(2) 第四次川越市総合計画について（答申）

川総計審発第 7 号
平成 27 年 11 月 2 日

川越市長 川合 善明 様

川越市総合計画審議会
会長 溝尾 良隆

第四次川越市総合計画について（答申）

平成 27 年 2 月 6 日付川政発第 194 号をもって諮問のあった標記の件につきましては、次の意見を添え、別添のとおり答申します。

なお意見は、次の 10 年間に向けて特に留意すべき点として、当審議会の総意として挙げたもので、計画の実施に当たっては尊重されたい。

審議会意見

- 1 日本が少子高齢化、人口減少社会を迎えるなか、市でも平成 30 年をピークとして人口が減少すると推計される。今後、市では持続可能な社会を維持・構築し、市民が住み続けたい、市外からの人たちが住みたいというまちになるよう、総合計画の施策を確実に行之、平成 37 年の将来人口を現在の 35 万人を維持するように努力していただきたい。
- 2 少子化対策では、「子ども・子育て」の章を新たに設け、前面に打ち出した。将来にわたり市の活力を維持するためにも、少子化に対する施策や子育て施策に力を入れていただきたい。
- 3 高齢者誰もが住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムや地域医療体制の確立、障害者の外出支援や社会参加の充実に向けて取り組んでいただきたい。
- 4 未来への投資として、子どもたちへの教育環境の充実を図ることや、市民の健康や生きがいづくりの視点から、スポーツ施策の充実、まちの活力や魅力の向上のための文化芸術活動の充実を図っていただきたい。
- 5 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に、さらに市の活性化や国内外からの来訪者に川越のすばらしさを伝えるためにも、歩いて楽しい、長時間滞在するような観光施策の充実を図っていただきたい。
- 6 意欲的な若者の就農や企業参入を促すような農業施策や、戦略性を持った商業集積を促すような商業施策、既存企業が他市に流出しないようにするのは当然として、むしろ新規企業が進出したくなるような工業施策、安定就労に向けた施策を実施していただきたい。
- 7 市民が日常ふれ合うことができる武蔵野の豊かな里山と市名にも関連する数多くの河川をいかすとともに、市街においては景観施策や空き家解消などの住宅施策、自転車利用者・歩行者の安全確保のための交通施策の充実など快適なまちづくりを進め、住みたい、訪れたい市のブランド力の向上を目指していただきたい。
- 8 基本構想の理念にある人と人とのつながりを大切に、地域コミュニティの充実を図りながら、市政への市民参加の充実や、地域内分権の推進に力を入れるなど、住民自治の推進に積極的に取り組んでいただきたい。

(3) 川越市総合計画審議会委員名簿

会 長	溝 尾 良 隆	学識経験者 (前大学教授・帝京大学経済学部)
副会長	河 野 哲 夫	川越市体育協会

1 学識経験者

委 員	江 田 肇	市議会議員
〃	大 泉 一 夫	市議会議員
〃	川 口 知 子	市議会議員
〃	小野澤 康 弘	市議会議員
〃	川 口 啓 介	市議会議員
〃	高 橋 剛	市議会議員
〃	山 木 綾 子	市議会議員
〃	小 林 薫	市議会議員
〃	伊 藤 匡 美	学識経験者(大学教授・東京国際大学商学部)
〃	関 口 一 郎	学識経験者(公益社団法人全国行政相談委員 連合協議会会長・元埼玉県副知事)
〃	野 澤 千 絵	学識経験者(大学教授・東洋大学理工学部)
〃	真 下 英 二	学識経験者(大学准教授・尚美学園大学総合 政策学部)
〃	山 崎 明 美	学識経験者(大学・大学院准教授・東邦音楽 大学・大学院)

2 市内の公共的団体等の代表者

委 員	岩 堀 和 久	川越商工会議所
〃	岡 田 弘	川越市身体障害者福祉会連合会
〃	小 倉 元 司	いるま野農業協同組合
〃	柿 沼 昭 弘	川越市PTA連合会
〃	小 室 万 里	一般社団法人川越市医師会
〃	櫻 井 晶 夫	川越市自治会連合会
〃	重 成 大 毅	公益社団法人川越青年会議所
〃	杉 山 榮 子	川越市女性団体連絡協議会
〃	関 口 俊 一	川越市文化団体連合会
〃	長 坂 江	連合埼玉川越・西入間地域協議会
〃	原 伸 次	川越市老人クラブ連合会
〃	山 岡 俊 彦	川越地方労働組合連絡協議会

3 市内に住所を有する者

委 員	平 嶋 こずえ	公 募
〃	町 田 一 枝	公 募

前委員	片 野 広 隆	市議会議員(平成27年5月1日まで)
〃	吉 田 光 雄	市議会議員(平成27年5月1日まで)
〃	牛 窪 多喜男	市議会議員(平成27年5月1日まで)
〃	三 上 喜久蔵	市議会議員(平成27年5月1日まで)
〃	高 橋 直 郁	公 募(平成27年5月15日まで)

(4) 開催経過

第1回	平成27年2月6日(金) ○委員の委嘱 ○会長・副会長の選出 ○諮問
第2回	平成27年3月20日(金) ○川越市の現状と課題について
第3回	平成27年7月13日(月) ○第四次川越市総合計画基本構想(原案)について
第4回	平成27年7月23日(木) ○第四次川越市総合計画前期基本計画(原案)について【共通章、第1章】
第5回	平成27年7月28日(火) ○第四次川越市総合計画前期基本計画(原案)について【第1章、第2章】
第6回	平成27年8月4日(火) ○第四次川越市総合計画前期基本計画(原案)について【第2章、第3章、第4章】
第7回	平成27年8月11日(火) ○第四次川越市総合計画前期基本計画(原案)について【第4章、第5章、第6章】
第8回	平成27年8月17日(月) ○第四次川越市総合計画前期基本計画(原案)について【第6章、第7章】
第9回	平成27年10月2日(金) ○第四次川越市総合計画前期基本計画(原案)について【本市の状況と見通し】
第10回	平成27年10月7日(水) ○審議会意見反映について
第11回	平成27年10月14日(水) ○審議会意見反映について
第12回	平成27年10月28日(水) ○答申案調整について
第13回	平成27年11月2日(月) ○答申

* 委員の任期は平成27年2月6日から、平成27年11月2日まで。

3 市民参加の取組概要

(1) 川越みらい会議

ア 実施方法：無作為抽出した 18 歳以上の市民 3,000 名を対象に参加を募り、6 日間にわたり「市が力を入れるべき取組」等について話し合った。また、毎回メンバーを変えながら、5、6 人の小グループに分かれて話し合い、各グループで提案を行った。最終日（エンディング）には、ワールドカフェ方式で川越市の将来都市像について話し合いを行った。なお、川越みらい会議は、ドイツで考案されたプランニングスツェレと言われる手法を準用して実施した。

イ 参加人数：173 人（延べ参加人数、各回 27～31 人）

ウ 日程

平成 26 年

- 9 月 6 日（土）保健・医療・福祉
- 9 月 7 日（日）教育・文化・スポーツ
- 9 月 13 日（土）都市基盤・生活基盤及び環境
- 9 月 14 日（日）産業・観光
- 9 月 20 日（土）地域社会と市民生活
- 9 月 21 日（日）エンディング

（どんな川越であれば住みたいか）

エ 提案があった将来都市像

- ・ 観光資源を発掘し、中心と周辺が放射状につながるまち
- ・ 歴史、文化、自然が調和し、恒久的に発展し続けるまち
- ・ 一人一人が川越のまちを自慢できる（他県・他市）、最後の一人まで目が届く（高齢者、障害者、子育て世代）、住み続けられる（故郷を大切にできる）まち
- ・ 観光に来た人、住んでいる人、老若男女問わず、誰でも安心・安全にすごせるまち
- ・ 歴史と伝統、文化を守りながら、人と地域をつなげていくまち
- ・ 活気ある観光に力を入れる子育てのしやすいまち

オ 計画への反映：85 件

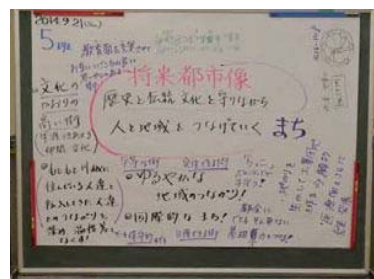
川越みらい会議での話し合いにおいて、「力を入れるべき取組」として出された意見の計画への反映。



川越みらい会議
グループでの話し合いの様子



川越みらい会議
グループ発表の様子



川越みらい会議
提案された将来都市像のひとつ

(2) カテゴリー別意見聴取

ア まちかどインタビュー

- ・ 実施方法：在勤・在学者等を対象に、「住み続けたいまち（住んでみたいまち）になるために必要な施策」について、駅前で聞き取り調査を実施。
- ・ 参加人数：908 人
- ・ 日程：平成 26 年 6 月 23 日（月）～ 27 日（金）
- ・ 計画への反映：275 件



まちかどインタビュー
南古谷駅前でのインタビューの様子

イ 女性限定！ おしゃべりカフェ

- ・ 実施方法：市内在住の 20 代～ 40 代の女性を対象に、女性目線での「住み続けたいまちになるために」をテーマに実施。途中メンバーを入れ替えながら、小グループで話し合い、各グループで提案を行った。（ワールドカフェ方式）
- ・ 参加人数：11 人
- ・ 日程：平成 26 年 9 月 28 日（日）
- ・ 計画への反映：15 件



おしゃべりカフェ
グループでの話し合いの様子

ウ 大学生インタビュー

- ・ 実施方法：市内の大学に在籍する学生を対象に、話し合いのテーマを参加者が提案し、その提案に賛同した参加者同士でグループをつくり、それぞれで話し合い、テーマに沿って議論した。（オープンスペース・テクノロジーの手法にて実施）
- ・ 参加人数：77 人（各大学 15 ～ 23 人）
- ・ 日程：東京国際大学 平成 26 年 9 月 19 日（金）
東邦音楽大学 平成 26 年 9 月 26 日（金）
東洋大学 平成 26 年 10 月 7 日（火）
尚美学園大学 平成 26 年 12 月 16 日（火）
- ・ 計画への反映：28 件



大学生インタビュー
グループでの話し合いの様子

エ 若者ワークショップ

- ・ 実施方法：市が、市立中学校の生徒に対し、青少年の健全育成を目的に毎年実施している、川越市少年の船・翼事業の修了者を対象に、「住み続けたいまち（住んでみたいまち）」をテーマに、小グループで話し合い、各グループで提案を行った。
- ・ 参加人数：23 人
- ・ 日程：平成 26 年 8 月 10 日（日）
- ・ 計画への反映：12 件



若者ワークショップ
グループでの話し合いの様子

オ 外国籍市民インタビュー

- ・ 実施方法：タウンミーティングに参加した外国籍市民、国際交流センターの日本語教室の学習者、市内在学の留学生を対象に、「外国籍市民から見た住みやすいまちづくり」をテーマに聞き取り調査及び一部アンケートによる調査を行った。
- ・ 参加人数：131 人（16 か国）
- ・ 日程：平成 26 年 8 月～9 月
- ・ 計画への反映：19 件



外国籍市民インタビュー
国際交流センターで日本語教室の学習者にインタビュー

(3) エリアインタビュー

- ・ 実施方法：市民を対象に、地域の「魅力」、「課題」、「住み続けたいと思う地域になるために何に力を入れるべきか」をテーマに、途中メンバーを入れ替えながら、小グループで話し合い、各グループで提案を行った。（ワールドカフェ方式）
- ・ 参加人数：591 人（延べ参加人数）
- ・ 日程：平成 25 年 10 月～12 月（17 公民館×2 回実施）
- ・ 計画への反映：235 件

「住み続けたいと思う地域になるために何に力を入れるべきか」として、出された意見の計画への反映。



エリアインタビュー
グループでの話し合いの様子

4 庁内体制

(1) 庁議（全 3 回 平成 26 年 10 月、平成 27 年 7 月、平成 27 年 11 月）

行政運営の基本方針、重要施策等について協議し、決定する最高の政策審議会議。策定方針や第四次川越市総合計画案を決定した。

(2) 総合計画調整会議（全 4 回 平成 26 年 9 月～平成 27 年 8 月）

総合計画の策定に係る重要事項や基本計画及び実施計画の進行管理に係る重要事項を審議する。市長、副市長、政策財政部長、総務部長及び政策企画課長により組織。

(3) 策定委員会（全 19 回 平成 26 年 4 月～平成 27 年 9 月）

総合計画の策定に係る基本的事項や原案に関する事項等を検討する。副市長、教育長、上下水道事業管理者及び部長級職員等により組織。

(4) 幹事会（全 12 回 平成 26 年 10 月～平成 27 年 6 月）

総合計画の原案を検討する。政策財政部長、関係課・室長等により組織。

(5) 企画担当

総合計画の原案の作成等を行う。各課・室等から選出された職員により組織。

(6) チャレンジ未来 100

総合計画の策定に必要な調査や市民参加の運営支援等を行うため、庁内公募に応じた職員 60 名により組織。第四次川越市総合計画に向けた事業提案などを実施したほか、第四次川越市総合計画基本構想案（施策の大綱 プロトタイプ版）を検討・提案した。



チャレンジ未来 100 での
ワークショップの様子



企画担当 説明会

策定委員会名簿（◎委員長）

◎風 間 清 司 副市長
 伊 藤 明 教育長
 栗 原 薫 上下水道事業管理者
 矢 部 竹 雄 政策財政部長
 莊 博 彰 総務部長
 大 岡 敦 市民部長
 牛 窪 佐千夫 文化スポーツ部長
 庭 山 芳 樹 福祉部長
 小谷野 明 こども未来部長
 関 根 水 絵 保健医療部長
 佐 藤 嘉 晃 環境部長
 早 川 茂 産業観光部長
 伊 藤 大 都市計画部長
 小谷野 雅 夫 建設部長
 松 田 裕 二 会計管理者
 福 田 儀 夫 経営管理部長
 土 井 一 郎 事業推進部長
 佐 藤 美智子 議会事務局長
 横 田 隆 教育総務部長
 小 林 英 二 学校教育部長
 赤 沢 由美子 選挙管理委員会事務局長
 筋 野 博 之 監査委員事務局長
 後 藤 泰 治 農業委員会事務局長
 斉 木 利 之 川越地区消防組合消防局長
 * 奥 山 秀 副市長
 * 尾 崎 利 則 上下水道事業管理者
 * 木 島 宣 之 市民部長
 * 根 岸 孝 司 環境部長
 * 岸 田 政 明 産業観光部長
 * 野 原 英 一 建設部長
 * 今 井 孝 雄 会計管理者
 * 秋 山 正 選挙管理委員会事務局長
 * 大久保 愛一郎 川越地区消防組合消防局長

幹事会名簿（◎幹事長 ○副幹事長）

◎矢 部 竹 雄 政策財政部長
 ○永 堀 孝 明 政策企画課長
 川 村 清 美 行政改革推進課長
 土 屋 正 裕 財政課長
 大河内 徹 総務課長
 吉 敷 亘 弘 市民活動支援課長
 久津間 則 子 文化芸術振興課長
 山 下 秀 美 福祉推進課長
 円城寺 実 こども政策課長
 奥 富 敦 夫 保健医療推進課長
 箕 輪 信一郎 環境政策課長
 田 中 三喜雄 産業振興課長
 石 井 隆 文 都市計画課長
 染 谷 経 夫 建設管理課長
 樋 口 紀 子 会計室長
 瀬 尾 幸 久 経営総務課長
 田 島 佳 晴 下水道整備課長
 川 合 俊 也 教育総務課長
 中 野 浩 義 学校管理課長
 山 崎 明 美 女性委員（男女共同参画課長）
 宇津木 寿 子 女性委員（川鶴市民センター所長）
 後 藤 徳 子 女性委員（こども安全課長）
 安 藤 初 代 女性委員（医療助成課長）
 細 田 豊 子 女性委員（衛生検査課長）
 池 田 麗 子 女性委員（都市景観課副主幹）
 山 崎 紀 子 女性委員（教育センター副参事）
 * 大 岡 敦 政策企画課長
 * 齊 藤 洋 一 行政改革推進課長
 * 細 田 隆 司 市民活動支援課長
 * 前 島 和 行 文化芸術振興課長
 * 吉 敷 亘 弘 福祉推進課長
 * 小 高 理 典 産業振興課長
 * 土 井 一 郎 都市計画課長
 * 小 林 勝 彦 経営総務課長
 * 清 水 輝 男 下水道整備課長
 * 横 山 敦 子 女性委員（教育センター副参事）

* 前委員（所属・職名は当時のもの）

チャレンジ未来 100 名簿

赤 見 義 和	秋 山 厚 子	新 井 雄一郎	飯 田 美智子	石 川 貴 史
伊 藤 奈邦子	今 井 真 人	今 成 智 史	岩 田 周 夫	宇 塚 芳 人
宇津木 寿 子	榎 本 絵 美	及 川 高 男	大 堂 佑 子	大 森 康 孝
大谷内 啓 介	岡 安 徹 也	小 高 慎太郎	鹿 島 純 一	粕 谷 明 彦
勝 浦 盛 幸	門 倉 史 浩	栗 原 俊 也	黒 崎 文 江	小 林 絵里子
五 味 弘 企	小 峰 恵 子	今 野 和 昭	境 田 博 志	佐々木 亮
鹿 野 徳 子	清 水 克 彦	菅 原 久美子	杉 原 徹	鈴 木 匠
関 根 一 美	曾 根 靖 人	高 篠 拓 也	瀧 澤 広 枝	田 中 恵 里
田 中 啓 一	徳 田 将 史	冨 田 雅 子	中 島 恵 子	中 村 小夜子
野 口 暁 則	原 田 智栄子	菱 沼 伸 子	福 岡 歩 美	松 本 裕 樹
松 本 良 枝	間仁田 雅 彦	宮 川 真理子	矢 島 勝 寿	矢 島 亨
山 下 由加里	山 田 翠	吉 澤 瑠 美	吉 田 英 仁	渡 部 哉 子

文書精査担当名簿

後 藤 徳 子	こども安全課長
坂 口 純 一	市民税課副課長
中 村 光 孝	産業振興課副主幹
味 方 翼 樹	文化芸術振興課主査

事務局職員名簿

矢 部 竹 雄	政策財政部長
永 堀 孝 明	政策財政部副部長
北 條 克 彦	政策企画課副課長
福 田 純 子	政策企画課主査
小 川 覚一郎	政策企画課主査
水 村 将 晃	政策企画課主査
山 岸 正 博	政策企画課主任
中 村 卓	政策企画課主任
亀 山 大 輔	政策企画課主任
横 尾 武 彦	政策企画課主事
赤 見 義 和	政策企画課主事
* 福 田 司	政策財政部長
* 大 岡 敦	政策財政部副部長
* 宇津木 寿 子	政策企画課副課長
* 今 井 真 人	政策企画課主査
* 中 村 光 孝	政策企画課主査
* 橋 本 光 司	政策企画課主任
* 太 田 康 之	政策企画課主任
* 五 味 弘 企	政策企画課副主任
* 内 野 悦 子	政策企画課主事

* 前事務局職員（所属・職名は当時のもの）

5 第四次川越市総合計画 指標一覧

施策 No.	指標		実績値	目標値		担当課
			H26	H32	H37	
1	出生数（人／年）		2,824	2,500	2,500	政策企画課
	乳幼児健診受診率 （％）	4 か月児	94.0	96.0	97.0	健康づくり支援課
		1 歳 6 か月児	96.4	97.0	98.0	
		3 歳児	93.4	95.0	97.0	
2	子育て支援拠点の設置数（か所）		18	25	25	こども育成課
	ファミリー・サポート・センター依頼会員実 利用者数（人／年）		247	300	350	こども育成課
	ひとり親家庭の就業実績（人）		43	250	500	こども家庭課
3	保育園待機児童数（人）		74 (H27)	0	0	保育課
	認定こども園の累計数（園）		—	5	7	保育課
4	青少年団体が行う活動事業回数（回／年）		52	60	70	こども育成課
5	介護支援ボランティア事業登録者の累計数 （人）		—	500	1,000	高齢者いきがい課
	介護予防事業延べ参加者数（人／年）		2,340	3,000	3,800	地域包括ケア推進課
	認知症サポーター養成講座の受講者数 （人／年）		2,036	2,680	3,420	地域包括ケア推進課
6	障害者施策の満足度（％）		37.4 (H25)	40	42	障害者福祉課
	福祉施設から一般就労への移行者数(人／年)		44	50	55	障害者福祉課
7	コミュニティソーシャルワーク実践者養成研 修の受講者累計数（人）		153	330	480	福祉推進課
9	健康寿命（年）		男 16.80 女 19.55 (H25)	男 17.43 女 20.18	男 18.06 女 20.81	健康づくり支援課
	かかりつけ歯科医を持つ市民（％）		76.8	85.0	87.0	健康づくり支援課
	三大生活習慣病死亡数の比率（％）		58.01 (H23-25 平均)	57.0 (H28-30 平均)	56.0 (H33-35 平均)	健康管理課
10	結核り患率（人口 10 万対）		13.8	10	10	保健予防課
	かかりつけ医を持つ世帯（％）		63.7 (H27)	68	73	保健医療推進課
	在宅療養支援診療所の累計数（か所）		14	22	33	保健医療推進課

施策 No.	指標	実績値	目標値		担当課
		H26	H32	H37	
11	市民講座開催数（件／年）	49	53	55	文化芸術振興課
	市立図書館での市民一人当たりの貸出数 （冊・点／年）	4.89	5.17	5.24	中央図書館
12	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において「国語、算数・数学の勉強は大切だと思う」と回答した児童生徒の割合（％）	91.9	92.5	93.0	教育指導課
	同調査で「自分にはよいところがあると思う」「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合（％）	75.6	78.0	80.0	教育指導課
	新体力テスト総合評価（5段階）においてA～C評価の生徒の割合（％）	84.9	85.5	86.0	教育指導課
13	大規模改造工事進捗率（％）	59.8	81.0	100	教育財務課
	全小学校における学校図書館図書標準の達成率の平均値（％）	83.3	92.4	100	教育指導課
	学校給食における地場産農産物使用割合（％）	8.1	22.0	22.0	学校給食課
14	ウェスタ川越大ホール稼働率（％）	—	60.0	60.0	文化芸術振興課
	文化施設（やまぶき会館、西文化会館、南文化会館、川越駅東口多目的ホール）の利用者数（人／年）	311,899	321,000	330,000	文化芸術振興課
	市立美術館常設展・特別展観覧者数（人／年）	67,652	69,000	70,000	美術館
16	ボランティア活動者数（人／年）	2,666	3,000	3,200	国際文化交流課
	日本語教室参加者数（人／年）	3,373	3,900	4,300	国際文化交流課
17	成人の週1回以上のスポーツ実施率（％）	53.8	60.0	65.0	スポーツ振興課
	総合型地域スポーツクラブの数（件）	3	5	6	スポーツ振興課
18	「川越市地区街づくり推進条例」に基づく計画の認定数（件）	0	1	2	都市計画課
19	主要駅周辺の都市計画道路の整備率（％）	29.3	42.1	52.2	都市計画課
20	歴史的町並み景観を形成している地域の歩行者・自転車通行量（人／年）	83,549	110,000	121,000	都市景観課
	歴みち事業の整備率（％）	34.3	43.9	54.3	都市景観課 道路街路課
21	都市計画道路の整備率（％）	44.1	46.1	47.1	都市計画課
	幹線道路（市道）整備 工事整備済延長累計（m）	80,327	85,000	86,800	道路街路課
22	平日の市内鉄道駅における路線バス等発着延べ便数（便／日）	2,768	2,850	2,850	交通政策課
	市内循環バスの利用者数（人／年）	351,958	370,700	370,700	交通政策課
	路線バスの利用者数（人／年）	9,492,906	9,777,600	9,777,600	交通政策課
	市内鉄道駅の乗降人員数（人／年）	152,482,765	157,057,200	157,057,200	交通政策課

施策 No.	指標	実績値	目標値		担当課
		H26	H32	H37	
23	久保川改修の進捗状況（％）	—	17	53	河川課
	雨水管きよの累計整備延長（m）	111,783	112,320	112,820	事業計画課
24	水道事業の有収率（％）	94.2	94.5	94.8	総務企画課
	配水管の耐震化率（％）	16.1	23.0	29.0	事業計画課
25	下水道事業の有収率（％）	68.6	75.0	80.0	総務企画課
	長寿命化管きよ延長（km）	30.2	32.9	34.9	事業計画課
26	公園・広場等の利用のしやすさ（％）	49.2 (H24)	52.0	54.0	公園整備課
27	空き家率（％）	11.0 (H25)	11.0	11.0	防犯・交通安全課
28	市内総生産額（億円／年）	10,673 (H24)	11,750	12,096	産業振興課
	開設事業所数（事業所／年）	222 (H23)	255	265	産業振興課
29	川越しごと支援センターが実施するセミナー参加者数（人／年）	1,614	1,700	1,800	雇用支援課
	川越しごと支援センターでの就職件数／紹介件数（％）	11.9	13.0	14.0	雇用支援課
30	農産物直売所の年間販売額（億円）	6.1	7.1	7.6	農政課
	人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数（経営体）	36	150	200	農政課
31	小売業商品販売額（百万円／年）	288,538 (H24)	289,000	290,000	産業振興課
	中心市街地の空き店舗数（か所／年）	74 (H24)	64	60	産業振興課
32	製造品出荷額等（百万円／年）	1,031,300 (H25)	1,040,000	1,050,000	産業振興課
	企業立地支援事業所の累計数（事業所）	4	7	10	産業振興課
	ものづくりブランド認定の累計数（件）	19	45	70	産業振興課
33	観光客数（万人／年）	657.9	720.0	750.0	観光課
	観光客のリピーターの割合（％）	46.3	50.0	60.0	観光課
	外国人観光客数の割合（％）	1.1	2.5	3.0	観光課
	観光時間半日以上観光客割合（％）	55.6	60.0	65.0	観光課

施策 No.	指標	実績値	目標値		担当課
		H26	H32	H37	
34	環境教育・環境学習に関する事業数 (事業/年)	53	60	70	環境政策課
	環境指標の目標値達成状況 (%)	33.3	40.0	50.0	環境政策課
35	市域における温室効果ガス排出量 (千 t -CO ₂ /年)	1,728 (H23)	1,067	937	環境政策課
36	ごみ排出量 (t/年)	114,238	109,188	107,958	資源循環推進課
	リサイクル率 (%)	25.0	30.0	35.0	資源循環推進課
	つばさ館来館者数 (人/年)	49,261	53,000	55,000	資源循環推進課
37	保存樹林指定面積 (m ²)	478,235	496,235	511,235	環境政策課
	市民花壇累計指定数 (か所)	74	104	129	環境政策課
38	水質汚濁に係る環境基準達成状況 (%)	89	100	100	環境対策課
	大気環境基準達成状況 (%)	71	82	100	環境対策課
39	自治会加入率 (%)	78.0	79.0	80.0	市民活動支援課
40	広島・長崎の平和式典への市民派遣事業の累計参加者数 (人)	274	377	436	総務課
41	法律または条例により設置された各種審議会等における女性の登用率 (%)	32.5	35.0	40.0	男女共同参画課
42	避難行動要支援者名簿を備えた自治会の割合 (%)	—	50.0	80.0	防災危機管理室
	自主防災組織結成率 (%)	75.9	85.0	90.0	防災危機管理室
43	川越市消防団員数 (人)	301	330	330	消防局総務課
	救命率 (%)	14.1	17.0	20.0	消防局救急課
	出火率 (件/人口1万人)	3.6	3.2	2.8	消防局予防課
44	刑法犯認知件数 (件/年)	3,870	3,600	3,500	防犯・交通安全課
	振り込め詐欺被害件数 (件/年)	62	45	30	防犯・交通安全課
	防犯灯総数 (か所)	21,716	23,000	24,000	防犯・交通安全課
45	交通事故発生件数 (件/年)	9,031	8,570	8,120	防犯・交通安全課
	放置自転車台数 (台/日)	45	35	30	防犯・交通安全課
	カーブミラー総数 (か所)	5,852	6,210	6,500	防犯・交通安全課

施策 No.	指標	実績値	目標値		担当課
		H26	H32	H37	
47	地域会議が主体となって取り組んだ事業数 (件／年)	0	3	4	市民センター推進室
	市民協働でまちづくりを進めていると感じて いる市民の割合（％）	—	50	60	政策企画課
	提案型協働事業補助金応募件数（件／年）	12	17	22	市民活動支援課
	市政情報が分かりやすく提供されていると感じ ている市民の割合（％）	—	50	60	政策企画課
48	施策指標達成状況（％）	—	70	80	政策企画課
	経常収支比率（％）	94.2	92	90	財政課
	市税収入率（％）	95	96	98	収税課
50	電子申請（オンライン手続）の利用件数 (件／年)	5,525	7,000	10,000	情報統計課
	オープンデータファイル数（ファイル）	9	100	200	情報統計課
51	他の地方自治体と連携している事務事業の数 (件)	24	29	34	政策企画課

6 個別計画一覧

	計画等の名称	計画等の期間	担当課
1	川越市子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度～平成 31 年度	こども政策課
2	川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 年度～平成 31 年度	地域創生課
3	第二次川越市保健医療計画	平成 28 年度～平成 32 年度	保健医療推進課
4	川越市高齢者保健福祉計画・第 6 期川越市介護保険事業計画（すこやかプラン・川越）	平成 27 年度～平成 29 年度	地域包括ケア推進課
5	川越市障害者支援計画	平成 27 年度～平成 29 年度	障害者福祉課
6	第三次川越市地域福祉計画	平成 28 年度～平成 32 年度	福祉推進課
7	第二期川越市国民健康保険特定健康診査等実施計画	平成 25 年度～平成 29 年度	国民健康保険課
8	健康かわごえ推進プラン（第二次健康日本 21・川越市計画、第二次川越市食育推進計画、川越市歯科口腔保健計画）	平成 27 年度～平成 31 年度	健康づくり支援課
9	第三次川越市生涯学習基本計画	平成 28 年度～平成 32 年度	文化芸術振興課
10	第二次川越市教育振興基本計画	平成 28 年度～平成 32 年度	教育総務課
11	第二次川越市文化芸術振興計画	平成 28 年度～平成 32 年度	文化芸術振興課
12	川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画	平成 11 年度～	都市景観課
13	第四次川越市国際化基本計画	平成 28 年度～平成 32 年度	国際文化交流課
14	第二次川越市生涯スポーツ振興計画	平成 23 年度～平成 32 年度	スポーツ振興課
15	川越市都市計画マスタープラン	平成 12 年度～平成 34 年度	都市計画課
16	川越市歴史的風致維持向上計画	平成 23 年度～平成 32 年度	都市景観課
17	川越市景観計画	平成 26 年度～	都市景観課
18	川越市水道ビジョン	平成 21 年度～平成 30 年度	総務企画課
19	川越市上下水道事業中期経営計画	平成 27 年度～平成 31 年度	総務企画課
20	改定川越市建築物耐震改修促進計画	平成 28 年度～平成 32 年度	建築指導課

	計画等の名称	計画等の期間	担当課
21	川越市産業振興ビジョン	平成 28 年度～平成 32 年度	産業振興課
22	川越市中心市街地活性化基本計画	平成 27 年度～平成 32 年度	産業振興課
23	川越市農業振興計画後期改訂版	平成 26 年度～平成 30 年度	農政課
24	川越農業振興地域整備計画（平成 25 年度見直し版）	平成 25 年度～（5 年程度で見直し）	農政課
25	第二次川越市観光振興計画	平成 28 年度～平成 37 年度	観光課
26	第三次川越市環境基本計画	平成 28 年度～平成 37 年度	環境政策課
27	第二次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	平成 25 年度～平成 32 年度	環境政策課
28	第四次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	平成 28 年度～平成 32 年度	環境政策課
29	川越市緑の基本計画（平成 28 年 3 月改定版）	平成 28 年度～平成 37 年度	環境政策課
30	川越市一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画」編	平成 28 年度～平成 42 年度	資源循環推進課
31	川越市一般廃棄物処理実施計画	平成 28 年度～（1 年ごとに改定）	資源循環推進課
32	川越市一般廃棄物処理基本計画「生活排水処理基本計画」編	平成 22 年度～平成 37 年度	資源循環推進課
33	第五次川越市男女共同参画基本計画（かわごえ男女共同参画プランⅤ）	平成 28 年度～平成 32 年度	男女共同参画課
34	川越市国民保護計画	平成 22 年 11 月改定～	防災危機管理室
35	川越市地域防災計画	平成 27 年 3 月改定～	防災危機管理室
36	川越市中期財政計画	平成 28 年度～平成 32 年度 （毎年度改定）	財政課
37	第三次川越市市税等収入率向上プラン	平成 28 年度～平成 30 年度	収納対策課
38	第三次川越市公有地利活用計画	平成 27 年度～平成 29 年度	管財課

第四次川越市総合計画
(基本構想、前期基本計画)

平成 28 (2016) 年 3 月

発行 川越市 政策企画課

〒 350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1

電話 049-224-8811 (大代表)

電話 049-224-5503 (直通)

Fax 049-225-2895

E-mail seisakukikaku@city.kawagoe.saitama.jp

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp>

※本文中の組織名の表記は平成 28 (2016) 年 4 月現在のものです。



川越市シンボルマーク

～ 理 念 ～

人と人のつながりから広がるまちづくり
魅力を高め、活力を生み出すまちづくり
持続可能なまちづくり

